

資料 2

令和6年11月8日（金）
第3回子育て支援推進委員会

佐倉市こども計画

未定稿

※内容は、今後変更となります。

令和6年11月

佐 倉 市

空白

はじめに

市長コメント

市長の
写真

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	5
3	計画の対象	6
4	計画の期間	6
5	計画の策定方法	6
第2章	佐倉市のこども・若者の現状	7
1	総人口と世帯等の推移	7
2	少子化の動向	10
3	子育て支援サービスの現状	12
4	こども・若者を取り巻く状況	17
5	第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	29
6	第4次佐倉市青少年育成計画の進捗状況	30
7	こども計画策定のためのニーズ調査結果	31
8	佐倉市のこども・若者を取り巻く現状と課題	59
第3章	計画の基本的な考え方	63
1	計画の基本理念	63
2	計画の基本目標	64
3	計画の体系（仮）	66
第4章	基本施策の展開	67
基本目標1	安心して子を生み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち	67
基本目標2	いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち	73
基本目標3	こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち	81
基本目標4	子育てを温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち	85
第5章	こども・子育て支援施策	93
1	子ども・子育て支援制度の事業体系	93
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	94
3	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域	94

4	教育・保育の提供.....	98
5	地域子ども・子育て支援事業の提供.....	115
第6章	佐倉市こどもの貧困対策計画.....	150
1	こどもの貧困と日本のこどもの状況.....	150
2	佐倉市のこどもや家庭を取り巻く主な現状と課題.....	154
3	こどもの貧困対策の全体像.....	155
4	こどもの貧困対策に関する施策の展開.....	156
5	こどもの貧困対策に関する各種取組.....	160
第7章	計画の実現のために.....	171
1	計画の推移体制.....	171
2	計画の進捗管理.....	171



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

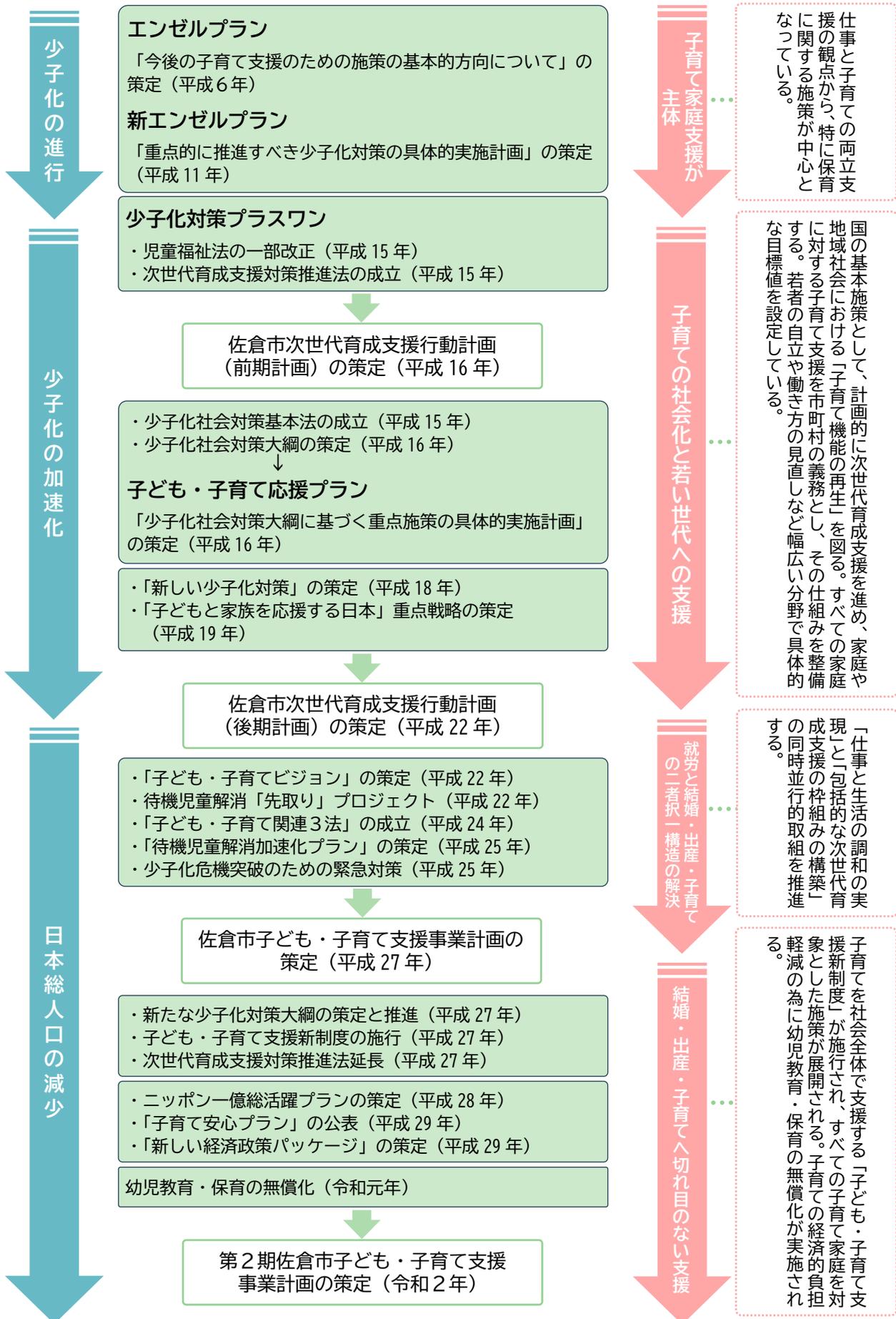
我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

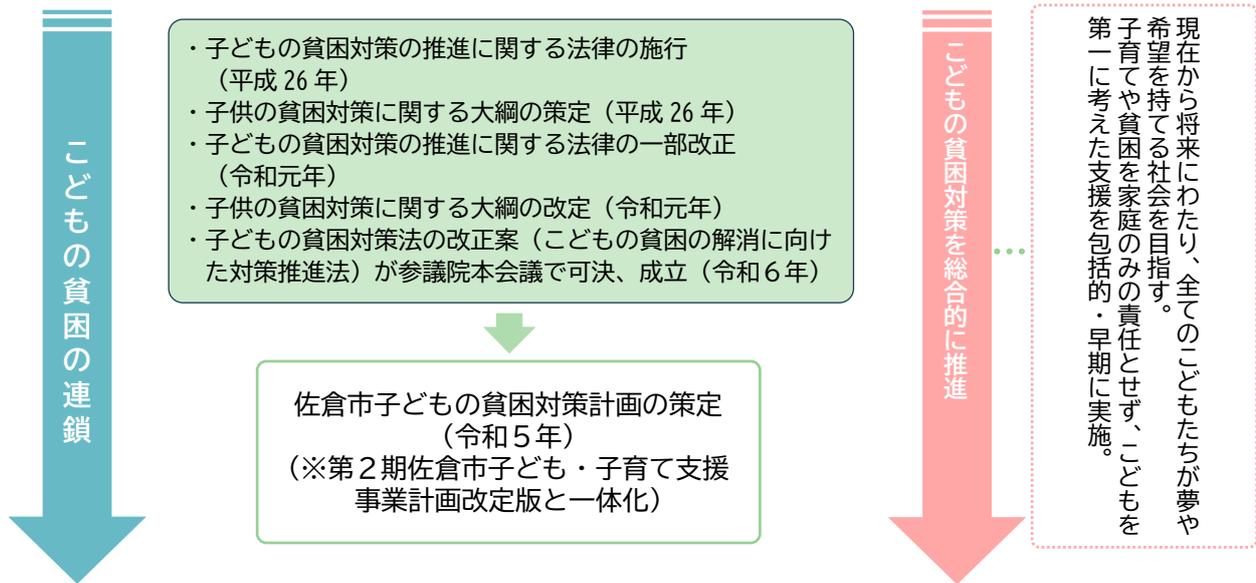
近年の重要な展開としては、令和5年4月には、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえ「第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

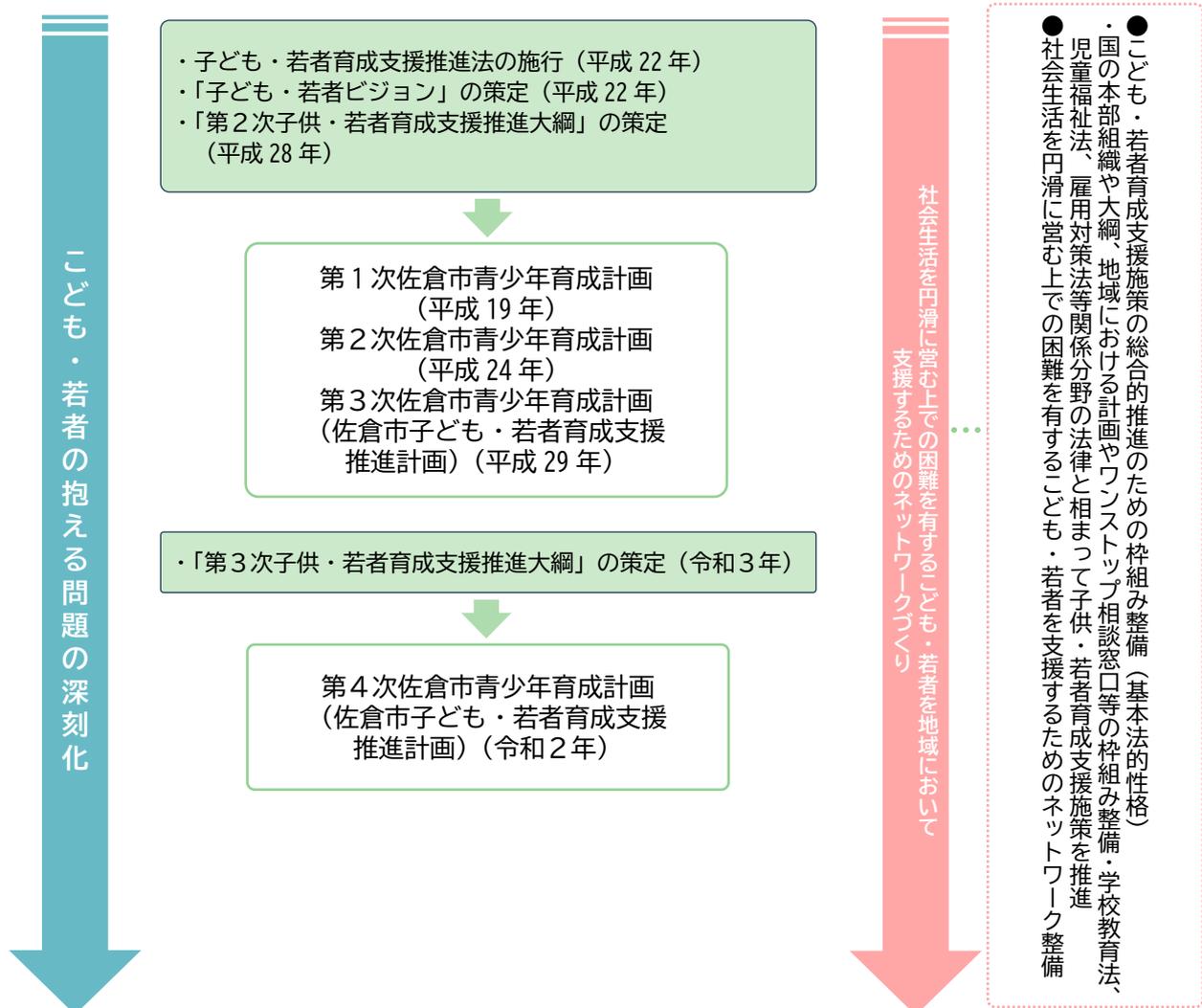
① 国の少子化対策の流れと第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定までの流れ



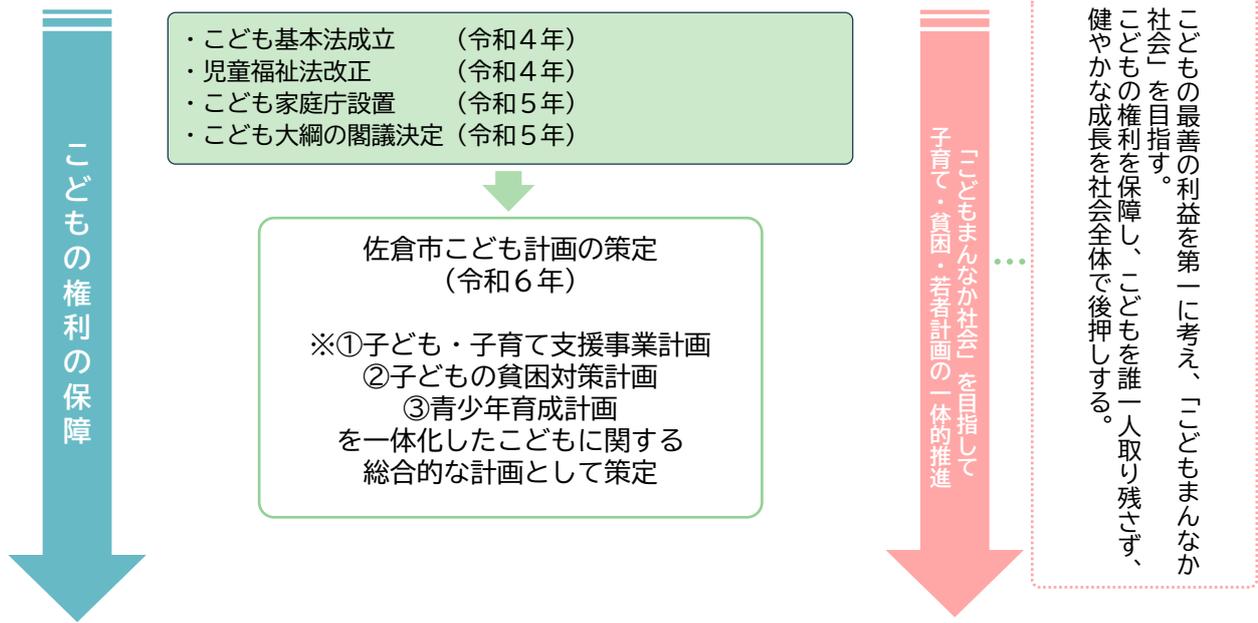
② 国のこどもの貧困対策の流れと佐倉市子どもの貧困対策計画策定までの流れ



③ 国のこども・若者育成支援の流れと佐倉市子ども・若者育成支援推進計画策定までの流れ



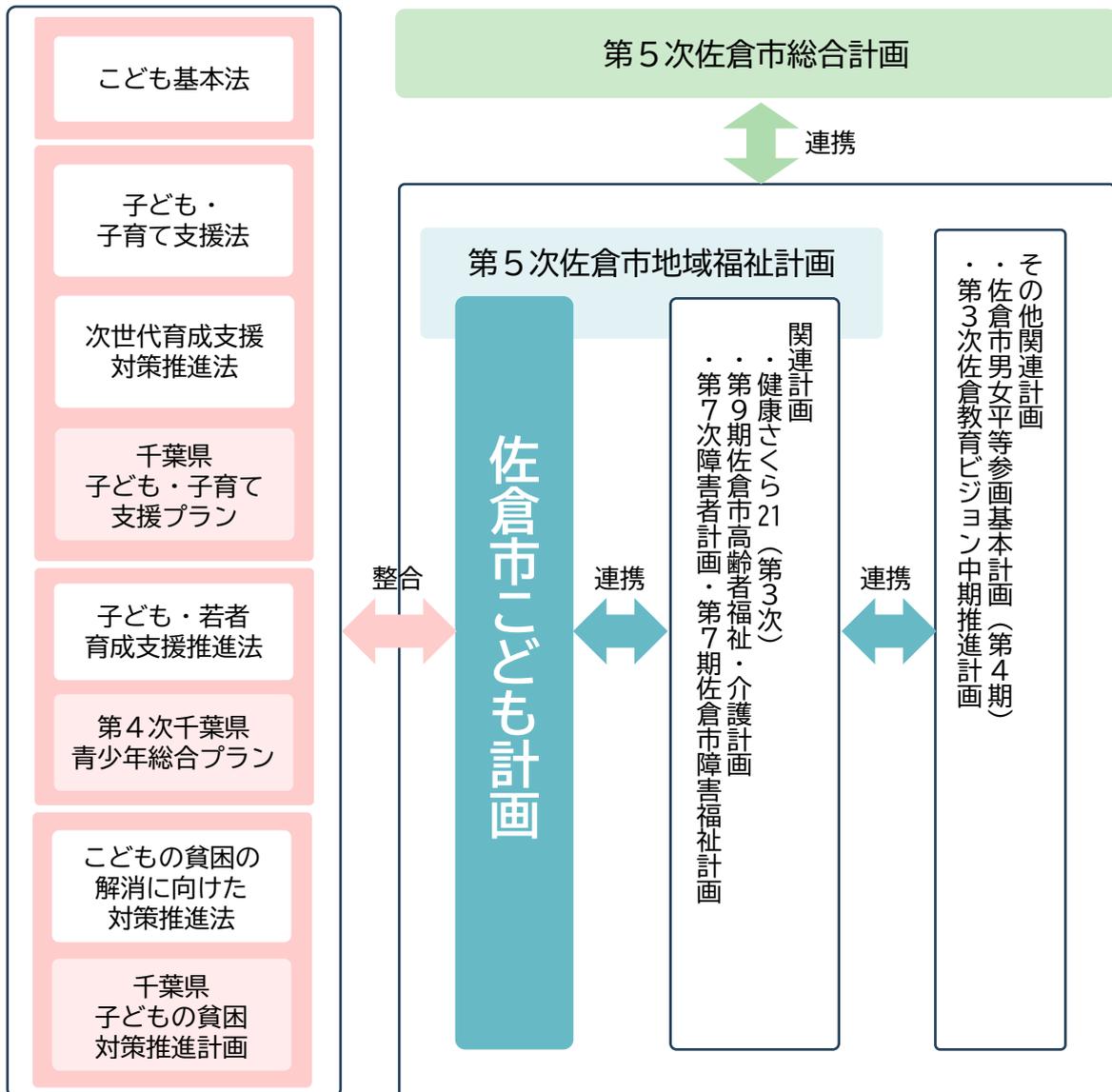
④ 国のこども政策の推進と佐倉市こども計画策定までの流れ



2 計画の位置づけ

本計画は、佐倉市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、第2期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ち、少子化対策のための行動計画と一体のものとして位置づけています。また、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」を包含しています。

なお、本計画は、「第5次佐倉市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り策定するものです。



3 計画の対象

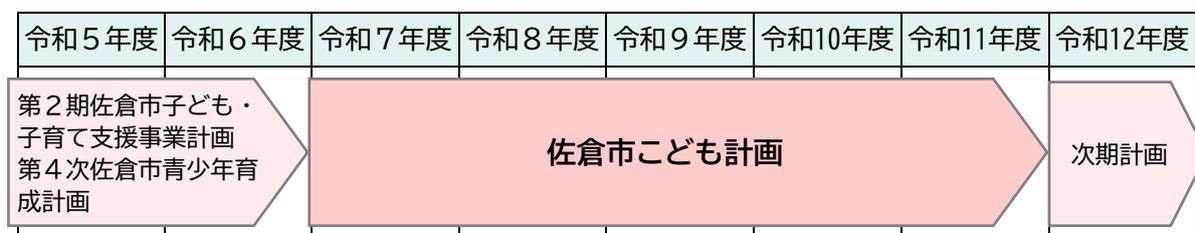
本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」は、子ども基本法の趣旨に鑑み、「心身の発達の過程にある者」とし、未就学児から就学児、若者までを含んだものとして取組を進めてまいります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間



第4次佐倉市青少年育成計画は、令和7年度末までの計画だったが、佐倉市子ども計画策定のタイミングに合わせて、佐倉市子ども計画に内包となる。

5 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。

また、市役所の関係各課で構成する「佐倉市子ども計画庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。また、令和6年5月～6月に実施した子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果や令和6年8月～10月に実施した高校生ワークショップ、令和●年●月～●月に実施したパブリックコメントなど広く市民の方の意見をお聞きして策定しました。

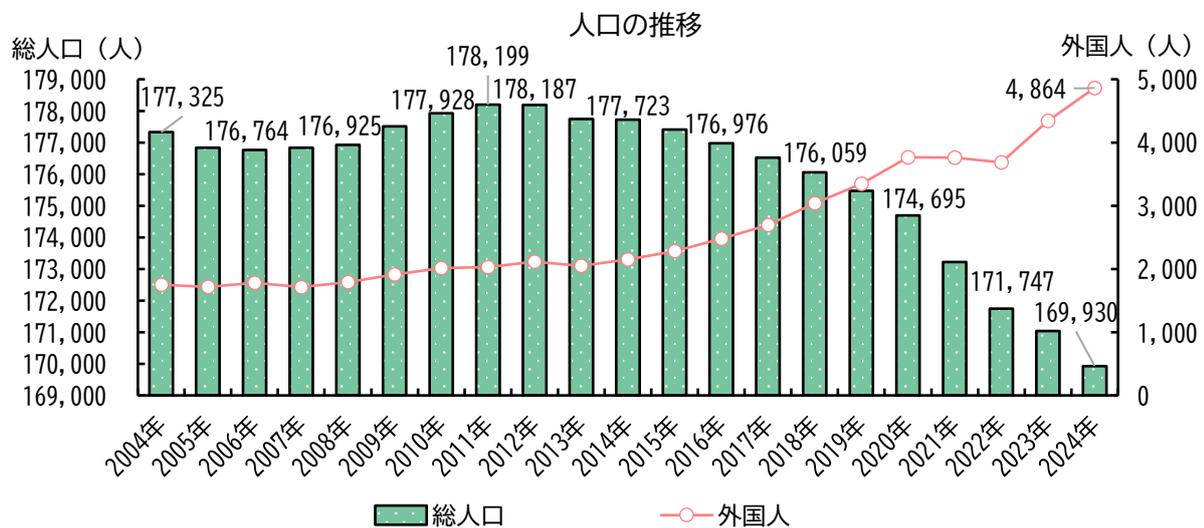
第2章

佐倉市のこども・若者の現状

1 総人口と世帯等の推移

(1) 人口の推移

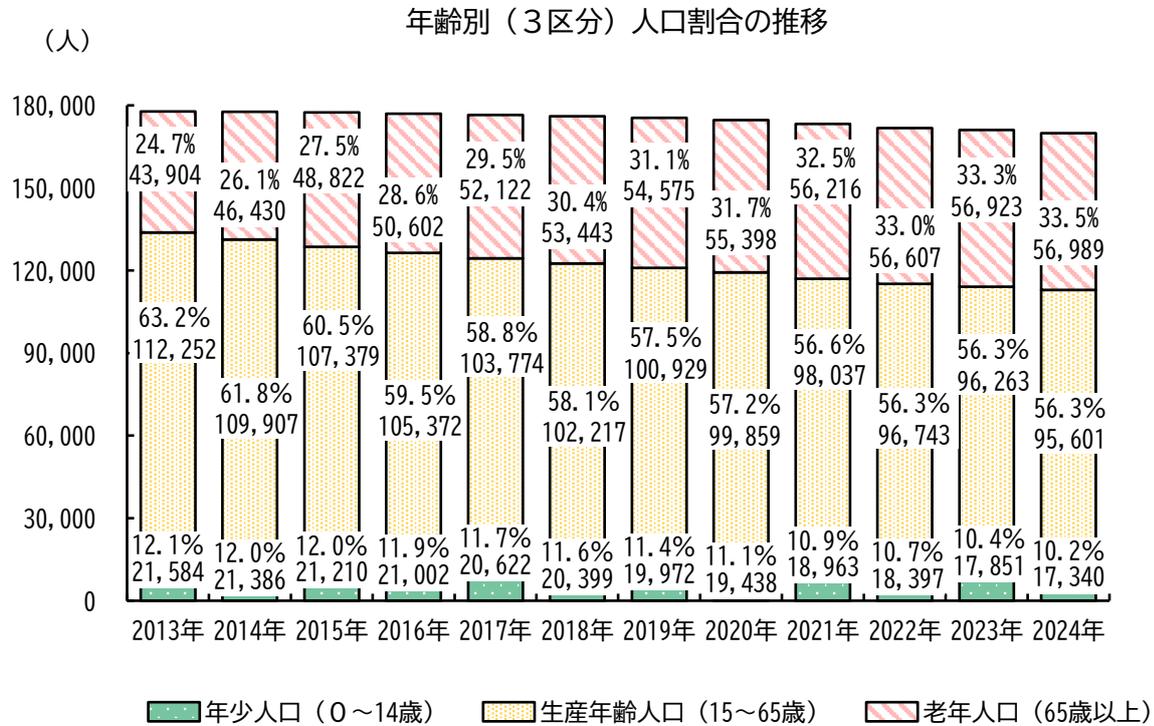
本市の人口は平成23(2011)年をピークに減少傾向となり、令和6(2024)年には17万人を割り込みました。外国人は近年増加しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

(2) 年齢別（3区分）人口割合の推移

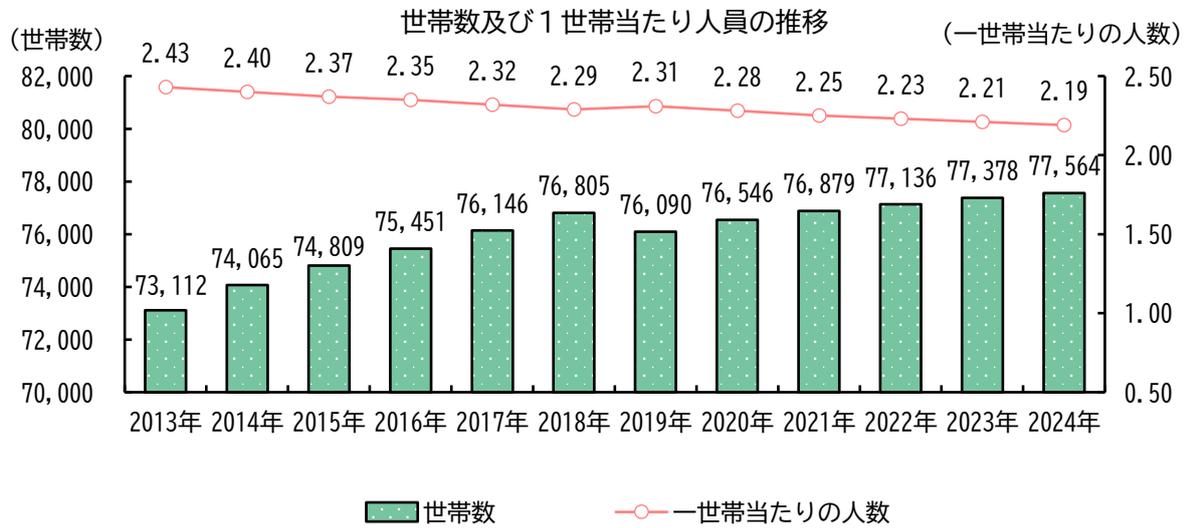
本市の老年人口は増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

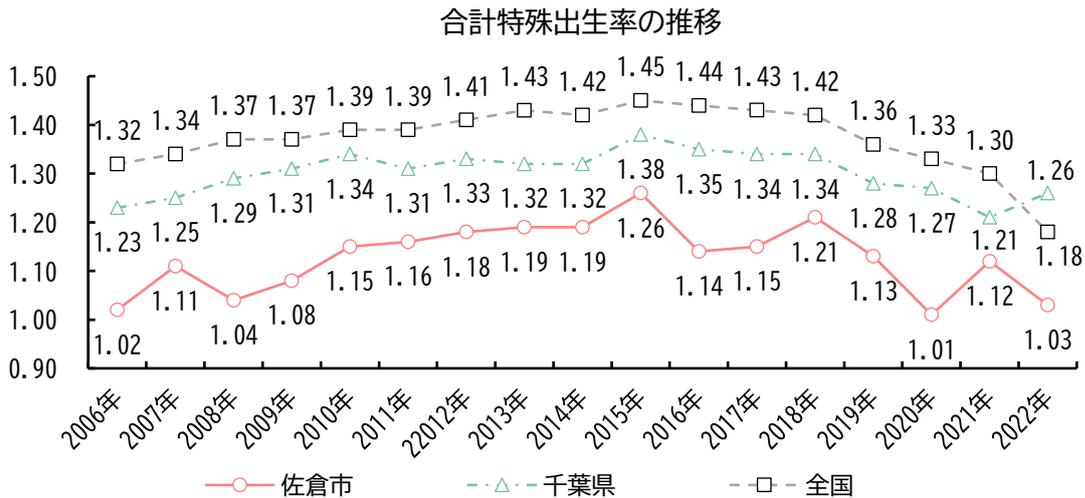
本市では、人口が減少している一方で世帯数は増加しており、一世帯当たりの人数は減少しています。



2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

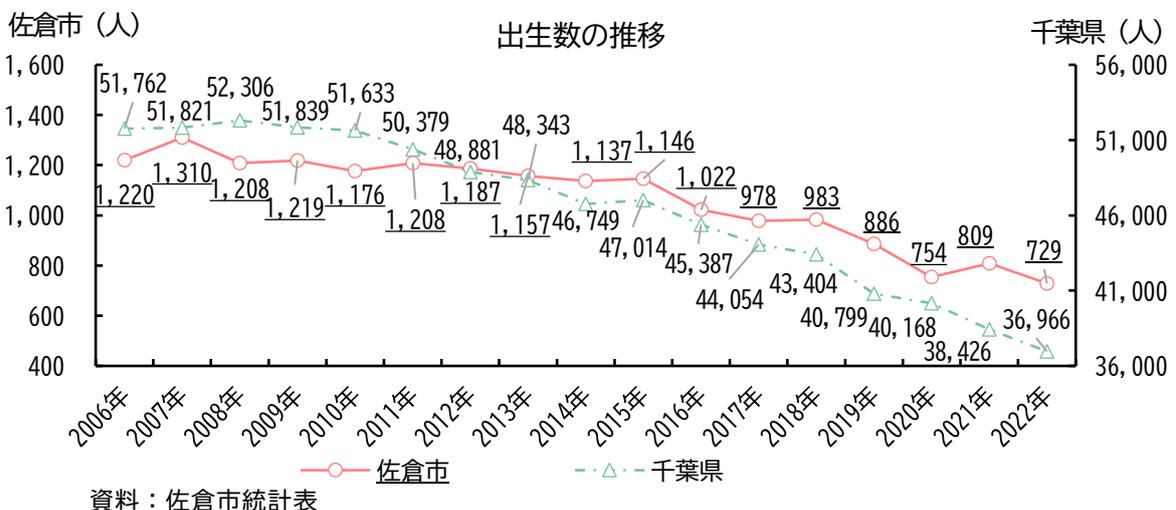
本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成 27 (2015) 年には 1.26 まで回復しました。しかし、その後再び増減を繰り返し、令和 4 (2022) 年には 1.03 まで減少しています。千葉県、全国に比べても大きく下回っています。



(2) 出生数の推移

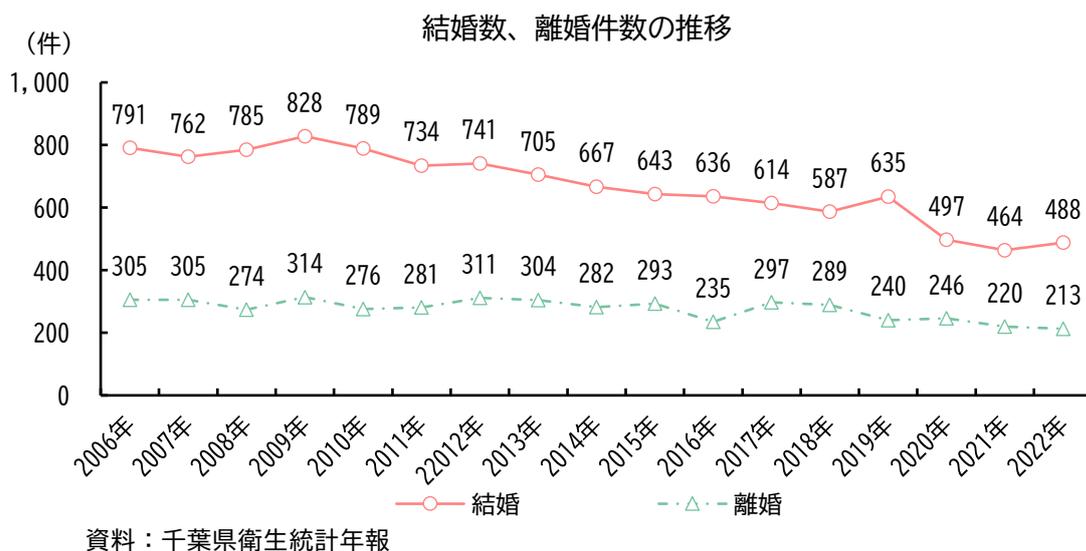
本市の出生数の推移をみると、平成 29 (2017) 年に 1,000 人を下回り、令和 4 (2022) 年には 800 人を割り込みました。

千葉県の出生数は、平成 24 (2012) 年以後は急激に減少傾向となり、令和 4 (2022) 年には約 36,966 人まで減少しています。



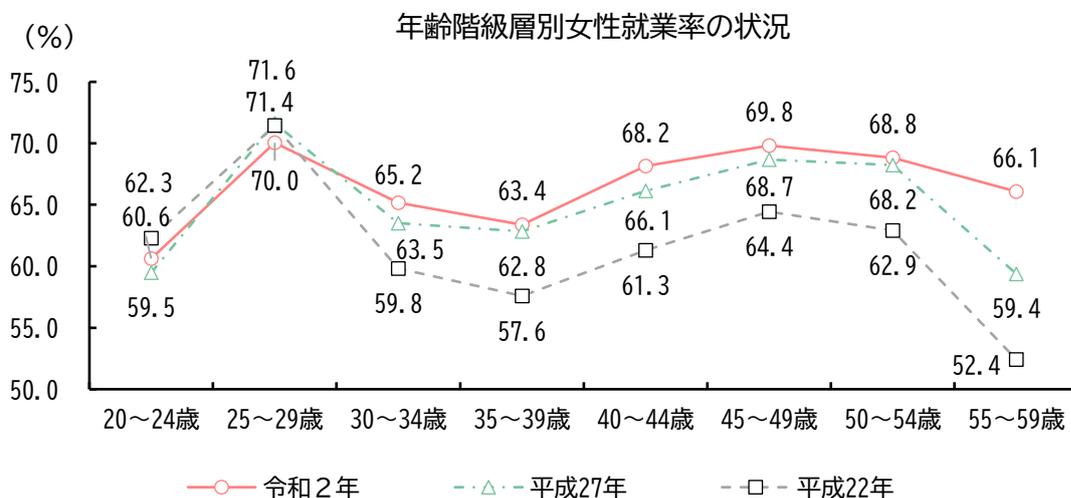
(3) 結婚数、離婚件数の推移

本市の結婚件数についてみると、平成22(2010)年からは減少傾向となり、令和2(2020)年には500件を割り、令和4(2022)年では488件となっています。離婚の件数は年度により増減がありますが、300件前後で推移し、令和4(2024)年には213件まで減少しています。



(4) 年齢階級層別女性就業率の状況

本市の女性の就業率は、出産や育児により低下し、こどもの成長とともに上昇する傾向にあり、20歳代と40～50歳代を2つの頂点とし、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。年齢階級層別の女性就業率の推移をみると、平成22年から令和2年でM字カーブが次第に緩やかになっていることから、子育てをしながら就労する女性が増加していることが考えられます。



3 子育て支援サービスの現状

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の状況

令和6年5月1日現在、本市には、公立幼稚園が1園、私立幼稚園が4園、認定こども園8園の合計13園あります。

地区別でみると、佐倉地区に4園、根郷地区、和田地区、弥富地区にはそれぞれ1園、臼井地区に3園、志津地区に5園あります。

市内の幼稚園の定員数の合計は令和6年5月1日現在1,590人、認定こども園（幼稚園部分）の定員数は993人となっています。地区別では、人口の多い志津地区で幼稚園と認定こども園（幼稚園部分）の合計で1,010人と最も多くなっています。

増加する保育ニーズへの対応のため、預かり保育の充実や認定こども園へ移行する幼稚園が増えていきます。

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	3歳	4歳	5歳
H28年度	公立	3園	290	80	-	45	35
	私立	10園	2,980	2,314	716	788	810
	認定こども園	1園	25	23	8	7	8
H29年度	公立	3園	290	83	-	36	47
	私立	9園	2,710	2,243	688	768	787
	認定こども園	2園	98	67	28	20	19
H30年度	公立	3園	290	71	-	33	38
	私立	8園	2,610	2,057	607	702	748
	認定こども園	3園	179	149	38	60	51
H31年度 (R元年度)	公立	3園	290	79	-	47	32
	私立	7園	2,340	1,685	510	555	620
	認定こども園	4園	374	382	132	115	135
R2年度	公立	3園	290	64	-	15	49
	私立	5園	1,840	1,210	348	426	436
	認定こども園	7園	659	642	191	249	202
R3年度	公立	3園	290	29	-	12	17
	私立	5園	1,840	1,135	351	347	437
	認定こども園	7園	659	637	198	199	240
R4年度	公立	3園	290	30	-	16	14
	私立	5園	1,840	1,328	293	376	359
	認定こども園	7園	659	572	172	201	199
R5年度	公立	3園	290	17	0	1	16
	私立	4園	1,380	702	220	224	258
	認定こども園	8園	993	762	206	250	306
R6年度	公立	1園	210	8	0	7	1
	私立	4園	1,380	656	194	231	231
	認定こども園	8園	993	675	313	335	383

資料：学務課、こども政策課（各年5月1日現在）

地区別幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の定員数、入園児数

(単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	705	368	52%
根郷・和田・弥富地区	73	23	32%
臼井・千代田地区	795	396	50%
志津北部地区	625	295	47%
志津南地区	385	257	67%
合計	2,583	1,339	52%

資料：学務課、こども政策課（令和6年5月1日現在）

(2) 保育園等の状況

令和6年4月1日現在、本市には、公立保育園が6園、私立保育園が26園、私立の認定こども園が8園、小規模保育事業等が3園、合計43園あります。

地区別でみると、佐倉地区に7園、根郷地区に7園、臼井地区に10園、志津地区に19園あります。

市内の保育園等の定員数の合計は令和6年4月1日現在2,989人となっています。公立と私立で分けると、公立728人に対して私立が2,261人です。

地区別では、幼稚園と同様に、人口の多い志津地区で1,379人と最も多くなっています。待機児童数については、令和3年以降は0人となっていましたが、令和5年で4人、令和6年で58人と増加しています。

保育園等入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
H28年度	公立	7園	828	807	37	269	511
	私立	22園	1,278	1,244	64	485	685
H29年度	公立	7園	828	819	40	275	504
	私立	29園	1,618	1,444	79	593	772
H30年度	公立	7園	828	781	39	244	498
	私立	31園	1,737	1,572	91	627	854
H31年度 (R元年度)	公立	7園	828	753	40	274	520
	私立	32園	1,866	1,715	103	621	936
R2年度	公立	7園	828	731	38	219	474
	私立	36園	2,025	1,820	84	681	1,045
R3年度	公立	7園	828	709	34	214	461
	私立	37園	2,091	1,816	69	659	1,088
R4年度	公立	7園	828	638	19	196	423
	私立	38園	2,091	1,906	110	677	1,119
R5年度	公立	7園	828	568	21	171	376
	私立	38園	2,187	2,081	91	769	1,221
R6年度	公立	6園	728	492	16	161	315
	私立	37園	2,261	2,116	92	771	1,253

資料：こども保育課（各年4月1日現在）

地区別保育園等の定員数、入園児数

(単位：人)

地区	定員数	入園児数	入園率
佐倉地区	576	549	95%
根郷・和田・弥富地区	443	338	76%
臼井・千代田地区	591	535	91%
志津北部地区	678	618	91%
志津南地区	701	568	81%
合計	2,989	2,608	87%

資料：こども保育課（令和6年4月1日現在）待機児童数

待機児童数

(単位：人)

年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
待機児童数	34	41	0	15	29	11	0	0	4	58

資料：こども政策課（各年4月1日現在）

(3) 学童保育所の状況

令和6年4月1日現在、市内には各小学校区に1か所以上の学童保育所があります。(公立：34か所、私立：3か所) 定員数の合計は1,915人となっており、地区別では青菅小学校区域の195人が最も多くなっています。学童保育所の利用登録者数の合計は1,886人で、定員数に対する登録者の割合は98.5%となっています。登録者の増加に合わせて施設整備を進めていますが、平成29年度以降待機児童が発生している状況です。

学童保育所登録者数

(単位：人)

年度	公・私	か所数	定員数	登録者数	うち1～3年生	うち4～6年生
H28年度	公立	29か所	1,430	1,222	925	297
	私立	5か所	230	297	231	66
H29年度	公立	30か所	1,535	1,325	990	335
	私立	3か所	170	243	167	76
H30年度	公立	30か所	1,535	1,402	1,056	346
	私立	3か所	170	229	152	77
H31年度 (R元年度)	公立	30か所	1,535	1,466	1,117	349
	私立	3か所	170	224	165	59
R2年度	公立	32か所	1,650	1,547	1,160	387
	私立	3か所	170	209	135	74
R3年度	公立	33か所	1,690	1,528	1,190	338
	私立	3か所	170	186	120	66
R4年度	公立	33か所	1,690	1,498	1,204	294
	私立	3か所	170	184	122	62
R5年度	公立	34か所	1,745	1,654	1,261	393
	私立	3か所	170	160	100	60
R6年度	公立	34か所	1,745	1,728	1,336	392
	私立	3か所	170	158	100	58

資料：こども保育課（各年4月1日現在）

地区別学童保育所の定員数、登録者数、平均利用人数

(単位：人・%)

地区	か所数	定員数	登録者数		登録者数 /定員数	平均利用 人数(平日)	平均利用人数 (平日)/定員
			1~3年	4~6年			
内郷小学校区域	1	65	35	18	81.5	33	50.6
佐倉小学校区域	2	120	92	36	106.7	71	59.1
佐倉東小学校区域	1	60	31	9	66.7	18	29.5
白銀小学校区域	1	40	47	13	150.0	27	66.3
寺崎小学校区域	3	115	130	20	130.4	83	72.4
山王小学校区域	1	65	26	13	60.0	22	33.5
根郷小学校区域	2	115	78	40	102.6	75	65.2
弥富小学校区域	1	50	7	12	38.0	12	24.8
和田小学校区域	1	30	9	10	63.3	10	34.7
印南小学校区域	1	70	24	3	38.6	19	27.4
王子台小学校区域	2	55	56	4	109.1	51	93.1
染井野小学校区域	1	45	26	13	86.7	17	38.4
臼井小学校区域	1	50	23	9	64.0	18	35.2
千代田小学校区域	1	65	46	21	103.1	32	49.2
間野台小学校区域	2	70	93	9	145.7	70	99.6
青管小学校区域	4	195	116	55	87.7	25	12.7
井野小学校区域	3	145	113	30	98.6	68	46.6
小竹小学校区域	2	70	50	13	90.0	33	47.3
志津小学校区域	2	100	79	27	106.0	51	50.9
上志津小学校区域	2	110	80	33	102.7	52	47.0
下志津小学校区域	1	65	56	14	107.7	31	47.2
西志津小学校区域	3	150	153	33	124.0	95	63.1
南志津小学校区域	1	65	66	9	115.4	43	66.8
合計	39	1,915	1,436	444	98.2	955	49.8

※平均利用人数は令和5年度の平均値

※井野小学校区域、小竹小学校区域及び間野台小学校区域、王子台小学校区域において、区域を越えて同一施設を利用しているため、2か所が重複して計上されています。

資料：こども保育課（令和4年4月1日現在）

待機児童数

(単位：人)

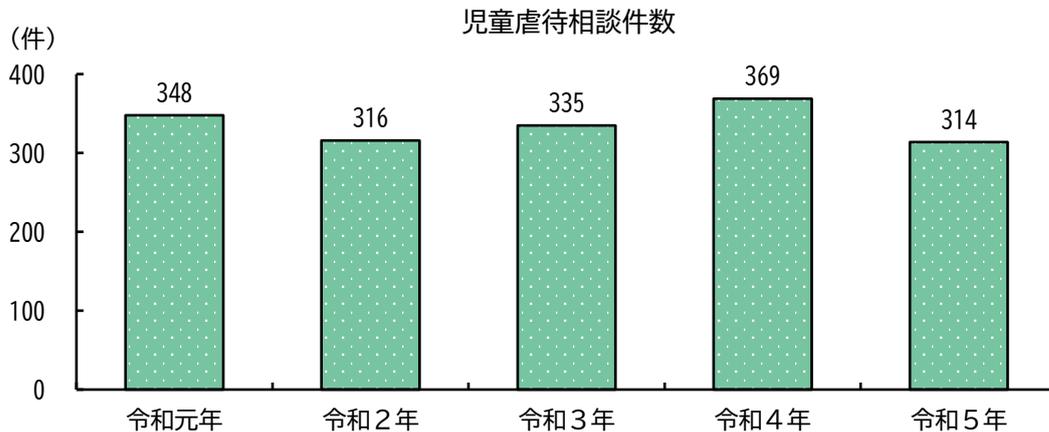
年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
待機児童数	0	0	19	20	30	41	7	33	4	58

資料：こども保育課（各年4月1日現在）

4 こども・若者を取り巻く状況

(1) 児童虐待相談件数

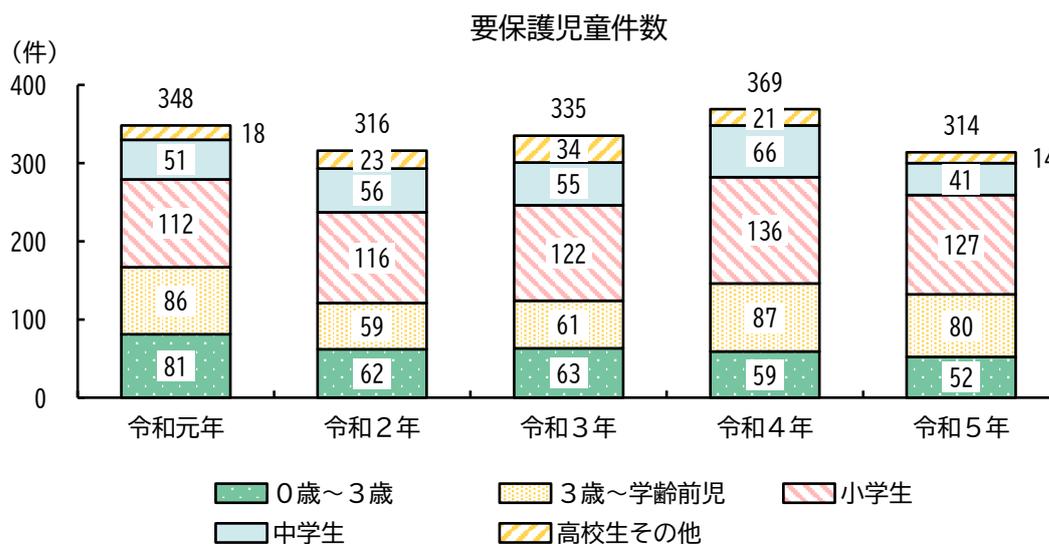
本市の児童虐待相談件数は増減しており、令和5年に314人となっています。



資料：こども家庭課

(2) 要保護児童件数

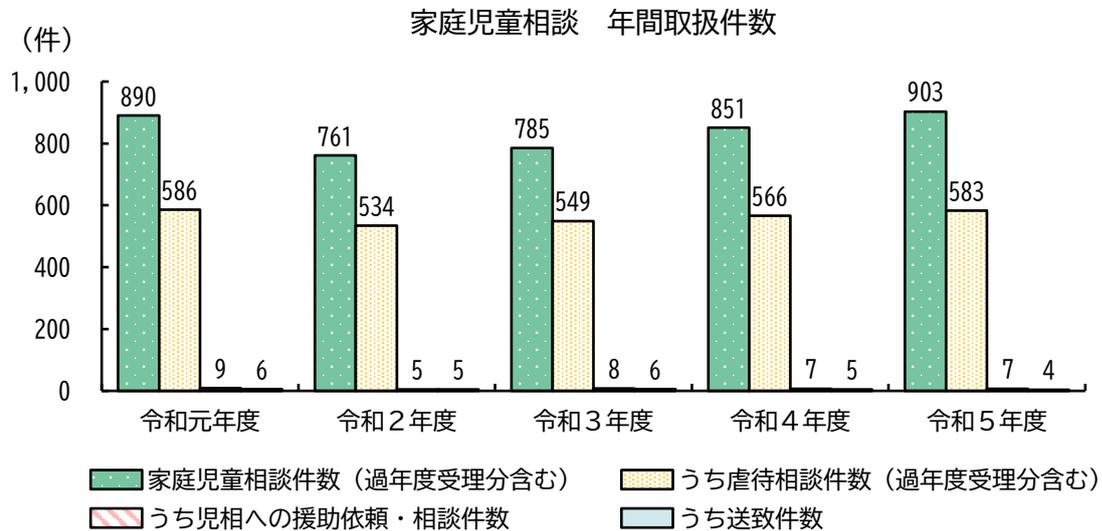
本市の要保護児童件数は増減しています。令和元年と比べ令和5年で、小学生が15件増加しています。



資料：こども家庭課

(3) 家庭児童相談 年間取扱件数

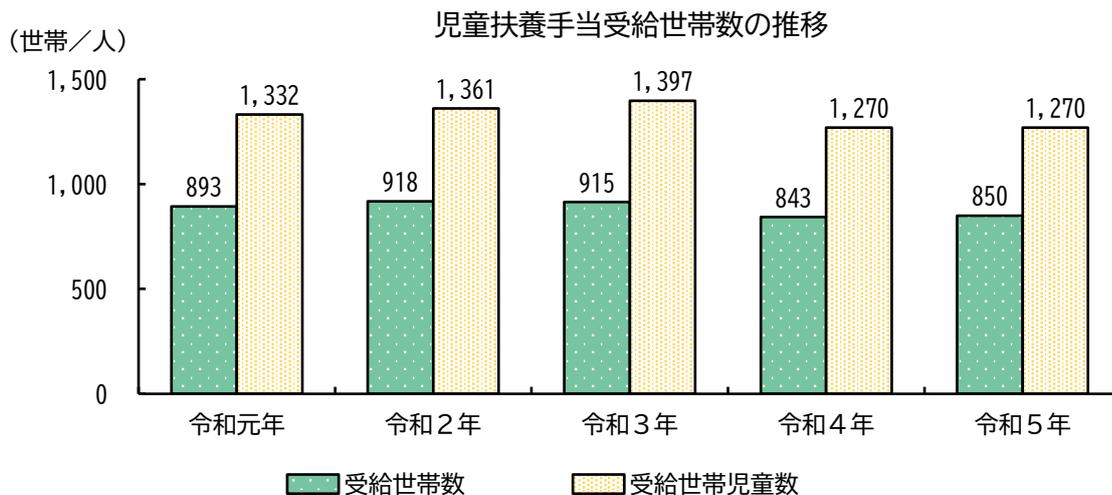
本市の家庭児童相談の年間取扱件数は令和2年度以降増加しており、令和5年度で903件となっています。



資料：庁内資料

(4) 児童扶養手当受給世帯数の推移

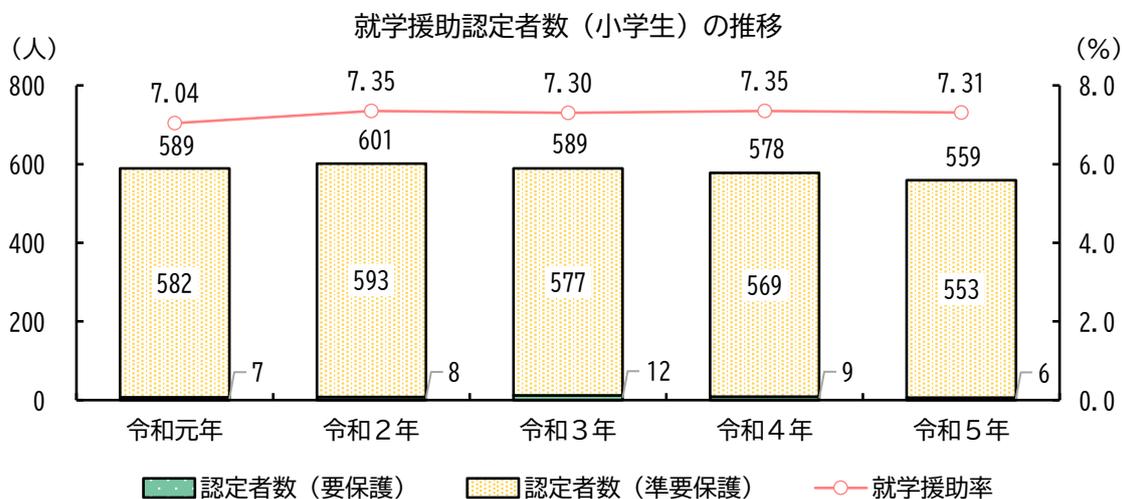
本市の児童扶養手当受給世帯数・受給世帯児童数は減少傾向にあり、令和5年で受給世帯数が850世帯、受給世帯児童数が1,270人となっています。



資料：こども家庭課（3月31日時点）

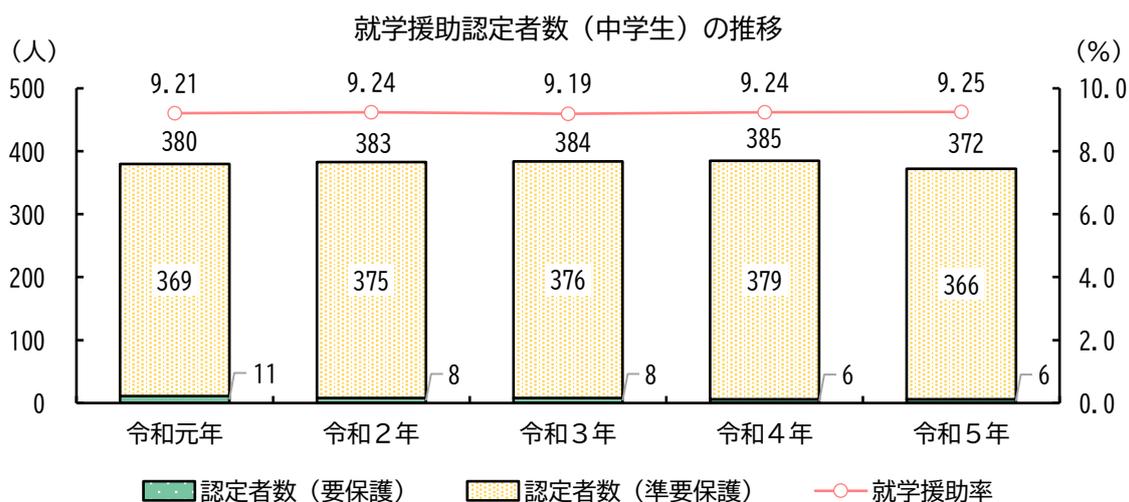
(5) 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年で認定者数は559人、認定率は7.31%となっています。



(6) 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数はほぼ横ばいで推移しており、令和5年で認定者数は372人、認定率は9.25%となっています。



(7) 18歳未満がいる生活保護世帯受給率

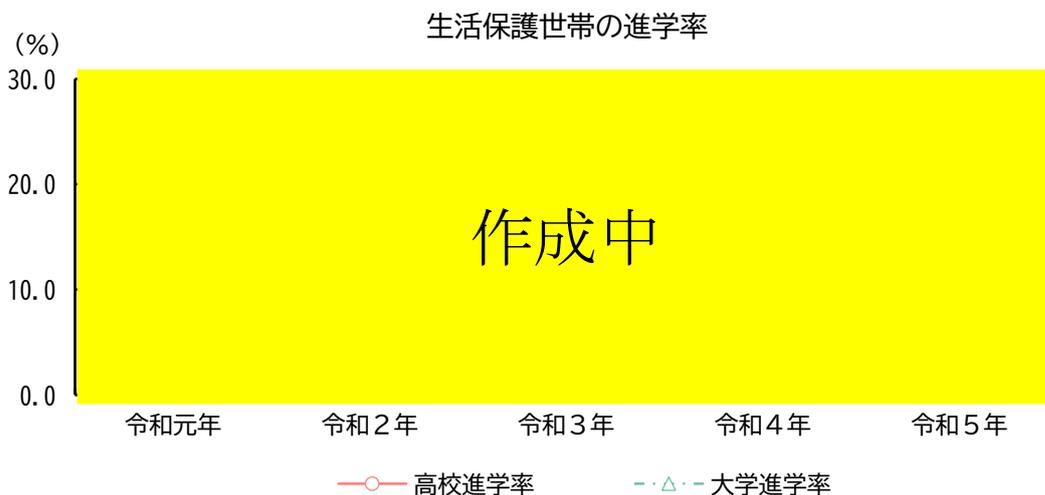
**



資料：社会福祉課

(8) 生活保護世帯の進学率

**



資料：社会福祉課

(9) こどもの学力について

令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果をみると、佐倉市の公立小学校は、算数は県の平均正答率を上回りましたが、他は県および国の平均正答率と同程度となりました。公立中学校は、国語、算数ともに県・国の平均正答率を下回りました。

こどもの学力について

(単位：%)

科目	公立小学校		公立中学校	
	国語	算数	国語	数学
佐倉市	67	63	68	49
千葉県	67	62	69	51
全国	67	63	70	51

資料：令和5年度 全国学力・学習状況調査

(10) こどもの体力について

令和5年度の新体力テストで、佐倉市の小学5年生と中学2年生の結果をみてみると、上回る種目も下回る種目もあり、こども達の体力については、ほぼ県平均の水準といえます。

こどもの体力について

種目	市・県	小5		中2	
		男子	女子	男子	女子
握力 (kg)	佐倉市	17.00	17.63	29.63	23.11
	千葉県	17.13	17.10	29.79	23.48
上体おこし (回)	佐倉市	19.54	19.36	27.54	23.27
	千葉県	20.32	19.13	26.72	22.16
長座体前屈 (cm)	佐倉市	34.34	38.82	49.31	49.72
	千葉県	35.48	40.14	47.01	48.36
反復横とび (回)	佐倉市	43.32	41.71	53.75	47.31
	千葉県	42.66	40.31	51.92	45.94
20m シャトルラン (回)	佐倉市	47.54	40.39	82.15	53.84
	千葉県	49.54	38.93	80.97	52.20
50m 走 (秒)	佐倉市	9.19	9.38	7.75	8.74
	千葉県	9.23	9.51	7.77	8.79
立ち幅とび (cm)	佐倉市	153.43	150.19	198.02	171.04
	千葉県	155.87	148.03	200.28	168.86
ボール投げ* (m)	佐倉市	21.08	13.95	19.84	12.09
	千葉県	21.25	13.52	20.04	12.24

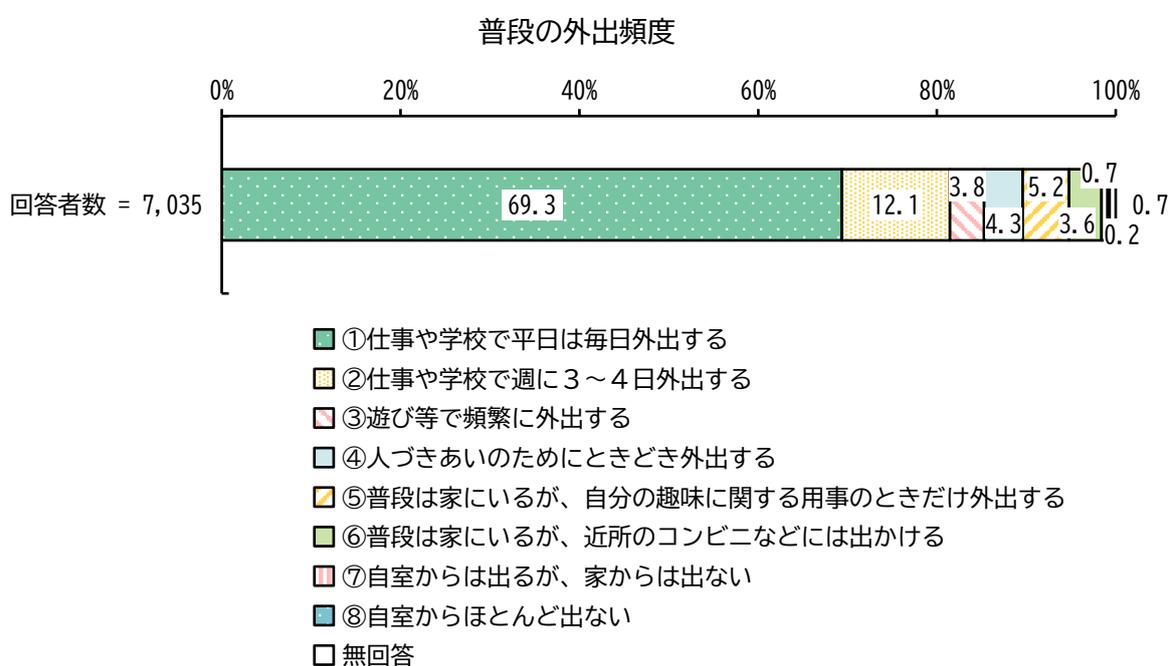
※ 小学生はソフトボール、中学生はハンドボール

資料：令和5年度 千葉県体力・運動能力調査結果

(11) ひきこもりの推計

厚生労働省は、「⑤普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」「⑥普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「⑦自室からは出るが、家からは出ない」「⑧自室からほとんど出ない」に該当し、原則的には6ヶ月以上自宅に留まり続けている状態を「広義のひきこもり」、「広義のひきこもり」に該当する者のうち、⑥～⑧を「狭義のひきこもり」、⑤を「準ひきこもり」と定義しています。

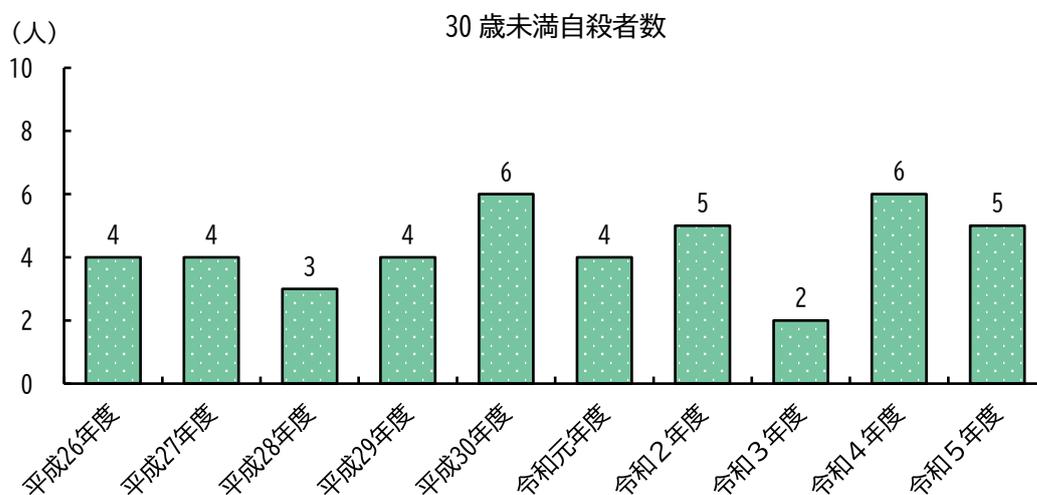
令和4年度内閣府の「若者の生活に関する調査」によると、15歳以上39歳以下での「狭義のひきこもり」の割合を1.09%とし、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた「広義のひきこもり」の割合を2.05%としています。令和5年3月末における佐倉市の同年齢者（15～39歳）の数38,258人をもとに計算すると、市内で「狭義のひきこもり」は417人、「広義のひきこもり」は784人と推測されます。



資料：こども・若者の意識と生活に関する調査（15～39歳）（令和4年度）

(12) 30歳未満自殺者数

30歳未満の自殺者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度で5人となっています。

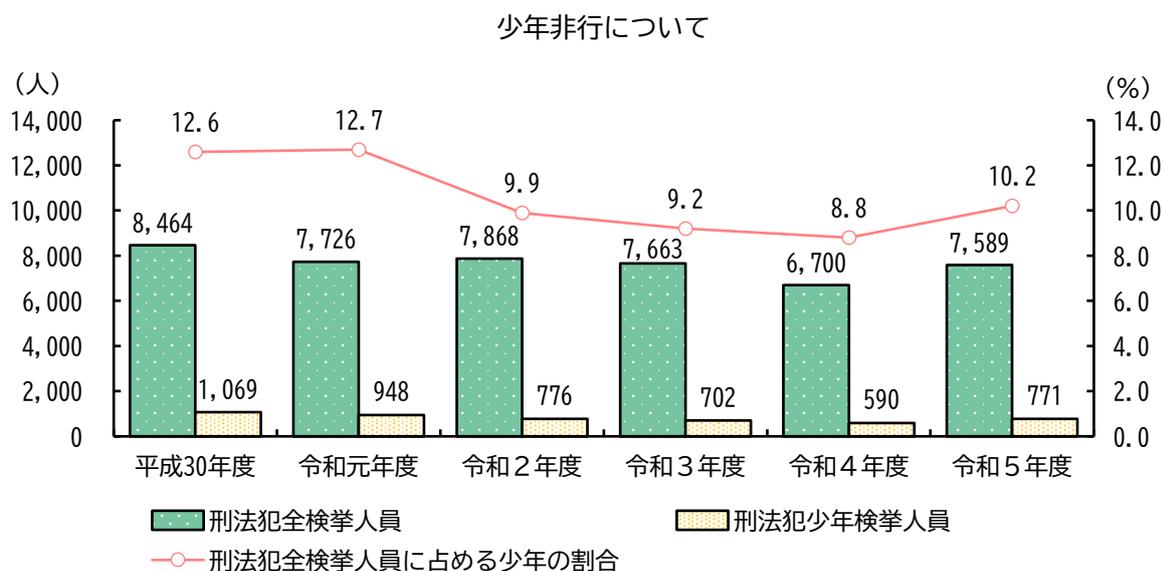


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(13) 少年非行について

令和6年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度では増加しています。

各種犯罪別では、窃盗犯が全体の5割を占める429人となっており、学識別では高校生（47.7%）、次いで有職少年（18.2%）となっており、高校生、有職少年で全体の6割強を占めています。

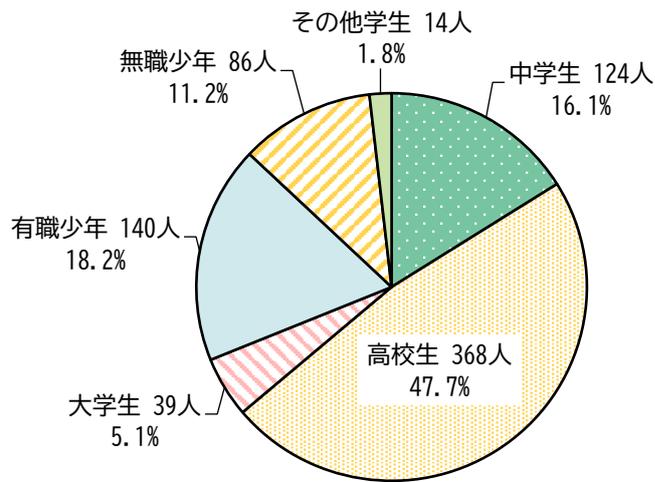


資料：令和6年度「ちばの少年非行」

(単位：人・%)

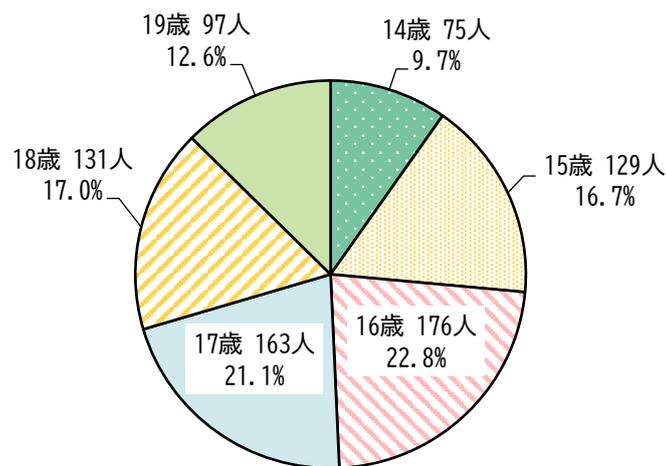
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
刑法犯全検挙人員	8,464	7,726	7,868	7,663	6,700	7,589
刑法犯少年検挙人員	1,069	948	776	702	590	771
刑法犯全検挙人員に占める少年の割合	12.6	12.7	9.9	9.2	8.8	10.2

学識別状況（令和5年 総数 771人）



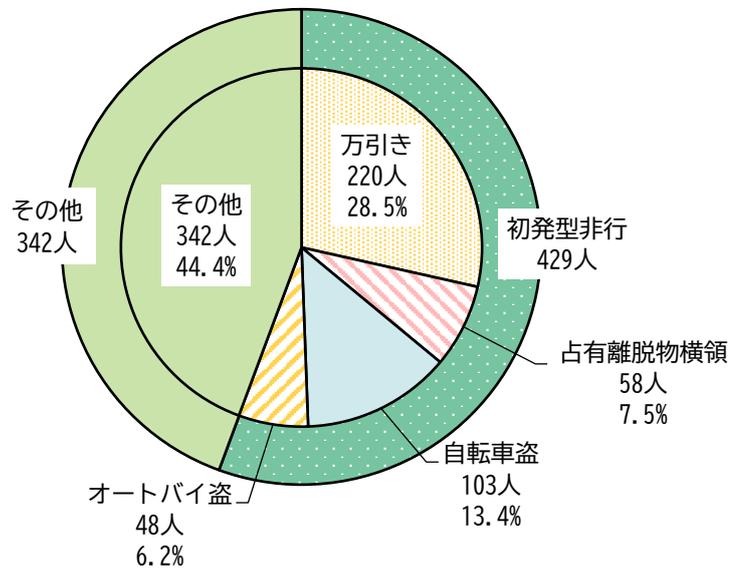
資料：令和6年度「ちばの少年非行」

年齢別状況（令和5年 総数 771人）



資料：令和6年度「ちばの少年非行」

令和5年刑法犯少年に占める初発型非行の割合
(総数 771 人)



資料：令和6年度「ちばの少年非行」

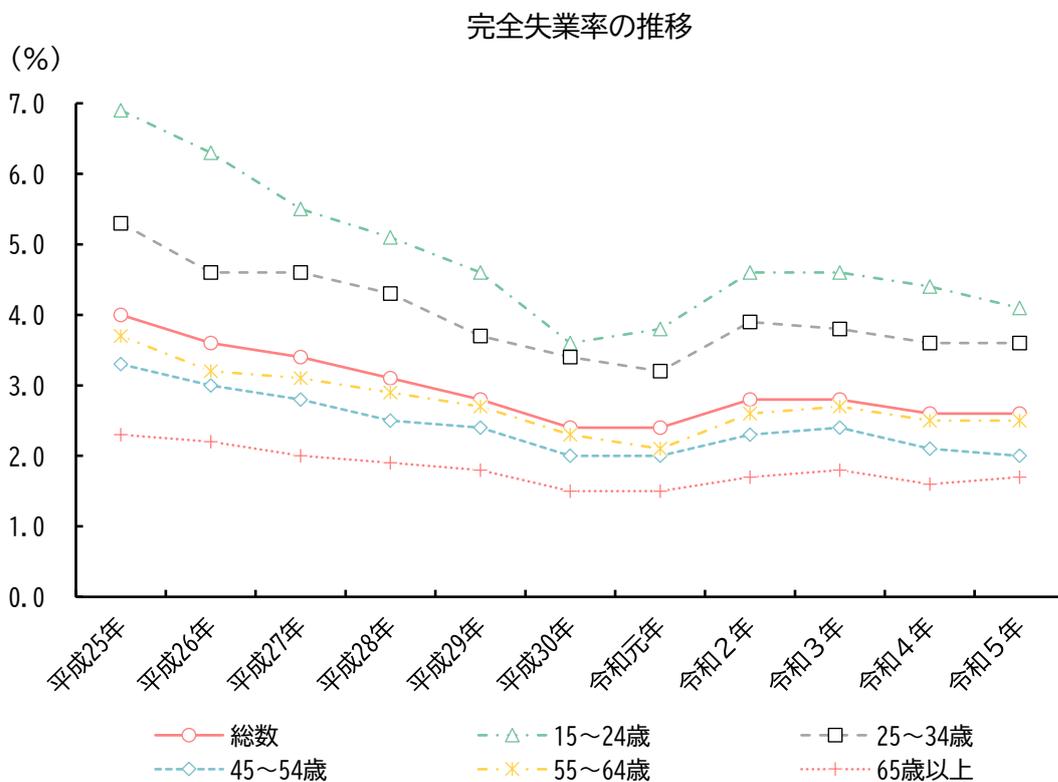
(単位：人・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
万引き	322	269	182	188	160	220
占有離脱物横領	135	108	86	50	36	58
自転車盗	85	102	80	71	54	103
オートバイ盗	56	45	32	21	25	48
計	598	524	380	330	275	429
刑法犯少年検挙数に占める割合	55.9	55.3	49.0	47.0	46.6	55.6

(14) 雇用状況について

若年層における完全失業率は、中高年層、高齢層と比べると高い傾向にあります。

年次別にみると、平成30年までは減少傾向にありましたが、令和元年から令和2年に増加し、令和3年で再び減少傾向へと推移しています。



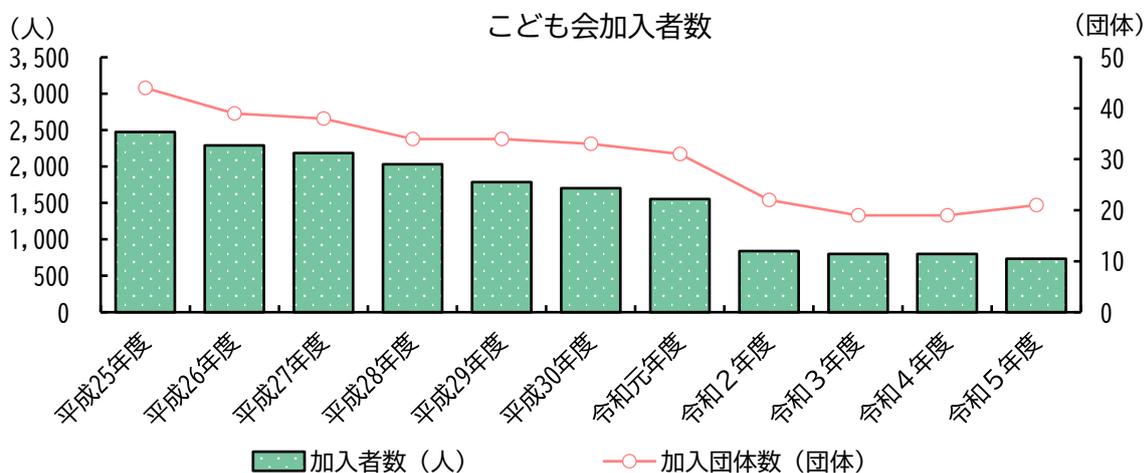
資料：労働力調査結果（総務省統計局）

(単位：%)

	総数	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3
平成26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2
平成27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0
平成28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9
平成29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8
平成30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5
令和2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7
令和3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8
令和4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6
令和5年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7

(15) 青少年育成団体への加入者

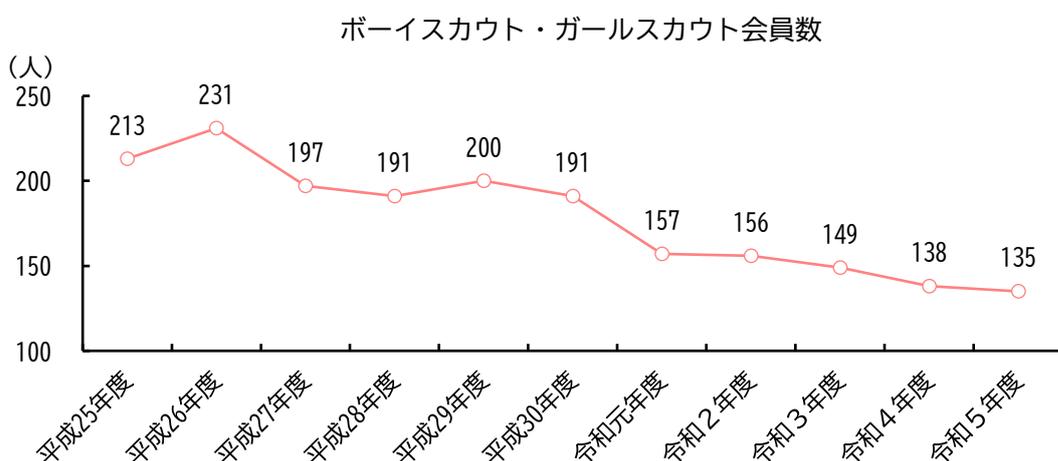
こども会、ボーイスカウト・ガールスカウト育成会の加入者は、ともに減少傾向となっています。特に、こども会では令和2年、ボーイスカウト・ガールスカウト育成会では令和元年で大幅に減少しています。



資料：佐倉市こども支援部こども政策課より

(単位：人・団体)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加入者数	2,474	2,292	2,185	2,030	1,788	1,704	1,553	840	799	800	735
加入団体数	44	39	38	34	34	33	31	22	19	19	21



資料：佐倉市こども支援部こども政策課より

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボーイスカウト・ガールスカウト会員数	213	231	197	191	200	191	157	156	149	138	135

(16) 青少年のスマートフォンの所有率及び利用内容

令和5年度内閣府の実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、自分専用のスマートフォン所持率は、小学生・中学生・高校生ともに男子より女子の割合が高くなっています。

また、インターネット利用内容は、すべての学年・性別で主に「検索する」「動画をみる」「ゲームをする」の割合が高くなっています。

令和5年度 自分専用のスマートフォン所持状況

(単位：%)

	男子	女子
小学生	67.0	73.0
中学生	92.3	93.7
高校生	99.0	99.6

令和5年度 学年別インターネット利用内容

(単位：%)

	回答人数	投稿やメッセージ交換(メールやチャットを含む)	ニュースをみる	検索する	地図を使う	音楽を聴く	動画をみる
小学生男子	481	39.3	33.9	67.8	21.4	40.5	89.0
小学生女子	455	54.1	34.7	78.0	23.3	61.5	92.1
中学生男子	635	70.4	51.8	83.1	43.3	74.0	94.0
中学生女子	606	82.2	52.1	88.0	45.5	86.1	94.2
高校生男子	508	85.8	62.6	89.4	65.6	92.1	95.9
高校生女子	536	91.6	62.5	92.5	70.5	94.2	95.7

	読書をする	漫画を読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や制作、記録をする	その他
小学生男子	7.1	7.9	90.6	4.2	66.5	23.1	16.4
小学生女子	9.7	11.4	84.2	5.7	68.1	38.2	18.5
中学生男子	11.8	28.3	95.4	11.2	70.6	28.3	11.5
中学生女子	15.8	34.8	79.2	15.7	75.7	43.1	16.2
高校生男子	22.4	53.3	92.3	31.9	76.2	37.8	11.6
高校生女子	23.5	51.3	71.1	47.9	80.2	54.1	9.3

資料：令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

5 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

事業名 (目標の内容)	事業内容		実績値(達成状況) (令和6年4月1日)
	令和2年3月31日 現状値	目標事業量 ※1 (令和2年度～ 令和6年度)	
通常保育事業 (保育園等定員)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		2,597人 (保育園 31園) (認定こども園 8園) (地域型保育事業 3園)
	2,674人	3,003人	
延長保育事業 (延長保育実施施設 定員)	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		2,274人
	2,545人	2,746人	
放課後児童健全育成事業 (学童保育所定員)	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		1,915人(37人)
	1,705人(35か所)	1,885人(37人)	
子育て短期支援事業 (ショートステイ利用 可能人数) ※2	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		718人(1か所)
	100人(1か所)	100人(1か所)	
地域子育て支援拠点事業 (拠点数)	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		18か所
	18か所	20か所	
(一般型) 一時預かり事業 (利用可能人数)	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		28,890人(12か所)
	2,0520人(9か所)	25,380人(12か所)	
病児保育事業 (利用可能人数)	病気や病気の回復期にあり、保育園等での集団保育が困難な子どもを一時的に預かる場所		2,430人(3か所)
	885人(3か所)	885人(3か所)	
病児保育事業 (利用可能人数)	こどもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業		延べ6,372人
	延べ8,000人	延べ8,000人	

※1 目標事業量はすべて公立、私立それぞれを合算した数値

※2 子育て短期支援事業は、令和2年3月31日の現状値と、令和6年4月1日の実績値の計算方法が異なるため数値が乖離している。

資料：庁内資料

6 第4次佐倉市青少年育成計画の進捗状況

第4次計画で定めた関連指標における、計画策定時点と令和5年度実績を比較した関連指標（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

関連指標	事業内容		実績値（達成状況） （令和6年3月31日時点）
	第4次計画現状値	目標	
自己肯定感	自分にはよいところがあると思うと答えた児童生徒の割合		81.0%
	78.7%	増加を目指します	
基本的な生活習慣の形成	朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合		92.3%
	83.7%	増加を目指します	
ボランティア活動への参加促進	自治会やボランティア団体、NPO団体などが取り組むまちづくり活動に参加した市民（18～29歳）の割合		10.7%
	10.6%	増加を目指します	
若者の就労などへの支援	ひきこもり訪問サポーター派遣事業における電話、メール、訪問などの相談延べ人数		12人
	27人	50人	
困難な状況下にある者への支援	学校に行くのは楽しいと答えた児童生徒の割合		90.4%
	91.4%	増加を目指します	
犯罪抑止する活動の推進	市内における刑法犯認知件数		793件
	905件	減少を目指します	
児童虐待への対応	家庭児童相談における継続相談ケース		443件
	247件	減少を目指します	
青少年育成活動の推進	青少年健全育成団体の取組への満足度		10.6%
	5.5%	15%	
学校と地域の連携	学校ボランティアに協力したことがあると答えた市民の割合		22.8%
	22.9%	増加を目指します	
地域の防犯力の向上	青少年育成団体の実施した夜間パトロールの実施数、参加者数		47回（512人）
	50回（1,288人）	増加を目指します	
インターネットの適正利用	インターネットやSNSの適正な利用や危険について児童・生徒に啓発を実施した回数		1回
	1回	増加を目指します	

資料：庁内資料

7 こども計画策定のためのニーズ調査結果

(1) 将来人口の推計

① 人口の推計にあたって

計画では、将来のこどもの人口を推計することによって、ニーズ量を算出することを求められている事業については、佐倉市人口推計の数値を使用しています。

② こどもの人口の推計

本市の将来のこどもの人口を推計した結果は下表のとおりです。令和7年以降、こどもの人口の減少が予想されます。

計画期間における年齢別こどもの推計人口

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	718	727	710	692	676	661
1歳	807	758	767	750	730	714
2歳	926	834	783	793	775	754
3歳	931	954	859	806	817	799
4歳	960	945	969	872	819	830
5歳	1,049	973	958	982	884	831
小計（就学前乳幼児）	5,391	5,191	5,046	4,895	4,701	4,589
6歳	1,194	1,054	978	963	987	889
7歳	1,138	1,205	1,064	987	971	996
8歳	1,284	1,150	1,218	1,076	998	982
小計 （小学校低学年児童）	3,616	3,409	3,260	3,026	2,956	2,867
9歳	1,314	1,289	1,155	1,223	1,081	1,003
10歳	1,398	1,318	1,293	1,158	1,226	1,084
11歳	1,388	1,401	1,321	1,296	1,161	1,229
小計 （小学校高学年児童）	4,100	4,008	3,769	3,677	3,468	3,316
合計	13,107	12,608	12,075	11,598	11,125	10,772

※令和6年は令和6年4月1日現在の実績値。令和7年以降は推計値。

資料：佐倉市人口推計

(2) ニーズ調査の概要

① 調査の目的

こども・青少年の健やかな成長を支える社会の実現に向けて、こども施策に関する現状やニーズを把握し、佐倉市こども計画を策定するための調査を実施しました。

② 調査対象

調査の種類	調査対象
就学前児童保護者	市内にお住まいの就学前児童を持つ保護者の中から、無作為に 400 名
小学生保護者	回答いただいた小学生本人の保護者 327 名
中学生保護者	回答いただいた中学生本人の保護者 350 名
小学生本人	小学 5 年生 327 名。地域性・学年人数を考慮して学校を選定
中学生本人	中学 2 年生 350 名。地域性・学年人数を考慮して学校を選定
青少年	15 歳～39 歳の方の中から、無作為に 900 名

③ 調査期間

調査の種類	調査期間	調査方法
就学前児童保護者 青少年	令和 6 年 5 月 13 日～令和 6 年 6 月 12 日	郵送配布、web による回答
小学生保護者 中学生保護者 小学生本人 中学生本人	令和 6 年 5 月 15 日～令和 6 年 6 月 12 日	学校に配布、web による回答

④ 調査方法

郵送による配布、webによる回答

⑤ 回収状況

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	400通	201通	50.3%
小学生保護者	327通	155通	47.4%
中学生保護者	350通	179通	51.1%
小学生本人	327通	211通	64.5%
中学生本人	350通	322通	92.0%
青少年	900通	226通	25.1%

(3) ニーズ調査結果 (抜粋)

【就学前児童・小学生・中学生保護者結果】

① 保護者の就業状況

◆ 母親の就業状況 (就学前児童保護者)

「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が28.0%、「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が減少しています。

フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中である

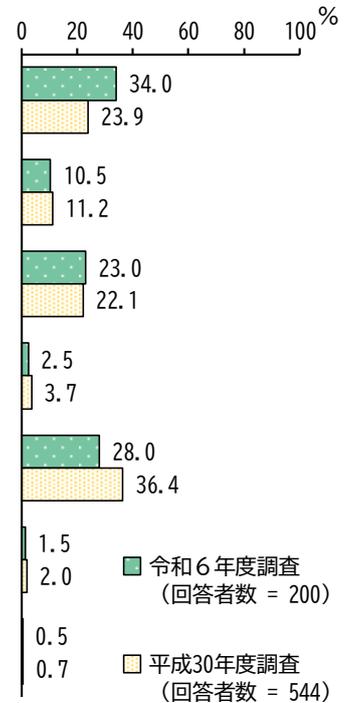
パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で働いているが、産休・育休・介護休業中である

以前は働いていたが、現在は働いていない

これまで働いたことがない

無回答



◆ 父親の就業状況 (就学前児童保護者)

「フルタイムで働いており、育休・介護休業中ではない」の割合が97.4%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

フルタイムで働いており、育休・介護休業中ではない

フルタイムで働いているが、育休・介護休業中である

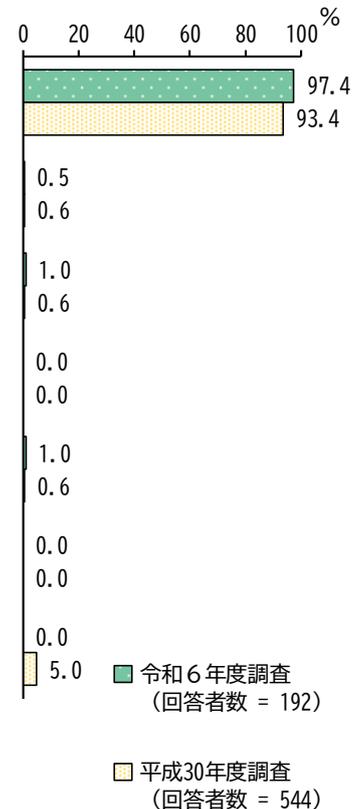
パート・アルバイト等で働いており、育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で働いているが、育休・介護休業中である

以前は働いていたが、現在は働いていない

これまで働いたことがない

無回答



◆ 母親の就業状況（小学生保護者）

「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が41.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.8%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が18.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中である

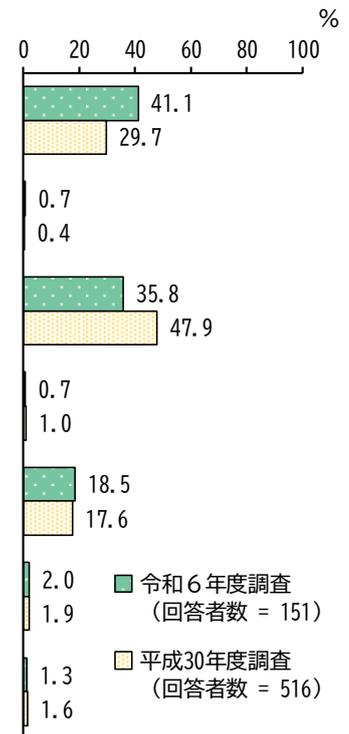
パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で働いているが、産休・育休・介護休業中である

以前は働いていたが、現在は働いていない

これまで働いたことがない

無回答



◆ 父親の就業状況（小学生保護者）

「フルタイムで働いており、育休・介護休業中ではない」の割合が95.9%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

フルタイムで働いており、育休・介護休業中ではない

フルタイムで働いているが、育休・介護休業中である

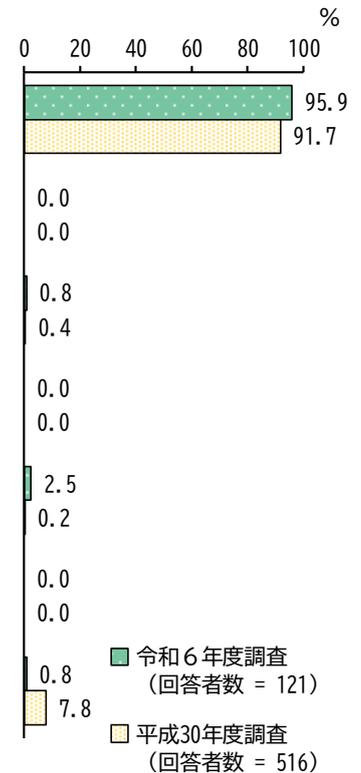
パート・アルバイト等で働いており、育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で働いているが、育休・介護休業中である

以前は働いていたが、現在は働いていない

これまで働いたことがない

無回答



◆ 母親の就業状況（中学生保護者）

「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が48.3%と最も高く、次いで「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が33.5%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が15.3%となっています。

回答者数 = 176

フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中である

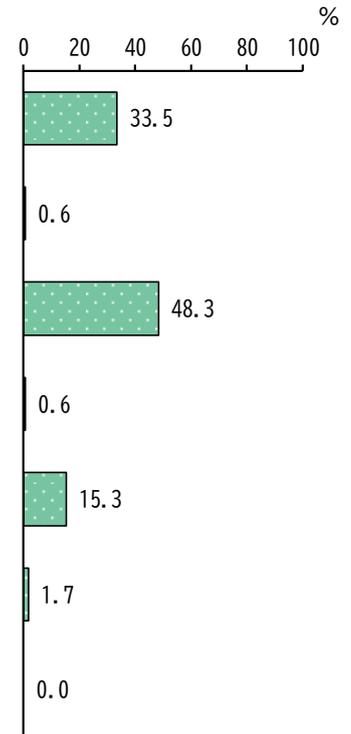
パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で働いているが、産休・育休・介護休業中である

以前は働いていたが、現在は働いていない

これまで働いたことがない

無回答



◆ 父親の就業状況（中学生保護者）

「フルタイムで働いており、育休・介護休業中ではない」の割合が97.7%と最も高くなっています。

回答者数 = 131

フルタイムで働いており、育休・介護休業中ではない

フルタイムで働いているが、育休・介護休業中である

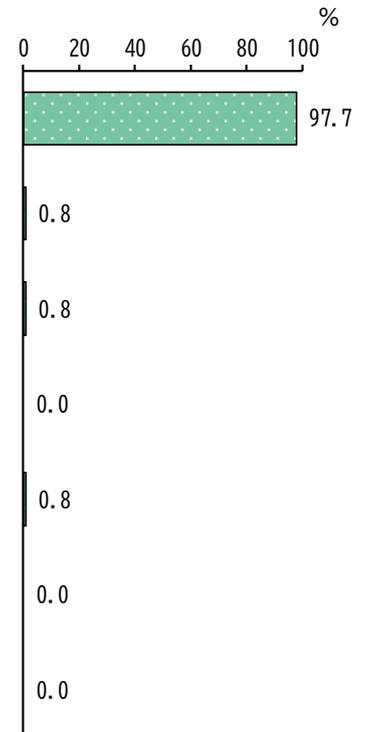
パート・アルバイト等で働いており、育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で働いているが、育休・介護休業中である

以前は働いていたが、現在は働いていない

これまで働いたことがない

無回答

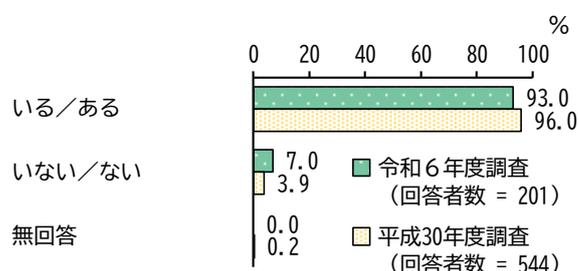


② こどもの育ちをめぐる環境について

◆ 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無 （就学前児童保護者）

「いる／ある」の割合が93.0%、「いない／ない」の割合が7.0%となっています。

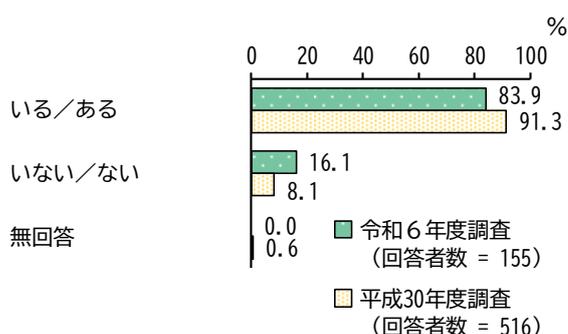
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



◆ 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無 （小学生保護者）

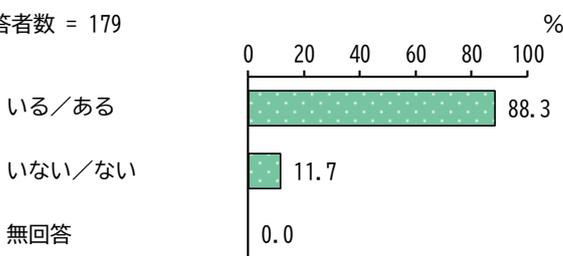
「いる／ある」の割合が83.9%、「いない／ない」の割合が16.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「いない／ない」の割合が増加しています。一方、「いる／ある」の割合が減少しています。



◆ 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無 （中学生保護者）

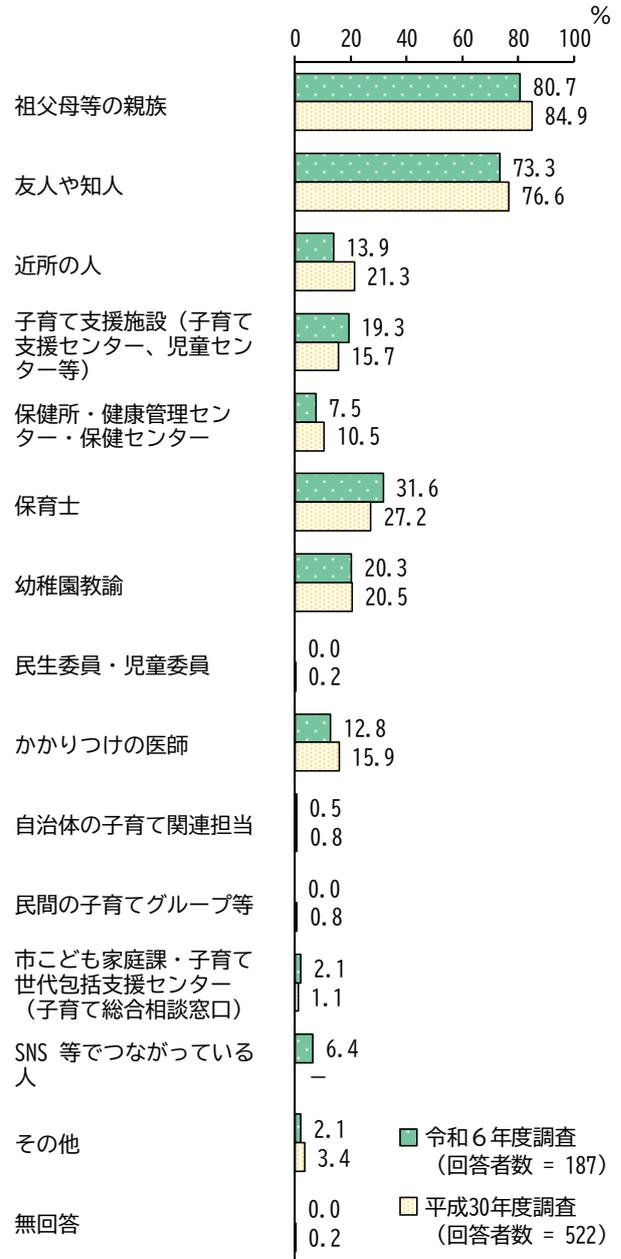
「いる／ある」の割合が88.3%、「いない／ない」の割合が11.7%となっています。



◆ 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談したり、頼れる相手
（就学前児童保護者）

「祖父母等の親族」の割合が 80.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 73.3%、「保育士」の割合が 31.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「近所の人」の割合が減少しています。



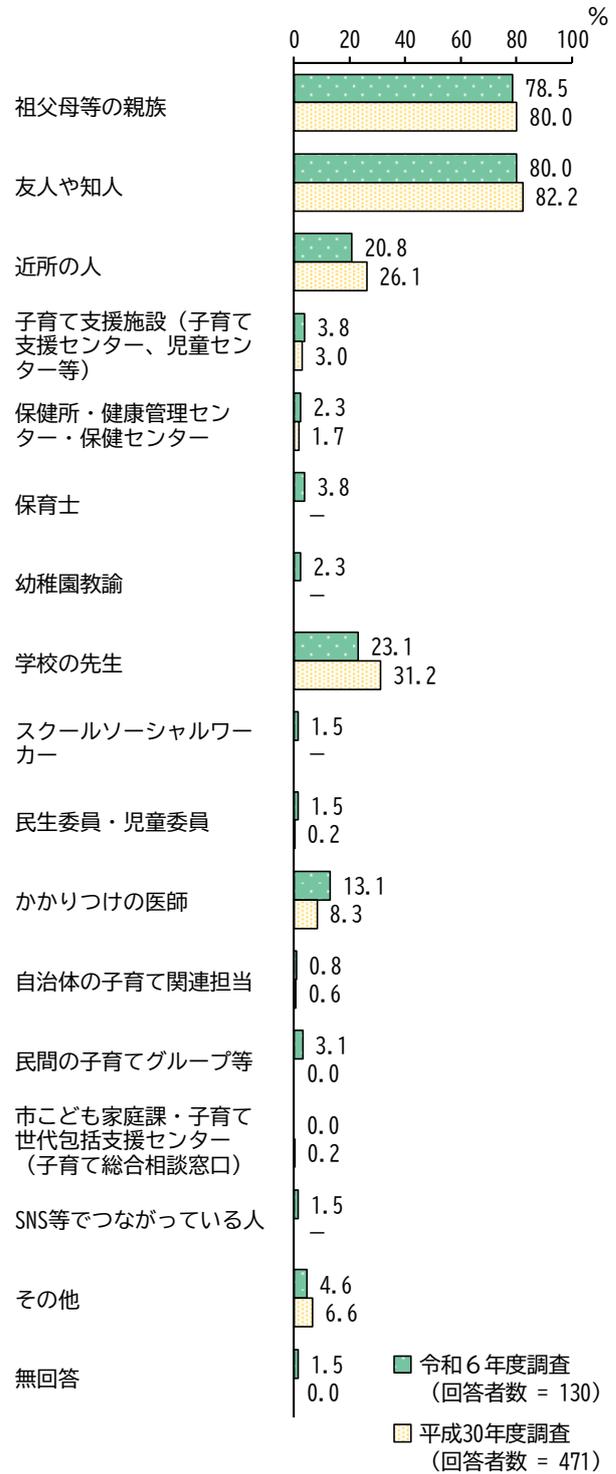
※前回調査では、「市こども家庭課・子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）」の選択肢は「子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）」となっていました。

※前回調査では、「SNS 等でつながっている人」の選択肢はありませんでした。

◆ 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談したり、頼れる相手
（小学生保護者）

「友人や知人」の割合が80.0%と最も高く、
次いで「祖父母等の親族」の割合が78.5%、「学
校の先生」の割合が23.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「近所の人」
「学校の先生」の割合が減少しています。



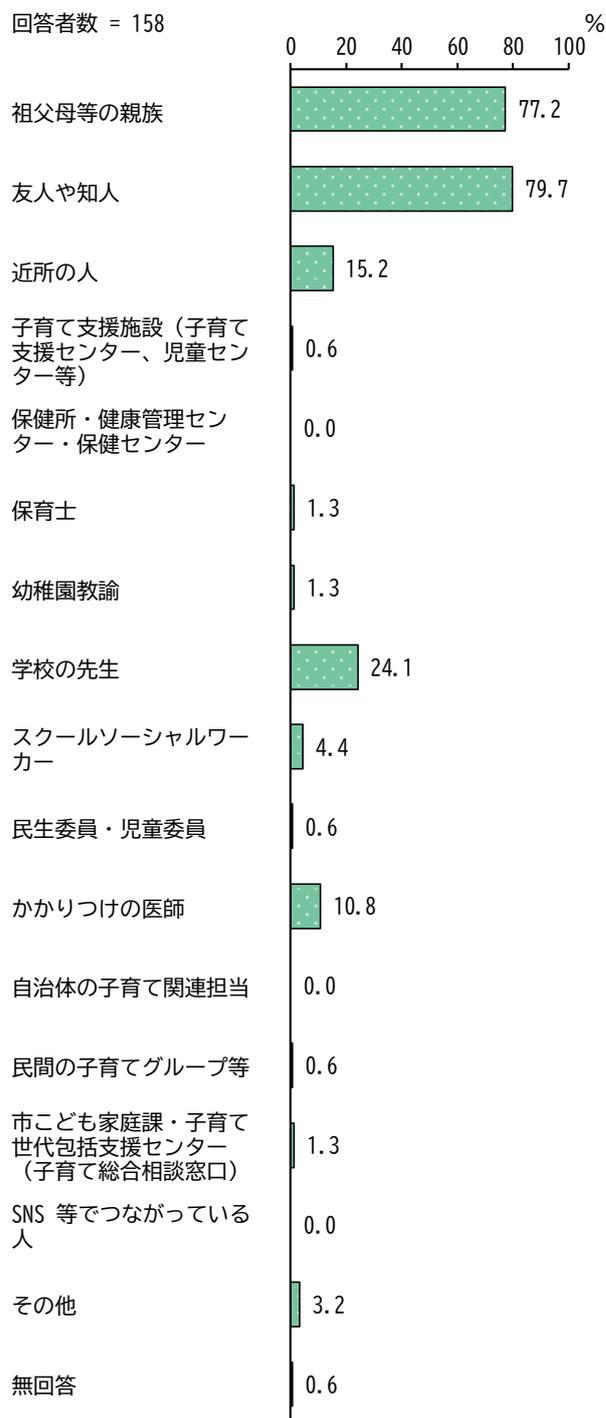
※前回調査では、「子育て支援施設（子育て支援センター、児童センター等）」の選択肢は「子育て支援施設（子育て支援センター、児童センター）」、「学校の先生」の選択肢は「小学校教諭」、「市こども家庭課・子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）」の選択肢は「子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）」となっていました。

※前回調査では、「保育士」「幼稚園教諭」「スクールソーシャルワーカー」「SNS等でつながっている人」の選択肢はありませんでした。

◆ 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談したり、頼れる相手
（中学生保護者）

「友人や知人」の割合が79.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が77.2%、「学校の先生」の割合が24.1%となっています。

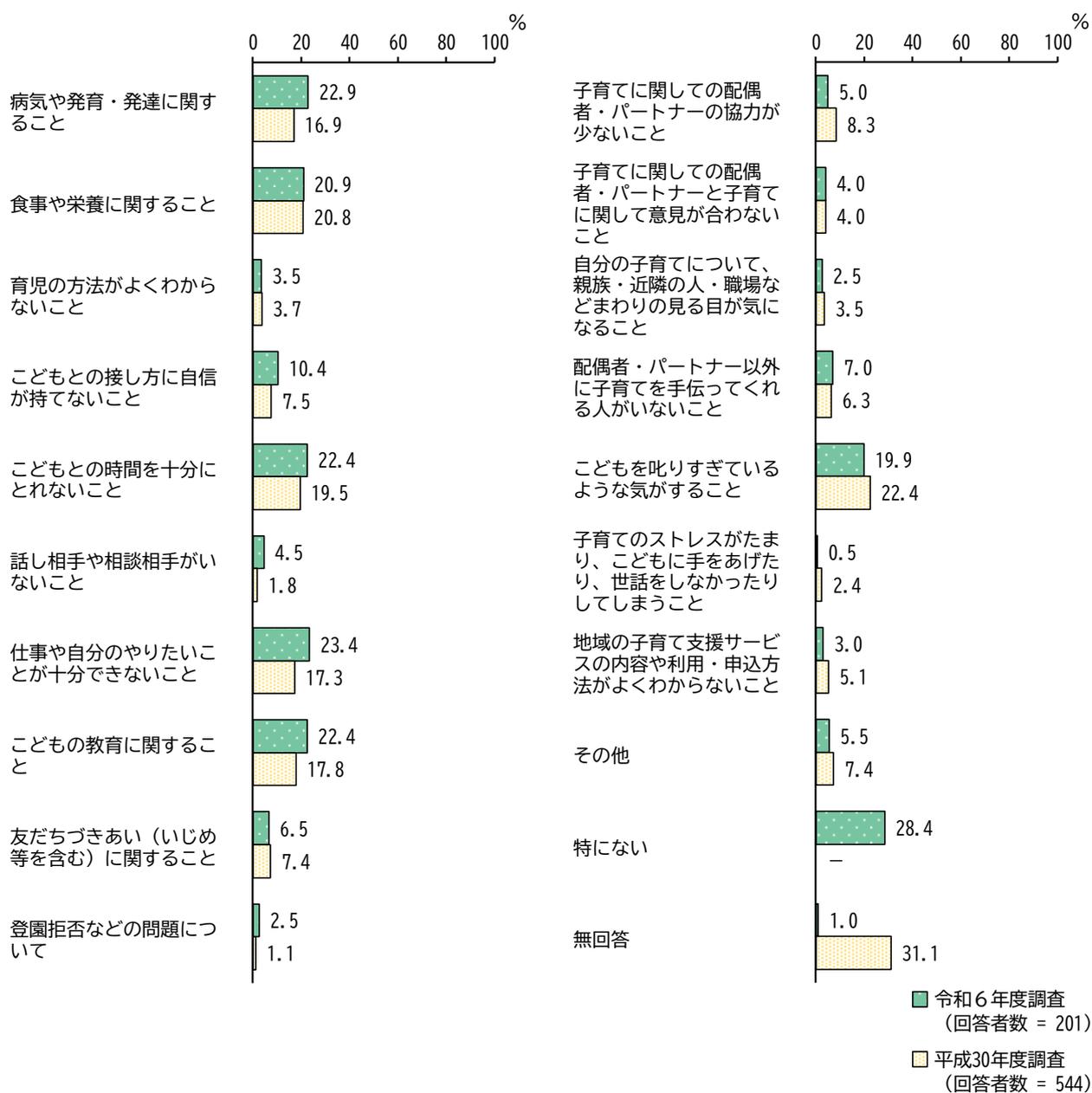
回答者数 = 158



◆ 子育て（教育を含む）における悩みや不安（就学前児童保護者）

「特にない」の割合が28.4%と最も高く、次いで「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が23.4%、「病気や発育・発達に関すること」の割合が22.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が増加しています。

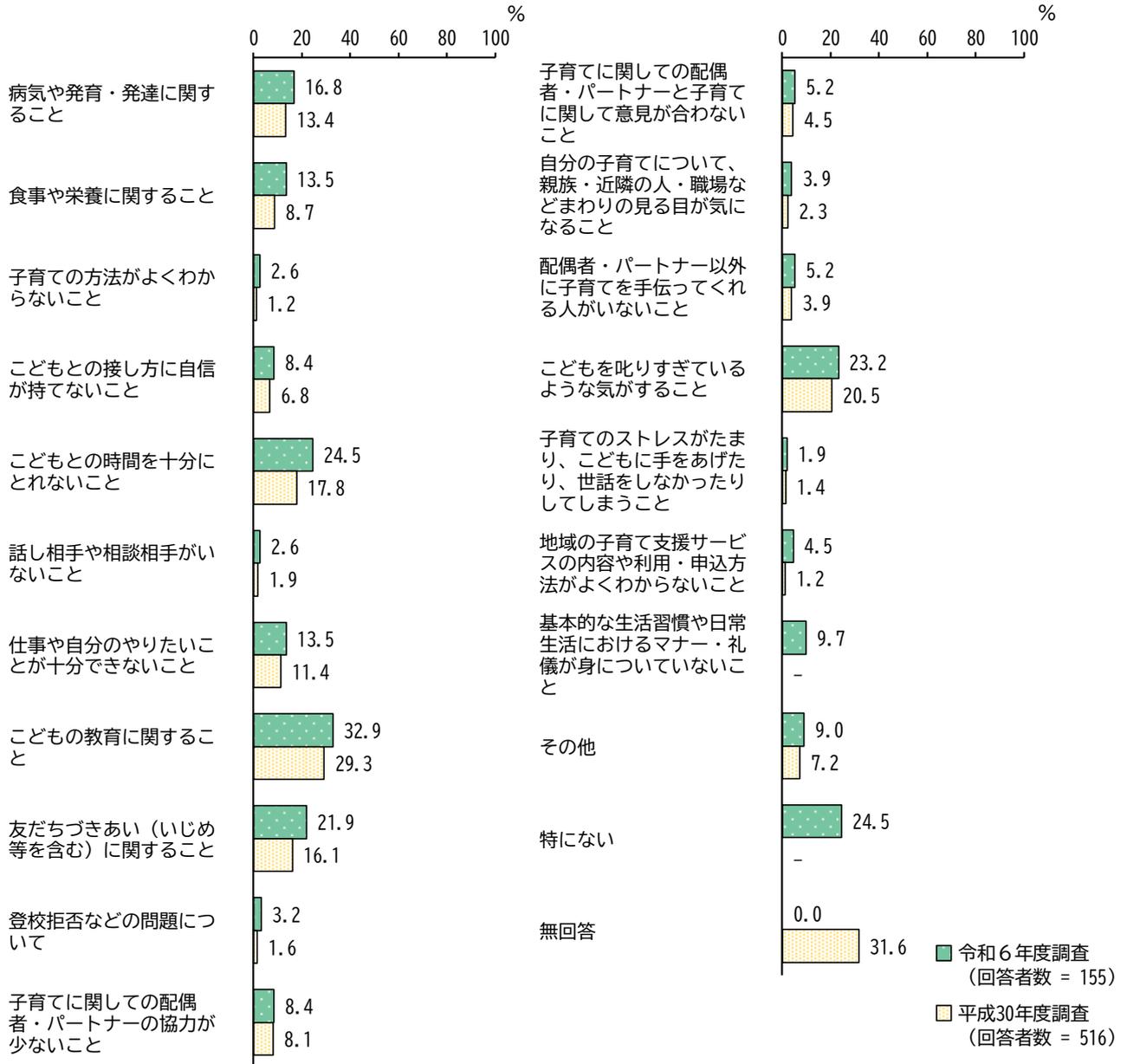


※前回調査では、「特にない」の選択肢はありませんでした。

◆ 子育て（教育を含む）における悩みや不安（小学生保護者）

「こどもの教育に関すること」の割合が32.9%と最も高く、次いで「こどもとの時間を十分にとれないこと」、「特にない」の割合が24.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「こどもとの時間を十分にとれないこと」「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」「基本的な生活習慣や日常生活におけるマナー・礼儀が身についていないこと」「特にない」の割合が増加しています。

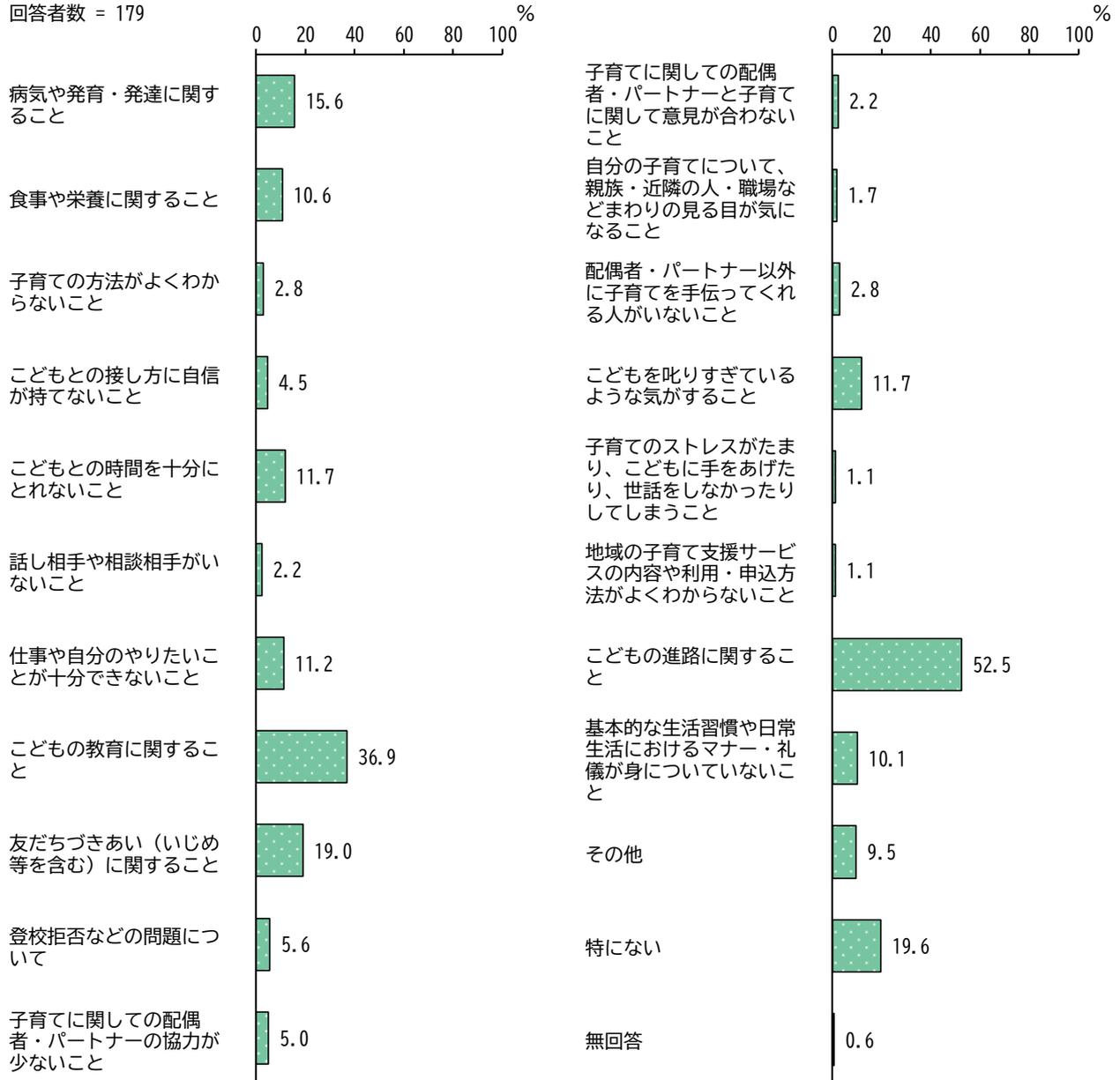


※前回調査では、「子育ての方法がよくわからないこと」の選択肢は「育児の方法がよくわからないこと」、「登校拒否などの問題について」の選択肢は「登園拒否などの問題について」となっていました。

※前回調査では、「基本的な生活習慣や日常生活におけるマナー・礼儀が身についていないこと」「特にない」の選択肢はありませんでした。

◆ 子育て（教育を含む）における悩みや不安（中学生保護者）

「こどもの進路に関すること」の割合が52.5%と最も高く、次いで「こどもの教育に関すること」の割合が36.9%、「特にない」の割合が19.6%となっています。

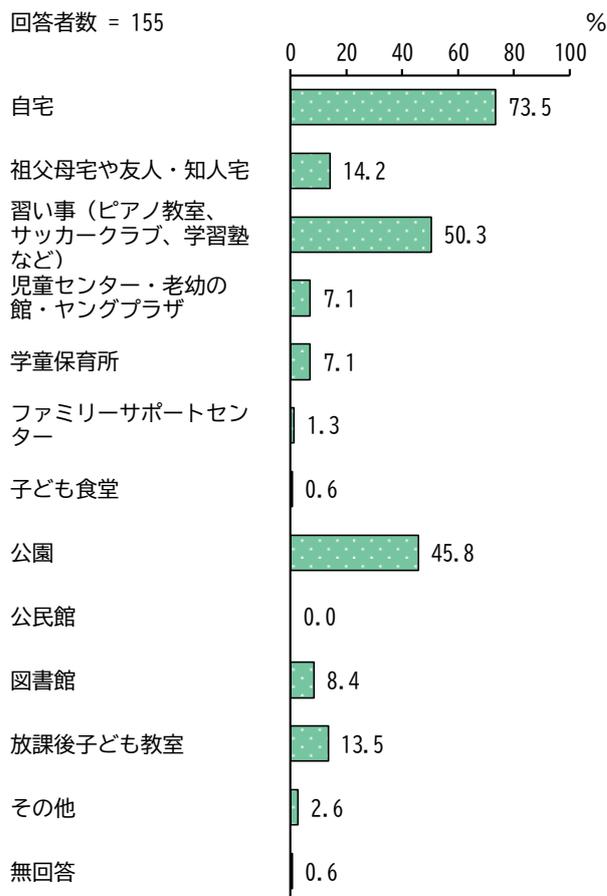


③ こどもの放課後の過ごし方について

◆ こどもを放課後にすごさせたい場所（小学生保護者）

「自宅」の割合が73.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.3%、「公園」の割合が45.8%となっています。

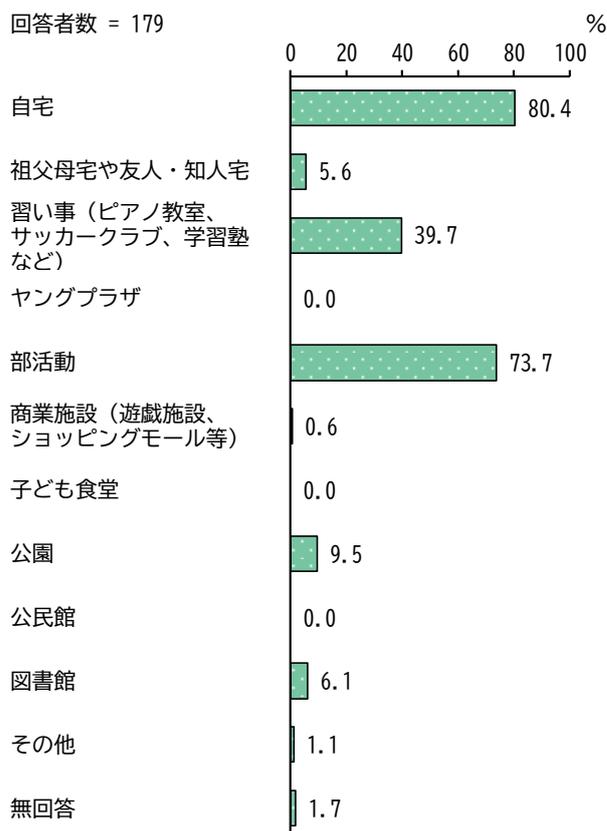
回答者数 = 155



◆ こどもを放課後にすごさせたい場所（中学生保護者）

「自宅」の割合が80.4%と最も高く、次いで「部活動」の割合が73.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が39.7%となっています。

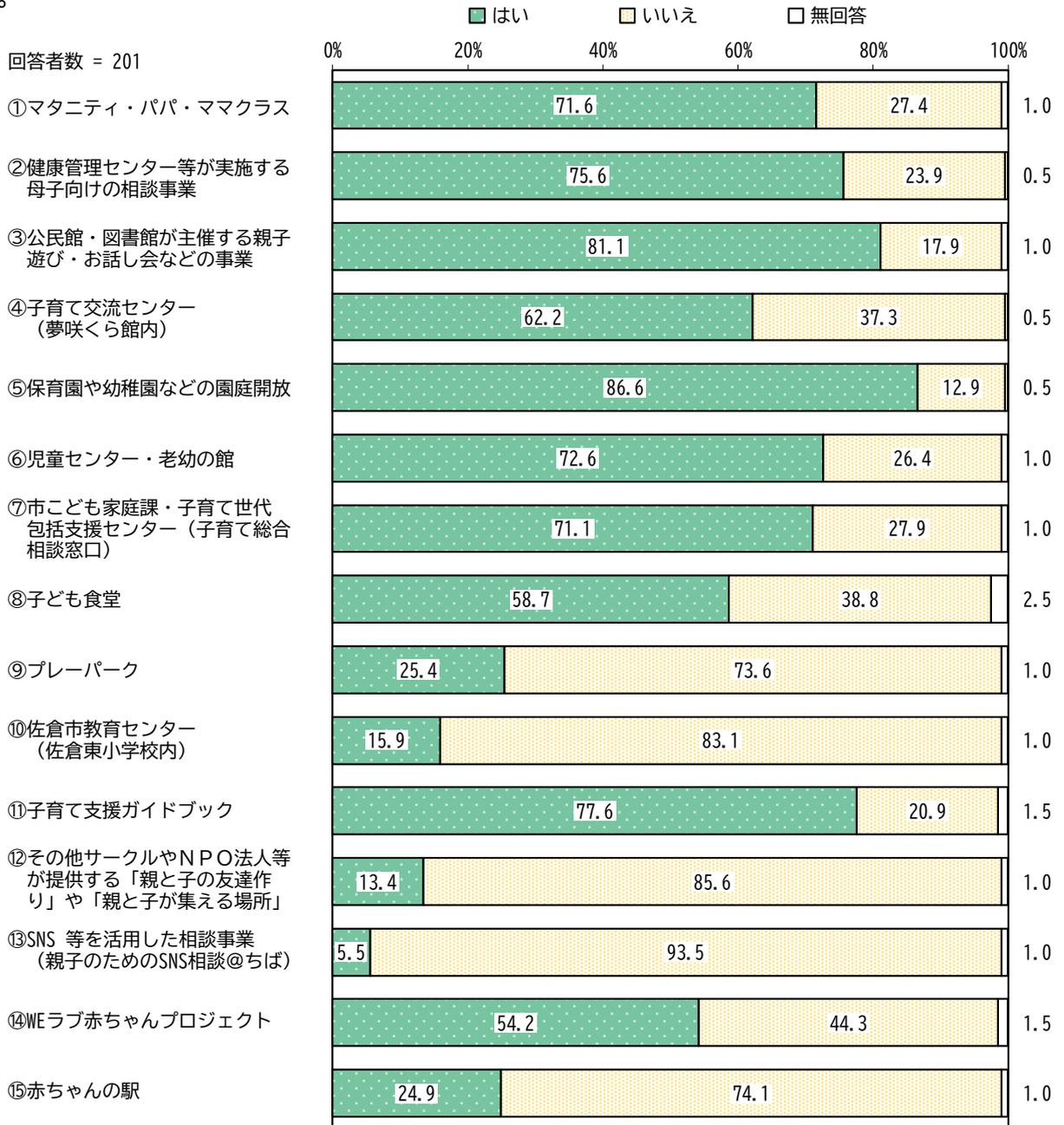
回答者数 = 179



④ 地域における子育て支援について

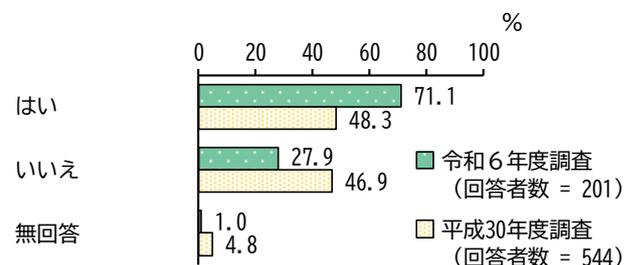
◆ 事業・場所の認知度（就学前保護者）

『⑤保育園や幼稚園などの園庭開放』で「はい」の割合が高くなっています。一方、『⑬SNS等を活用した相談事業（親子のためのSNS相談@ちば）』で「いいえ」の割合が高くなっています。



◆ 市こども家庭課・子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）の認知度

平成30年度調査と比較すると、「はい」の割合が増加しています。

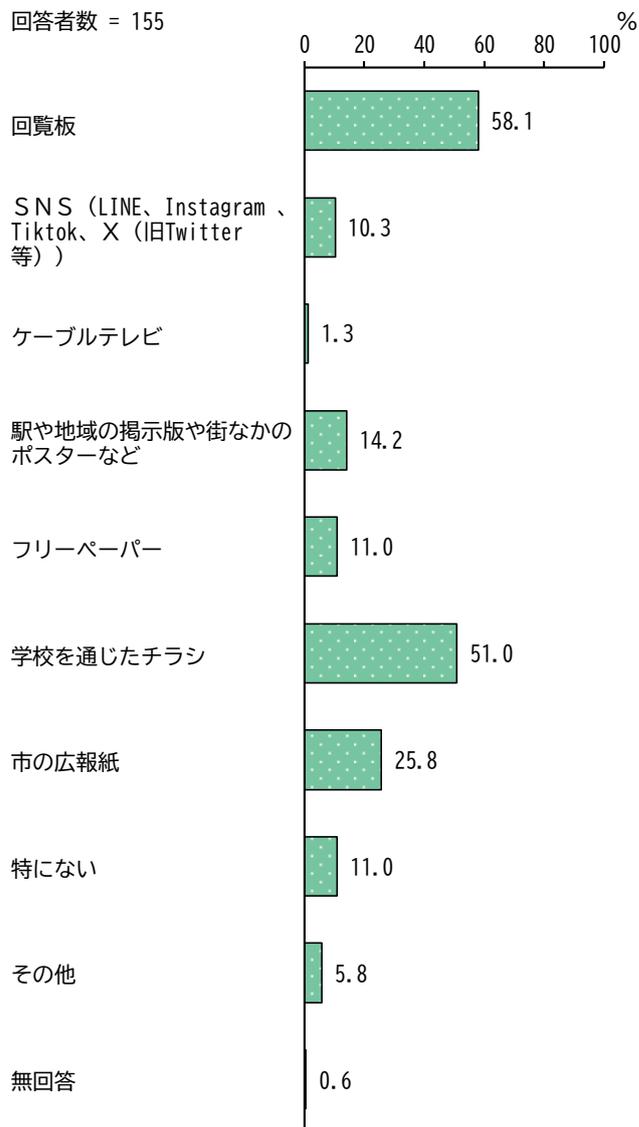


⑤ お住まいの地域における子育ての環境や支援について

◆ 地域活動についての情報取得方法（小学生保護者）

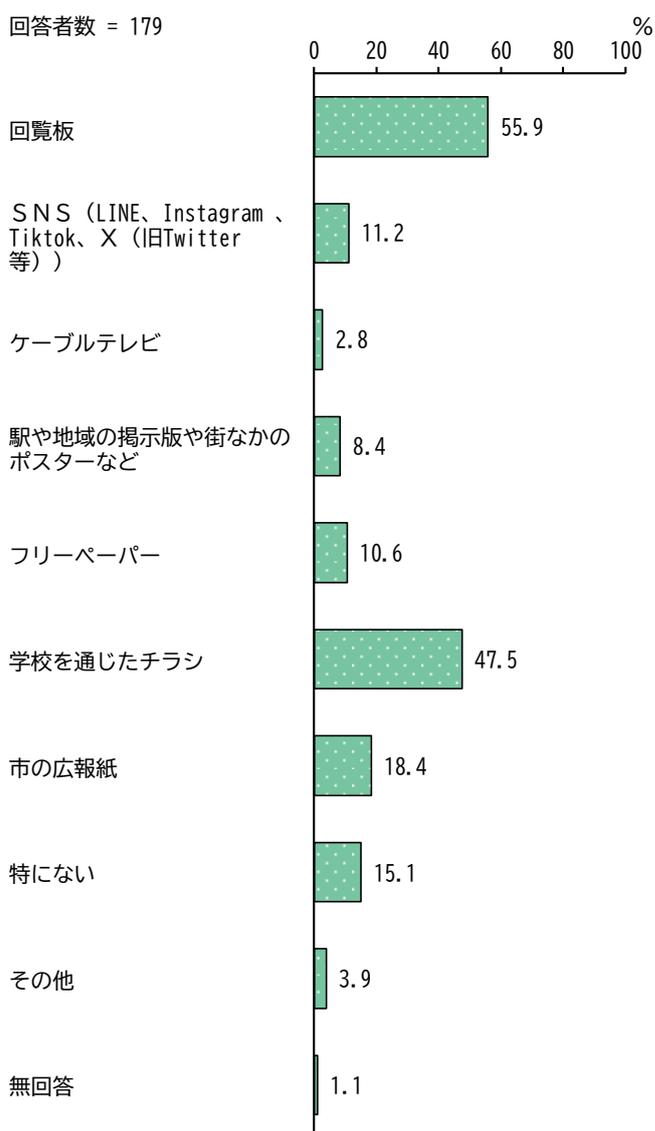
「回覧板」の割合が 58.1%と最も高く、次いで「学校を通じたチラシ」の割合が 51.0%、「市の広報紙」の割合が 25.8%となっています。

回答者数 = 155



◆ 地域活動についての情報取得方法（中学生保護者）

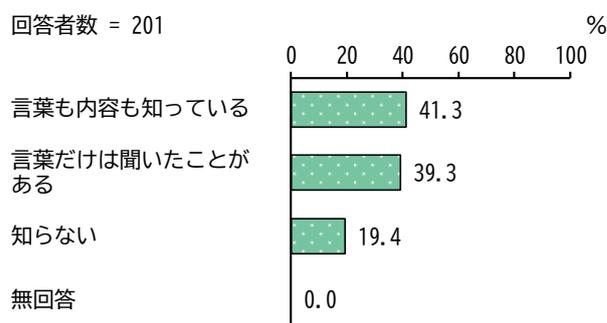
「回覧板」の割合が 55.9%と最も高く、次いで「学校を通じたチラシ」の割合が 47.5%、「市の広報紙」の割合が 18.4%となっています。



⑥ こどもの権利について

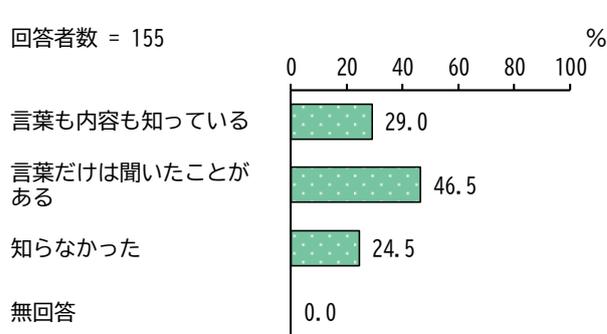
◆ 「子どもの権利条約」の認知度（就学前児童保護者）

「言葉も内容も知っている」の割合が 41.3% 回答者数 = 201
と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が 39.3%、「知らない」の割合が 19.4%となっています。



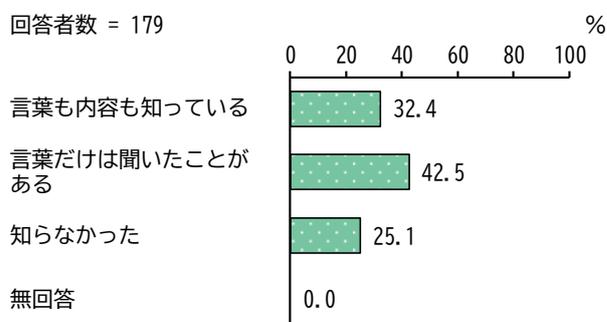
◆ 「子どもの権利条約」の認知度（小学生保護者）

「言葉だけは聞いたことがある」の割合が 46.5%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合が 29.0%、「知らなかった」の割合が 24.5%となっています。



◆ 「子どもの権利条約」の認知度（中学生保護者）

「言葉だけは聞いたことがある」の割合が 42.5%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合が 32.4%、「知らなかった」の割合が 25.1%となっています。

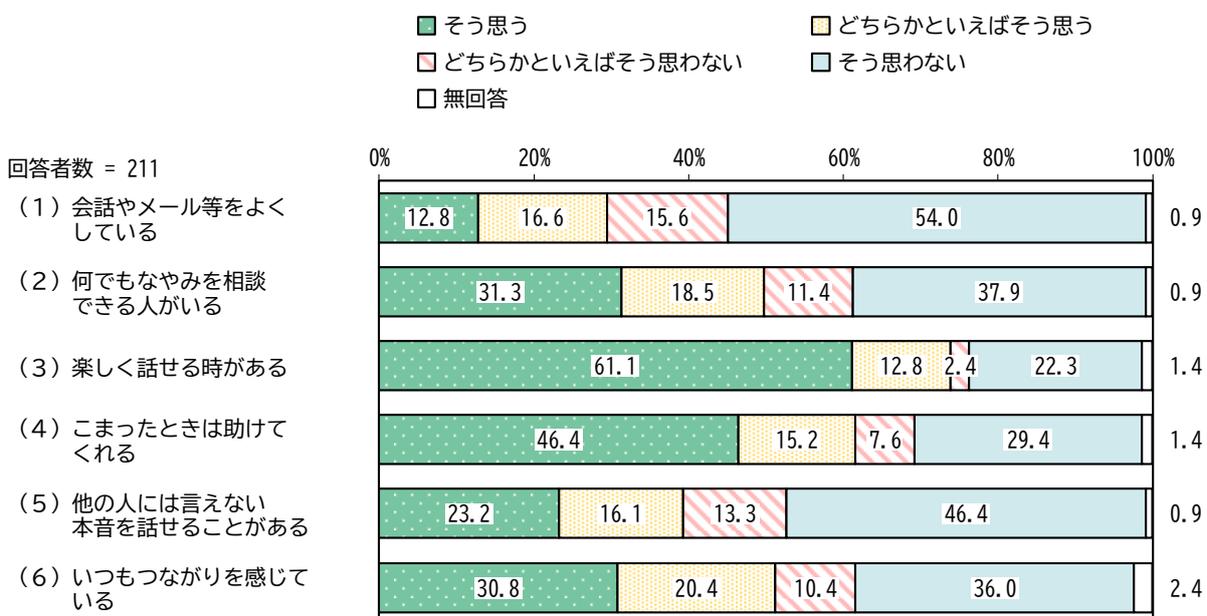


【小学生本人結果】

① 人との付き合い・居場所について

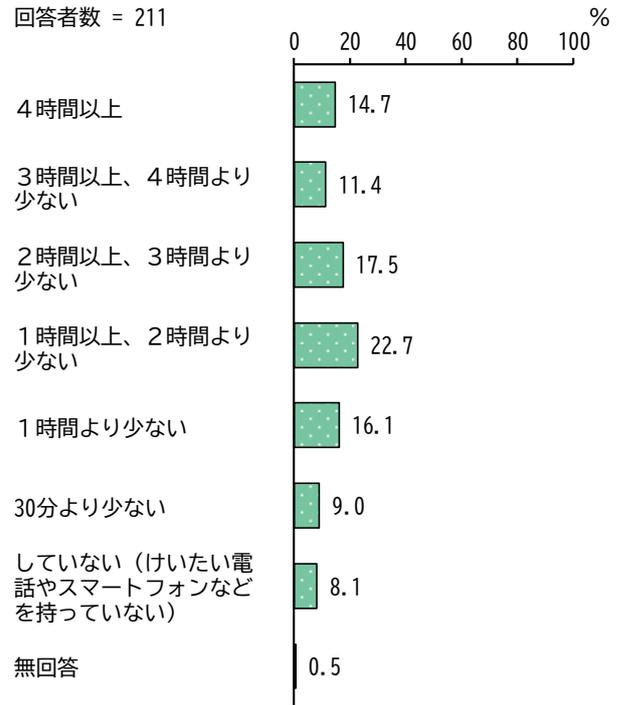
◆ インターネット上における人やグループとのかかわり

『(1) 会話やメール等をよくしている』で「そう思わない」の割合が高くなっています。一方、『(3) 楽しく話せる時がある』で「そう思う」の割合が高くなっています。



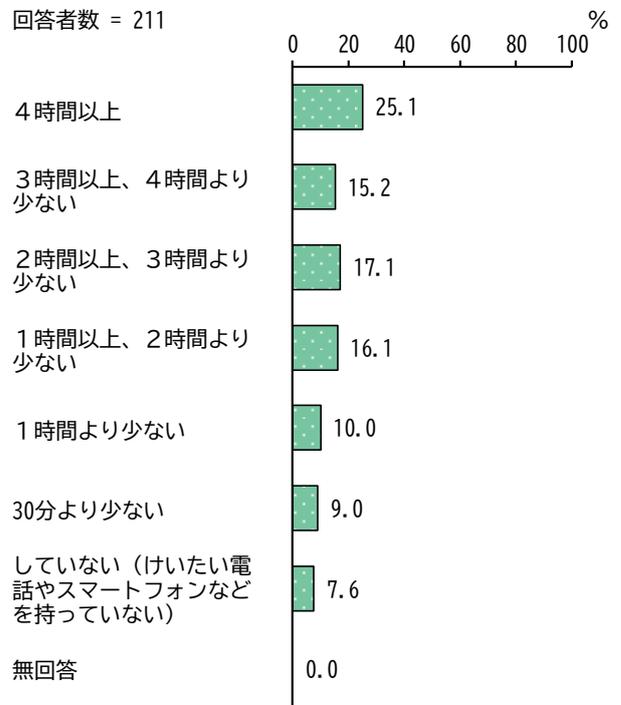
◆ 平日のSNSや動画視聴、ゲームなどの時間

「1時間以上、2時間より少ない」の割合が 回答者数 = 211
22.7%と最も高く、次いで「2時間以上、3時
間より少ない」の割合が17.5%、「1時間より
少ない」の割合が16.1%となっています。



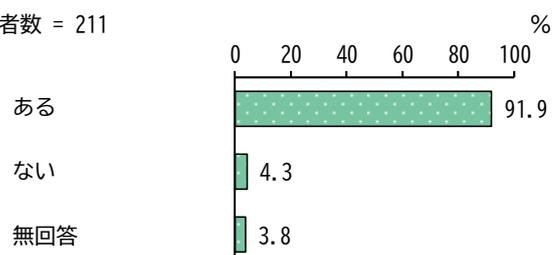
◆ 土日祝日のSNSや動画視聴、ゲームなどの時間

「4時間以上」の割合が 25.1%と最も高く、 回答者数 = 211
次いで、「2時間以上、3時間より少ない」の割
合が17.1% 「1時間以上、2時間より少ない」
の割合が16.1%となっています。



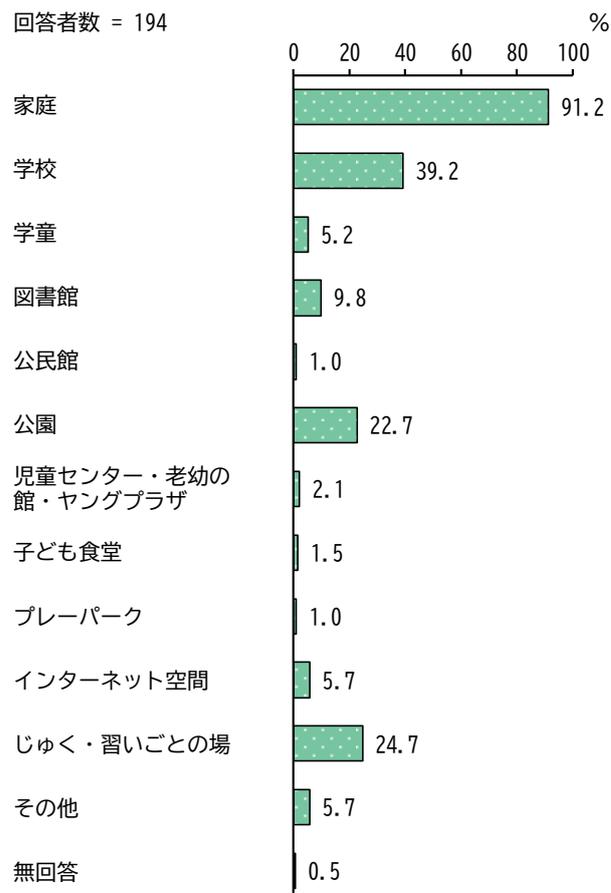
◆ 居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）の有無

「ある」の割合が91.9%、「ない」の割合が4.3%、「無回答」の割合が3.8%となっています。回答者数 = 211



◆ 自分の居場所だと思うところ

「家庭」の割合が91.2%と最も高く、次いで「学校」の割合が39.2%、「じゅく・習いごとの場」の割合が24.7%となっています。回答者数 = 194



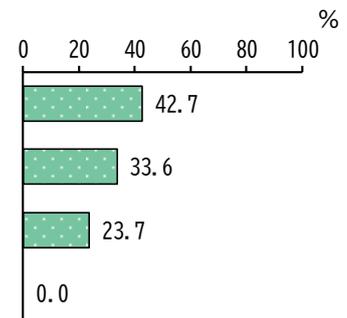
② こどもの権利について

◆ 「子どもの権利条約」の認知度

「言葉も内容も知っている」の割合が 42.7%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が 33.6%、「知らなかった」の割合が 23.7%となっています。

回答者数 = 211

言葉も内容も知っている
言葉だけは聞いたことがある
知らなかった
無回答

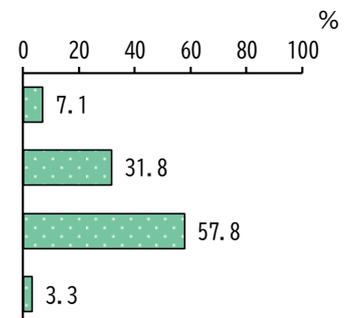


◆ 自分の周りに「外国にルーツを持つ子ども」がいるか

「いない」の割合が 57.8%と最も高く、次いで「いる」の割合が 31.8%となっています。

回答者数 = 211

自分自身がそうである
いる
いない
無回答

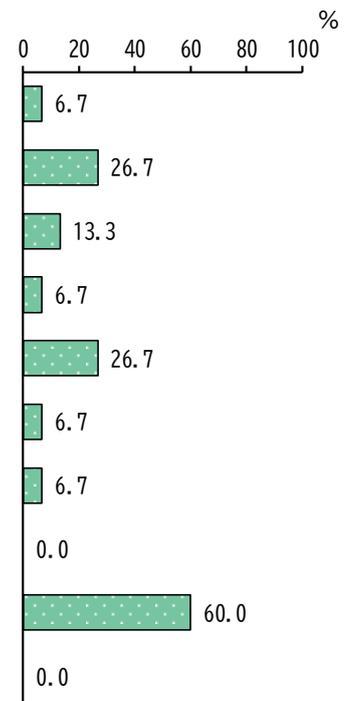


◆ 外国にルーツをもつ人の困りごと

「特にない」の割合が 60.0%と最も高く、次いで「授業内容の理解」、「日本文化や日本での生活」の割合が 26.7%となっています。

回答者数 = 15

友達づくり
授業内容の理解
日本語の習得しようきょう
行事参加等、学校生活のルール
日本文化や日本での生活
しょうらいの進路せんたく
名前や見た目
その他
特にない
無回答

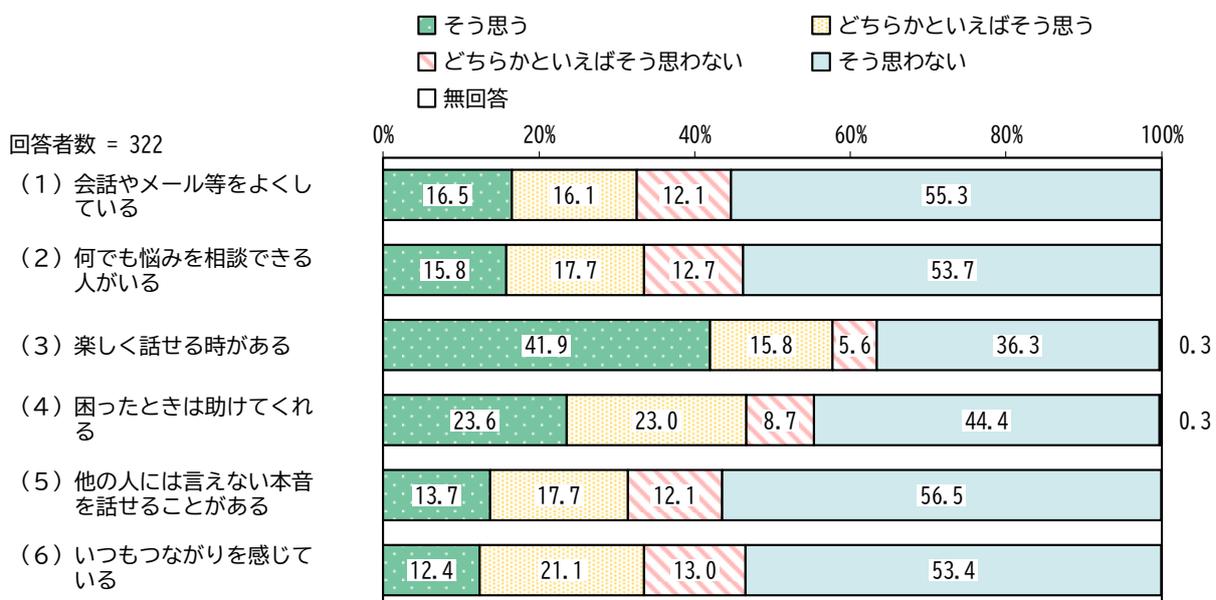


【中学生本人結果】

① 人との付き合い・居場所について

◆ インターネット上における人やグループとのかかわり

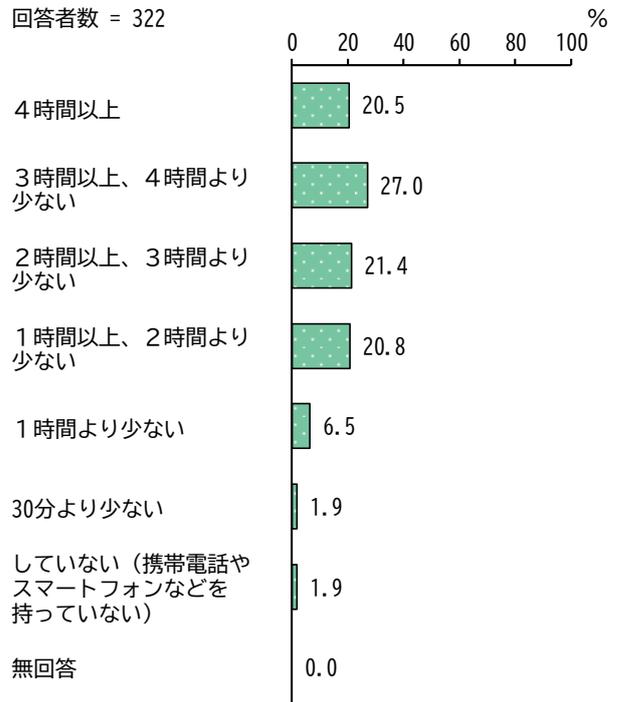
『(3) 楽しく話せる時がある』で「そう思う」の割合が高くなっています。一方、『(5) 他の人には言えない本音を話せることがある』で「そう思わない」の割合が高くなっています。



◆ 平日のSNSや動画視聴、ゲームなどの時間

「3時間以上、4時間より少ない」の割合が27.0%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が21.4%、「1時間以上、2時間より少ない」の割合が20.8%となっています。

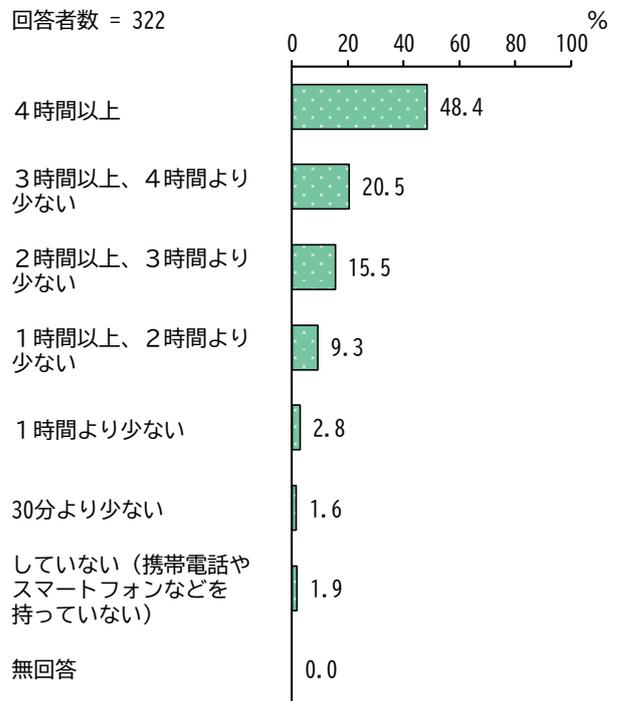
回答者数 = 322



◆ 土日祝日のSNSや動画視聴、ゲームなどの時間

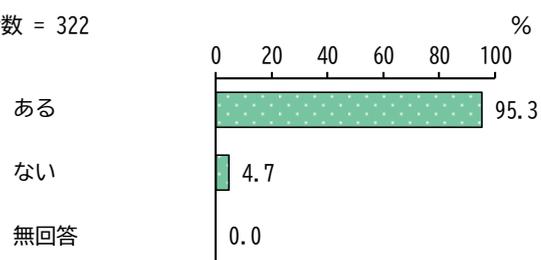
「4時間以上」の割合が48.4%と最も高く、次いで「3時間以上、4時間より少ない」の割合が20.5%、「2時間以上、3時間より少ない」の割合が15.5%となっています。

回答者数 = 322



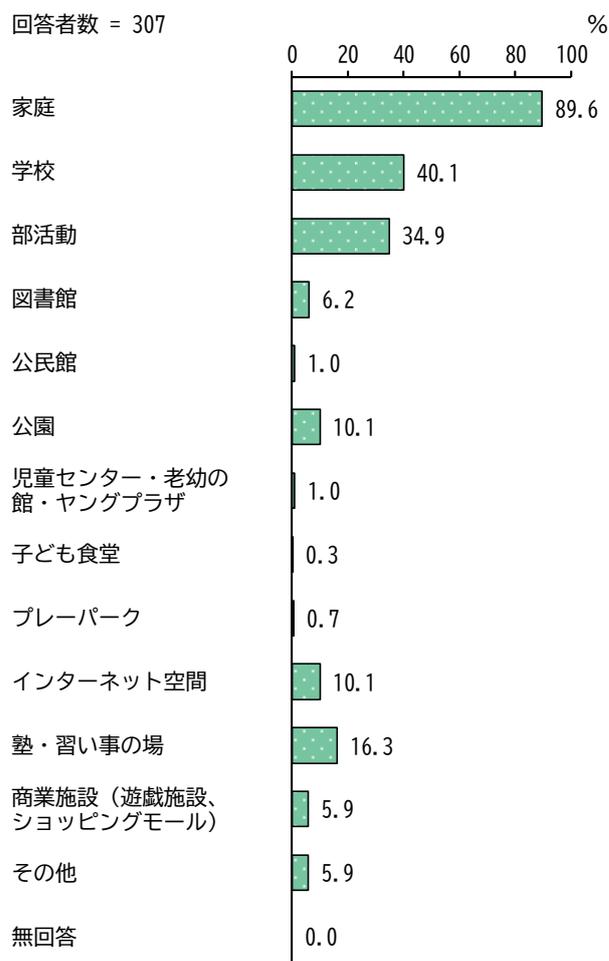
◆ 居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）の有無

「ある」の割合が 95.3%、「ない」の割合が 4.7%となっています。
 回答者数 = 322



◆ 自分の居場所だと思うところ

「家庭」の割合が 89.6%と最も高く、次いで「学校」の割合が 40.1%、「部活動」の割合が 34.9%となっています。
 回答者数 = 307



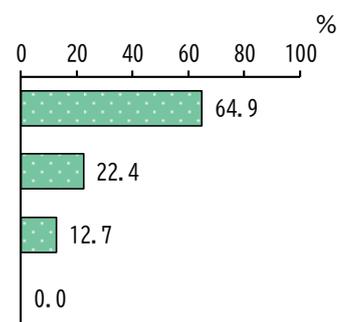
② こどもの権利について

◆ 「子どもの権利条約」の認知度

「言葉も内容も知っている」の割合が 64.9%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が 22.4%、「知らなかった」の割合が 12.7%となっています。

回答者数 = 322

言葉も内容も知っている
言葉だけは聞いたことがある
知らなかった
無回答

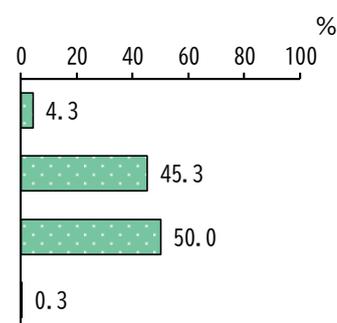


◆ 自分の周りに「外国にルーツを持つ子ども」がいるか

「いない」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「いる」の割合が 45.3%となっています。

回答者数 = 322

自分自身がそうである
いる
いない
無回答



◆ 外国にルーツをもつ人の困りごと

「特にない」の割合が 64.3%と最も高く、次いで「将来の進路選択」の割合が 28.6%、「友達づくり」、「授業内容の理解」、「日本語の習得状況」、「日本文化や日本での生活」、「名前や見た目」の割合が 14.3%となっています。

回答者数 = 14

友達づくり
授業内容の理解
日本語の習得状況
行事参加等、学校生活のルール
日本文化や日本での生活
将来の進路選択
名前や見た目
その他
特にない
無回答



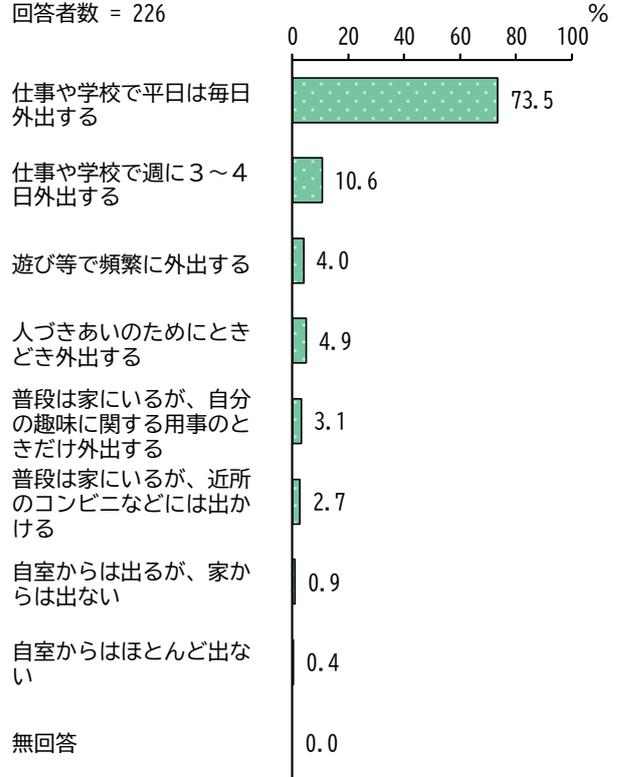
【青少年結果】

① 外出の状況

◆ 普段の外出の頻度

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が73.5%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が10.6%となっています。

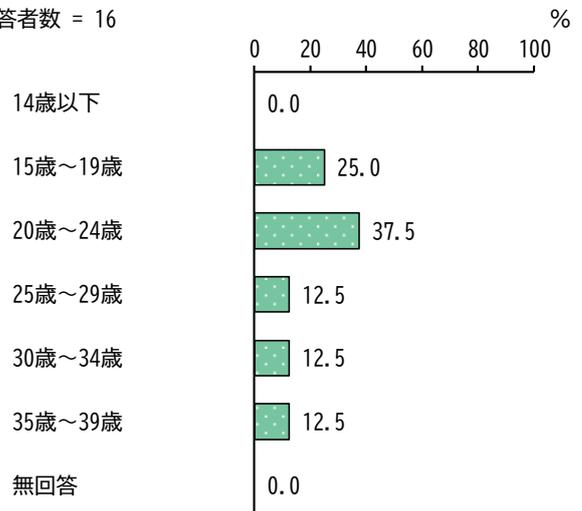
回答者数 = 226



◆ 外出の状況が現在の状態になった年齢

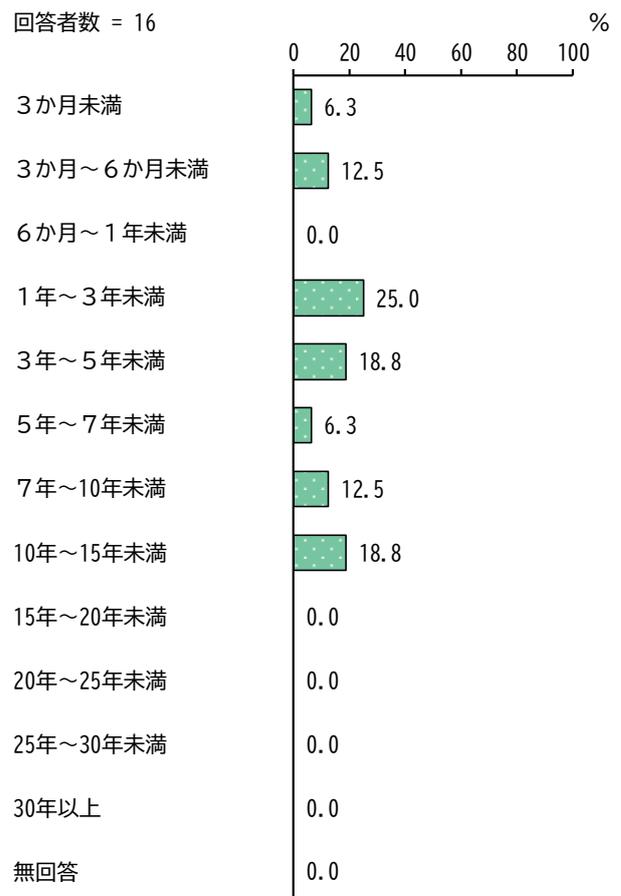
「20歳～24歳」の割合が37.5%と最も高く、次いで「15歳～19歳」の割合が25.0%、「25歳～29歳」、「30歳～34歳」、「35歳～39歳」の割合が12.5%となっています。

回答者数 = 16



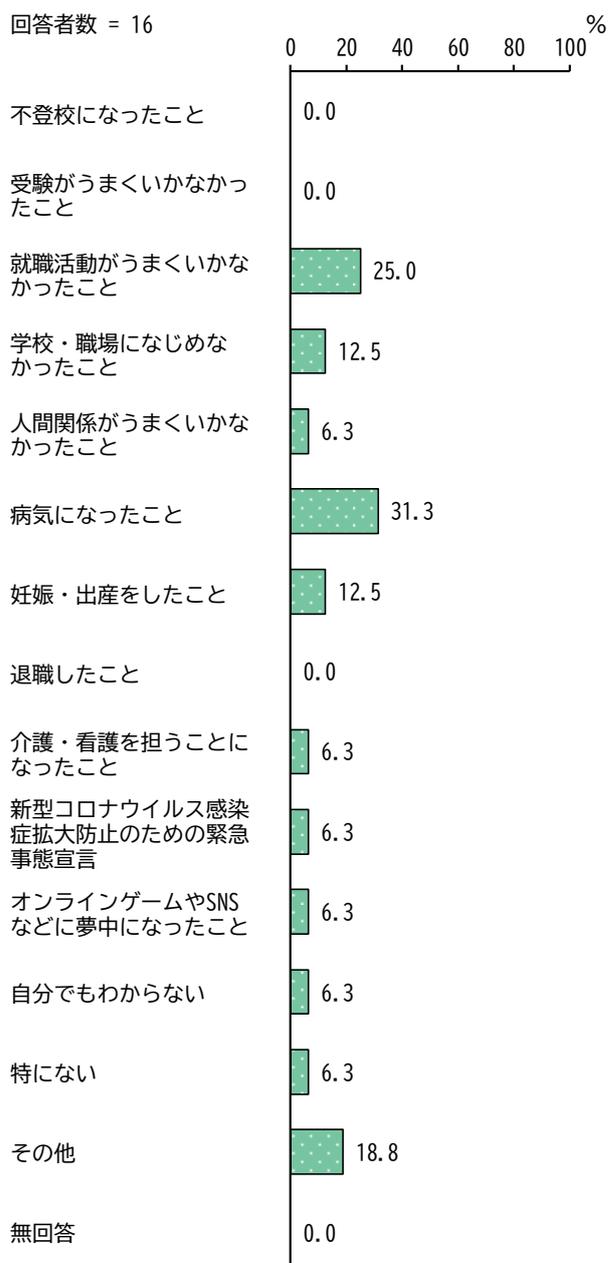
◆ 現在の状態となってどれくらい経つか

「1年～3年未満」の割合が25.0%と最も高く、次いで「3年～5年未満」、「10年～15年未満」の割合が18.8%となっています。



◆ そのような状況になったきっかけ

「病気になったこと」の割合が 31.3%と最も高く、次いで「就職活動がうまくいかなかったこと」の割合が 25.0%、「学校・職場になじめなかったこと」、「妊娠・出産をしたこと」の割合が 12.5%となっています。



8 佐倉市のこども・若者を取り巻く現状と課題

(1) ニーズ調査結果等を踏まえた現状と課題

①保護者の働き方について

就学前児童保護者のアンケート調査では、父親が突出して、「フルタイムで働いており、育休・介護休業中でない」の割合が高くなっている一方で、母親の回答は広く分布していることがわかります。

小学生保護者のアンケート調査では、母親が平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

また、中学生保護者のアンケート調査では、父親が「フルタイムで働いており、育休・介護休業中でない」の割合が最も高い一方で、母親は、「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が48.3%と最も高くなっています。

保護者の就労状況をみると、就学前児童保護者・小学生保護者の母親ではフルタイムでの就労が増加しており、保育を必要とする市民が多く存在することが想定されます。今後も共働きや保育ニーズの多様化により、一時的な預かり・託児等の需要が見込まれますが、少子化に伴い利用児童数が減少することも想定されることから、地域ごとの動向も見据えて、教育・保育等のニーズの変化に対応していくことが必要です。

②こどもの育ちをめぐる環境について

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無について、就学前児童保護者・小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査では、「いる／ある」の割合が8割以上と高くなっています。

また、その相手は誰（どこ）かについて、就学前児童保護者のアンケート調査では、「祖父母等の親族」の割合が最も高く、次いで「友人や知人」、「保育士」となっています。一方、小学生保護者・中学生保護者では、「友人や知人」の割合が最も高く、次いで「祖父母等の親族」、「学校の先生」となっています。

困難を抱える家庭の状況を行政が把握するためには、公的機関への相談割合をより高くすることが必要です。公的機関への相談が容易かつ気軽に行うことができるよう、教育・保育施設や関係団体と連携しながら周知を行っていく必要があります。

子育てにおいて、悩みや不安を持っているかについて、就学前児童保護者のアンケート調査では、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」、「病気や発育・発達に関すること」等の割合が高くなっています。小学生保護者・中学生保護者でのアンケート調査では、「こどもの教育に関すること」の割合が高くなっています。

小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査では、教育や進路に関する悩みが多くなっており、学業や進学に関するサポートが重要となっています。育児と仕事の両立支援や健康に関する相談体制の充実、教育に関する情報提供や学習サポートの強化が必要です。

③こどもの放課後の過ごし方について

こどもを放課後に、すごさせたい場所について、小学生保護者のアンケート調査では、「自宅」の割合が73.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.3%、「公園」の割合が45.8%となっています。

中学生保護者では、「自宅」の割合が80.4%と最も高く、次いで「部活動」の割合が73.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が39.7%となっています。

自宅での過ごし方に加え、習い事や公園などの活動をバランスよく提供できる環境が求められます。

④地域における子育て支援について

事業や場所の認知度について、就学前児童保護者のアンケート調査では、『⑤保育園や幼稚園などの園庭開放』の認知度が高くなっています。一方、『⑬SNS等を活用した相談事業（親子のためのSNS相談@ちば）』の認知度は低くなっています。

また、平成30年度調査と比較すると、『⑦市こども家庭課・子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）』の認知度が増加しています。

保護者が必要な情報にアクセスしやすく、多様な支援を受けられる環境を整えることが重要です。特に、オンライン相談事業の認知度向上と利用促進に注力することで、保護者の不安や悩みを解消する支援体制の充実が必要です。

⑤お住まいの地域における子育ての環境や支援について

地域活動の情報取得について、小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査ともに、「回覧板」の割合が最も高く、次いで「学校を通じたチラシ」、「市の広報紙」の割合が高くなっています。

回覧板、学校のチラシ、市の広報紙以外にも、デジタルメディアやSNSなどの情報提供手段の導入を検討することが必要です。

⑥こどもの権利について（保護者）

「子どもの権利条約」の認知度について、就学前児童保護者のアンケート調査では、「言葉も内容も知っている」の割合が41.3%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が39.3%、「知らない」の割合が19.4%となっています。

小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査ともに、「言葉だけは聞いたことがある」の割合が最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」、「知らなかった」の割合が高くなっています。

「こども基本法」の理念の実現を図るためには、こどもを権利ある存在として適切に扱うこ

とが求められます。佐倉市において、「子どもの権利条約」の内容について知っている割合は50%を下回る状況となっており、今後、更なる周知が必要です。

⑦こどもの権利について（こども本人）

小学生本人・中学生本人のアンケート調査では、「子どもの権利条約」の認知度について、「言葉も内容も知っている」の割合が小学生本人が42.7%、中学生本人が64.9%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が小学生本人が33.6%、中学生本人が22.4%、「知らなかった」の割合が小学生本人が23.7%、中学生本人が12.7%となっています。

また、周りに「外国にルーツを持つこども」がいるかについて、「いない」の割合が小学生本人が57.8%、中学生本人が50.0%と最も高く、次いで「いる」の割合が小学生本人が31.8%、中学生本人が45.3%となっています。外国をルーツに持つ人の困りごとについて、「特にない」の割合が小学生本人が60.0%、中学生本人で64.3%と最も高くなっています。

子どもの権利条約については一定の認知度がある一方で、さらなる周知、啓発が必要です。また、外国にルーツを持つこどもが一定の割合でいるため、言語や文化の面での支援が必要となっています。

⑧人との付き合い・居場所について

小学生本人・中学生本人のアンケート調査では、インターネット上における人やグループとの関わり方について、『(3) 楽しく話せる時がある』『(4) こまったときは助けてくれる』で「そう思う」の割合が高くなっています。一方、『(1) 会話やメール等をよくしている』『(5) 他の人には言えない本音を話せることがある』で「そう思わない」の割合が高くなっています。

また、スマートフォン等の利用時間について、小学生本人のアンケート調査では、平日「1時間以上、2時間より少ない」の割合が22.7%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が17.5%、「1時間より少ない」の割合が16.1%となっています。土日祝日では、「4時間以上」の割合が25.1%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が17.1%、「1時間以上、2時間より少ない」の割合が16.1%となっています。

中学生本人のアンケート調査では、平日「3時間以上、4時間より少ない」の割合が27.0%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が21.4%、「1時間以上、2時間より少ない」の割合が20.8%となっています。土日祝日では、「4時間以上」の割合が48.4%と最も高く、次いで「3時間以上、4時間より少ない」の割合が20.5%、「2時間以上、3時間より少ない」の割合が15.5%となっています。

また、居場所の有無について、「ある」の割合が小学生本人で91.9%、中学生本人で95.3%、「ない」の割合が小学生本人で4.3%、中学生本人で4.7%となっています。その居場所がどこかについて、「家庭」の割合が小学生本人で91.2%、中学生本人で89.6%と最も高く、次いで「学校」の割合が小学生本人で39.2%、中学生本人で40.1%となっています。

インターネット上での交流は一部で楽しい時間やサポートとして役立っているものの、本音で話すなどの深いコミュニケーションにはあまり利用されていません。また、インターネット

を利用して、嫌な思いをしたり、困ったりしたことがあると回答した方がいることから、子ども・青少年のスマートフォン、インターネットの適切な利用や危険性についての啓発など、情報教育の推進が必要です。さらに、多くの子どもたちは家庭を主要な居場所と感じているなかで、学校や塾、公園も重要な居場所となっていることから、公園や学校外での安心・安全な子どもの居場所作りが求められています。

子どもたちが家庭や学校、部活動以外にも安心して過ごせる場所を増やすことが求められます。地域社会やコミュニティセンターなど、さまざまな居場所を提供し、子どもたちが多様な環境で自分を表現し、成長できる機会を増やすことが重要です。

⑨外出について

青少年のアンケート調査では、普段どのくらい外出するかについて、「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が73.5%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が10.6%となっています。一方、「5. 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」から「8. 自室からはほとんど出ない」に回答したほとんど外出しない割合は7.1%となっています。

外出しなくなったのはいつ頃かについて、「20歳～24歳」の割合が37.5%と最も高く、次いで「15歳～19歳」の割合が25.0%、「25歳～29歳」、「30歳～34歳」、「35歳～39歳」の割合が12.5%となっています。

外出しなくなってからどのくらい経過したかについて、「1年～3年未満」の割合が25.0%と最も高く、次いで「3年～5年未満」、「10年～15年未満」の割合が18.8%となっています。】

ほとんど外出しなくなったきっかけについて、「病気になったこと」の割合が31.3%と最も高く、次いで「就職活動がうまくいかなかったこと」の割合が25.0%、「学校・職場になじめなかったこと」、「妊娠・出産をしたこと」の割合が12.5%となっています。

外出しなくなる傾向が「15歳～24歳」の若年層に集中していることから、この年齢層への早期介入が重要です。特に、学校や職場での適応支援や、就職活動におけるサポートを強化することが求められます。

また、長期的に外出しなくなる人々に対して持続的なサポートが必要です。他にも、育児中の女性に対する支援体制を強化する必要もあります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

佐倉市では、「第5次佐倉市総合計画中期基本計画」において、将来都市像を「笑顔輝き佐倉咲く みんなで創ろう『健康・安心・未来都市』とし、総合的かつ計画的にまちづくりを推進し、本計画に該当するまちづくりの基本方針として、「ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち」、「豊かな心を育み 笑顔あふれるまち」と定められ、こどもの幸せや健やかな育ちを地域社会が支え合っていく思いが込められています。

また、令和5年12月に閣議決定され、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」とし、これを目指しています。

本計画では、「第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画」並びに「第4次青少年育成計画」の理念や方向性などを踏まえて、「(仮)笑がお咲く こどもまんなか都市佐倉 ～安心して子育てでき、のびのびとこども・若者が成長するまち～」を基本理念とします。

(仮)笑がお咲く こどもまんなか都市 佐倉
～安心して子育てでき、のびのびとこども・
若者が成長するまち～

サブタイトルの「安心して子育てでき」の部分は、子ども・子育て支援事業計画を引き継ぐ意味をなし、「のびのびとこども・若者が成長するまち」の部分は、青少年育成計画を引き継ぐ意味を持ちます。

サブタイトルに掲げるようなまちづくりを目指すなかで、「こどもまんなか都市 佐倉」が実現し、子育てに携わるすべての人や、こども自身が笑顔になる社会を目指すことを表現しています。

2 計画の基本目標

こどもは、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期・思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、置かれた環境にも大きく依存し、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、本計画では、ライフステージを通じた重要事項へ対応ができるよう基本目標を設定しました。

(1) 安心して子を生み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期から乳幼児期における切れ目のない支援を行い、育児不安の軽減を図ります。

また、乳幼児期の人間形成の基礎が培われ、こどもの健やかな成長や関係機関等の連携

重点施策が確定次第説明文を完成させる

さらに、子育て等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

(2) いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち

学童期は、心身の成長とともに自己肯定感や社会性を育む大切な時期です。

また、集団生活で役割や責任を学び、協調性や自主性を身に付けます。安全で安心な環境で小さな失敗を経験しながら課題に取り組むことで、自己肯定感を高めます。

そのため、適切な指導と支援を

一方、思春期は、自己肯定感を高める時期です。他者との交流を通じて自己肯定感を高め、環境

重点施策が確定次第説明文を完成させる

こどもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

(3) こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や

また、
き方を確
とがあり
ながりを
子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取組を進めます。

重点施策が確定次第説明文を完成させる

(4) 子育てを温かく見守り、支えあい、ともに成長するまち

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、貧

また
を周知
気運を
さらに
人権が尊重される環境づくりを整備します。

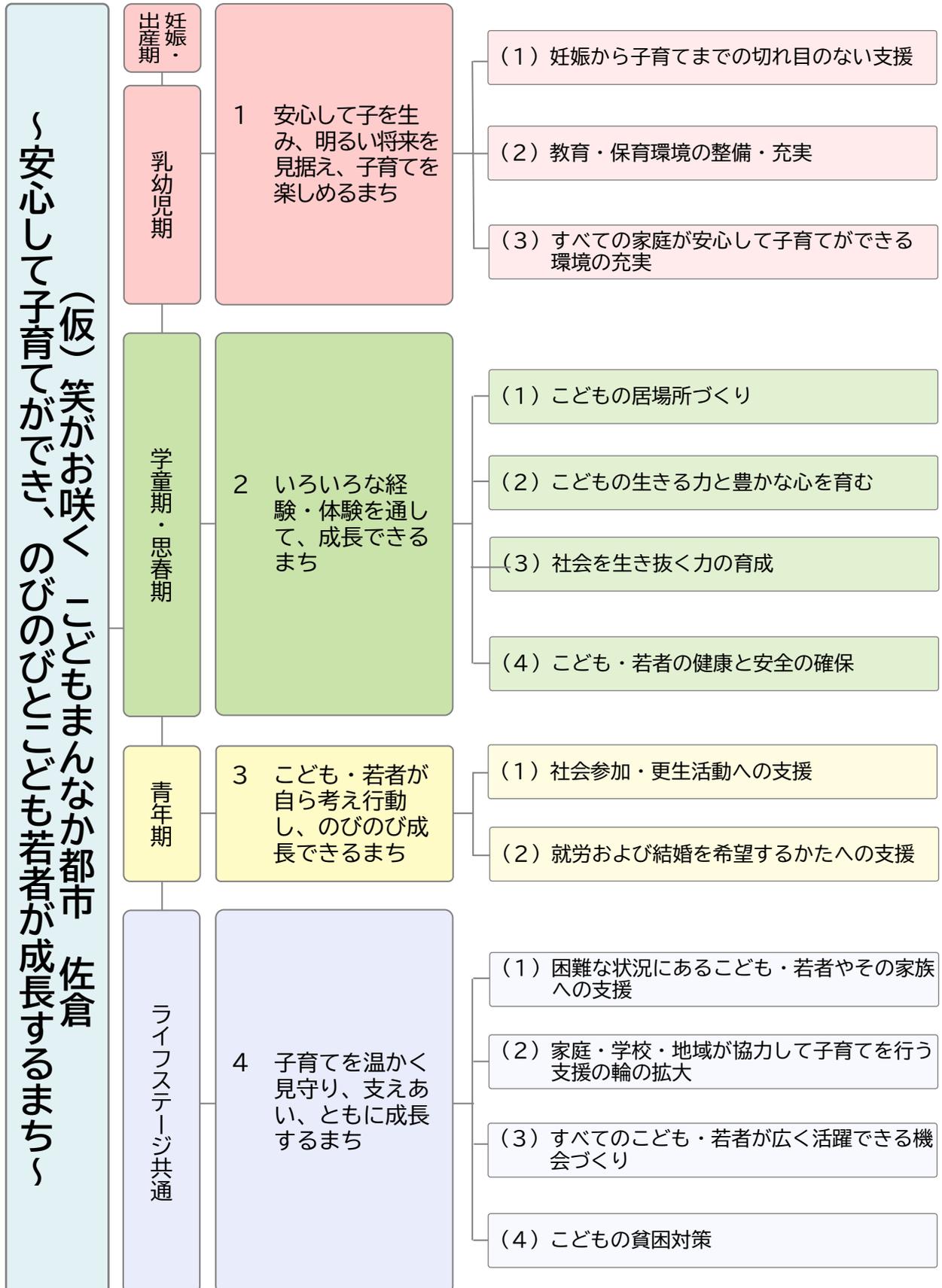
重点施策が確定次第説明文を完成させる

3 計画の体系 (仮)

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



第4章

基本施策の展開

基本目標1 安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

妊娠・
出産期

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

現状と課題

- 本市の合計特殊出生率は、平成28年以降緩やかに下がっています。全国平均と比較して低いことから、妊娠と出産、その後の子育てと安心して行える環境を整備していくことが重要となります。
- 本市では、公的機関への相談割合が低いため、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し支援につなげるには、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が重要となります。
- 妊娠・出産を機に外出しなくなったという方の割合が比較的多いため、こどもがいても外出しやすい環境の整備が必要となっています。

重点施策

◆ 相談支援体制を充実します。

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援として、気軽に相談でき、さまざまなニーズに合わせた支援につなぐ相談体制の充実を目指します。

【主な取組】

- ・ こども家庭センターによる相談支援
- ・ ママ、パパの心の相談事業
- ・
- ・
- ・

指標・目標

取組名	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

現状と課題

- 地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからないという方が、少なからずいるため、保護者が孤立感を感じないよう、適切な情報発信や相談体制の充実が重要となっています。
- 本市においても、共働き世帯の割合が大きく、保護者の働き方やライフスタイルの多様化に伴い、保育ニーズも多様化していることから、さまざまなニーズに対応するために保育サービスの充実が求められます。また、保護者の悩みも多岐にわたるため、適切に対応できる人材の確保や資質の向上が重要となっています。
- 多様化する保育ニーズへの対応が求められる一方、少子化に伴い利用者が減少することも想定されることから、地域ごとの動向も見据えて対応していくことが必要です。

重点施策・指標

◆ 子育ての不安を解消するために相談体制を充実します。

保護者が孤立感や不安を感じることなく育児に取り組むことができるよう、交流・相談・情報交換ができる場の整備を推進します。

【 主な取組 】

- ・子育て交流センター事業
・
- ・地域子育て支援拠点事業
・
- ・子育てコンシェルジュの配置
・

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 質の高い教育・保育の提供を推進します。

こどもたちが心身ともに健やかに成長するために、こどもの発達段階や興味に応じた個別のニーズ、多岐に渡る相談内容などに対応するために、教育・保育従事者の資質の向上や人材の確保を推進します。また、円滑に小学校生活を送れるような環境づくりを目指します。

【主な取組】

- ・幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携
- ・給食内容の充実と、食物アレルギーへの対応の推進
- ・幼稚園教諭、保育士等の資質の向上
- ・日本語適応事業の実施
- ・教育・保育従事者の人材確保施策の充実

基本施策Ⅲ 仕事と子育ての両立を推進します。

既存施設の活用や地域ごとの動向を見据えながら保育の受け皿を整備し、さまざまな働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。また、共働き・共育てを推進し、仕事と子育ての両立がしやすい環境を整備します。

【主な取組】

- ・多様な保育サービスの充実
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施
- ・共働き・共育ての推進と普及啓発
- ・保育施設、学童保育所における待機児童の解消

(3) すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

現状と課題

- 若者の多くが将来や生活費に不安を感じているため、安心して子育てができる環境の整備に向け、子育てに係るさまざまな経済的負担を軽減することが重要です。
- 相談相手として保育士、学校の先生の割合が大きいことから、ひとり親家庭の抱えている悩みや障害のあるこどもの支援など、多様な相談内容に対する教育・保育従事者の対応力が重要となっています。
- 早期発見や早期の対応には、教育・保育従事者の適切な対応が必要となりますが、一方で負担が大きくなるという課題もうかがわれます。カウンセラー等の専門家の配置や公的機関に円滑につなぐことも必要となっています。

重点施策・指標

◆ 児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。

児童相談所、警察、医療機関、学校、保育施設等関係機関による連携を強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援を推進します。

【 主な取組 】

- ・子育てに関する講座・研修の実施
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・こども家庭センターによる相談支援

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 子育て世帯に対する経済的支援を推進します。

すべての家庭が安心して子どもを育てることができるように、幼児教育・保育の無償化や児童手当の支給等により、子育てに係る経済的負担を軽減します。

【主な取組】

- ・幼児教育・保育の無償化
- ・児童手当の支給
- ・子ども医療費助成事業
- ・
- ・
- ・

基本施策Ⅱ ひとり親家庭に対する支援を充実します。

ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩みや就労に対する相談窓口を充実させるとともに、経済的負担の軽減を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

- ・ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置
- ・ひとり親家庭に対する経済的支援・就労支援の実施
- ・
- ・
- ・

基本施策Ⅲ 障害のある子どもへの支援を充実します。

年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等における受け入れ体制の充実や、関係機関の連携を強化し、障害等のために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。また、障害のある無しに関わらず、共に育つ取組を進めるため、障害に対する理解の促進を図ります。

【主な取組】

- ・子どもの成長・発達に関する相談支援の実施
- ・就学相談の実施
- ・巡回相談支援事業の実施
- ・
- ・保育所等訪問支援事業の実施
- ・
- ・
- ・ライフサポートファイルの作成

基本目標2 いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち

学童期・
思春期

(1) こどもの居場所づくり

現状と課題

- 塾などの習い事や公園などが、こどもの居場所としてニーズが高くなっていることから、自宅や学校以外での安心・安全な居場所づくりが重要となっています。
- 習い事や公園などで放課後を過ごすことが多いことから、地域ごとの動向や、こども・若者のニーズに合ったこどもの居場所の整備が重要となっています。
- 少子化に伴い、利用者が減少することも想定されるため、既存の施設を活用していくことも重要となっています。

重点施策・指標

◆ こどもが利用しやすい場所づくりを推進します。(つなぐ)

こども・若者が、その場を知り、見つけ、安全・安心に利用できるように、教育・福祉部門とも連携した情報発信を通して、利用しやすいこどもの居場所づくりを進めていきます。

【 主な取組 】

- ・ こども食堂等地域のこ
- どもの居場所作り
- ・ 地域において親子で集
- える場の周知

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

・*****

・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 安心・安全なこどもの居場所づくりを推進します。(ふやす)

既存の地域資源を活用しながら、こども・若者のニーズを踏まえた多様なこどもの居場所づくりを進めていくほか、居場所づくりの担い手となる人材に対しての機会提供や環境整備を推進します。

【主な取組】

- ・こどもの居場所の充実
- ・
- ・

基本施策Ⅱ こども・若者のニーズに応じた居場所づくりを推進します。(みがく)

こども・若者にとってより良い場所となるために、多様で変化することも・若者のニーズを捉え、居場所同士の連携や協働も図りながら地域全体での居場所づくりを推進します。

【主な取組】

- ・児童センター管理運営
- ・学校開放
- 事業
- ・

(2) こどもの生きる力と豊かな心を育む

現状と課題

- こどもの権利についての認知度が低いことから、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図っていく必要があります。
- こどもの教育に関して悩みを抱える保護者が多くなっていることから、将来の進路選択や学習面でのサポート体制を充実することが求められています。
- こどもの悩みについて、保護者や親族など身近な人に相談する割合が大きいことから、保護者や周囲の大人が相談内容に対して、適切に対応できるように親育てへの支援が重要となっています。

重点施策・指標

◆ こどもの権利についての理解の促進を図ります。

すべてのこどもは権利の主体であり、「生きる権利」、「保護される権利」、「教育を受ける権利」、「意見を表明する権利」という4つの原則が守られ、健全に成長していくために、こどもの権利に関する啓発を推進します。

【 主な取組 】

- ・ こどもの権利について
の啓発
- ・ 障害に対する理解の促進と、共に育つ取組の実施
- ・ 人権について学ぶ機会の提供

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ こどもの心を育てる取り組みを推進します。

こどもたちがたくましく豊かに成長していくために、学校の道徳授業研究会への支援や、道徳教材に係る検討委員会を開催し道徳教材の普及・開発を行うなど、地域性を活かして児童生徒の心を育てる取組を推進します。

【主な取組】

- ・道徳教育の研究
- ・「佐倉学道徳副読本と教材活用の手引き」の作成・配布

基本施策Ⅱ こどもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。

こどもが成長していく過程で、不安を感じたり、悩んだときに、安心して相談できる場を確保するとともに、子ども自身が相談できる力を育むための相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・スクールカウンセラーの配置
- ・学校教育相談員の配置
- ・心の教育相談員の配置
- ・こころの相談について周知

基本施策Ⅲ 家庭教育を推進します。

家庭教育に関する講演会や、親子で参加する事業等を推進することにより、こどもの相談に対して保護者が適切に対応できるよう親育ての支援をします。

【主な取組】

- ・家庭教育学級事業の実施
- ・家庭教育講演会の開催
- ・公民館活動事業

(3) 社会を生き抜く力の育成

現状と課題

- 生活様式の変化やコミュニケーション不足により、家族や地域とのつながりが希薄になっており、家庭や地域の教育力の低下や体験活動の不足は、生命尊重の心や自己肯定感、社会参加への意欲の低下などを招いています。
- 社会の変化に的確に対応し、自らの可能性を広げ、積極的に行動することにより、社会を生き抜いてけるように、たくましく生きる力を育てることが重要となっています。
- インターネット上におけるかかわり合いについて、本音を話せるようなコミュニケーションが乏しいことから、こどもたちがさまざまな環境で本音を話すことができる環境づくりが必要であるとともに、自分の意見を表明できる機会をつくっていくことが求められています。

重点施策・指標

◆ 多様で自由な体験活動を推進します。

佐倉市の特性を活かした体験活動や、乳幼児や外国の方等との交流活動を実施することで、多様な体験活動を推進します。また、青少年育成団体への補助金・交付金を支給し、活動を支援します。

【 主な取組 】

- ・ 各種媒体によるこどもの社会参加 PR
- ・ 公民館活動事業・
- ・ 歴史体験活動の実施・
- ・ 乳幼児とのふれあい体験の推進
- ・ 平和施策事業
- ・ 佐倉オランダ児童交流事業
- ・ 青少年健全育成推進事業
- ・ 自然を活かした居場所づくり事業

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 確かな学力の向上を図ります。

社会の変化に柔軟に対応していけるよう、教育の効果的な展開や学習指導の内容や指導方法の改善を通して、どもの学力の向上に向けた取組を推進します。また、情報化社会に適切に対応するために、情報活用能力の育成を進めます。

【主な取組】

- ・教育課題研究事業
- ・佐倉市学習状況調査の結果分析と指導改善
- ・情報教育の推進
- ・好学チャレンジ教室の実施
- ・
- ・

基本施策Ⅱ 文化・芸術活動を推進します。

こどもが読書に親しむことのできる環境を整備するため、学校教育における読書活動を推進します。また、市内の芸術文化活動に関する情報発信や、芸術作品の展示およびコンサートの実施等により、こどもたちが芸術的活動に触れる機会を提供します。

【主な取組】

- ・学校図書館図書整備事業
- ・学校図書館利用の促進
- ・食育をテーマとした読書啓発事業
- ・国語科学習の推進
- ・「全校一斉読書の時間」の実施
- ・読書普及推進事業
- ・文化普及事業
- ・美術館企画展事業
- ・市民音楽ホール自主文化事業

基本施策Ⅲ こども・若者の社会参加を促進します。

こども・若者が主体的に行動し、参加するイベントや行事等を通して、こども・若者の社会参加を促進します。

【主な取組】

- ・各種媒体を活用した情報発信
- ・ボランティア講座の実施
- ・各種スポーツイベントの開催
- ・
- ・市民活動の周知
- ・ボランティアセンターの活用
- ・小高連携交流事業

(4) こども・若者の健康と安全の確保

現状と課題

- 健康は生きる力の基本であり、不規則な生活習慣は、学習効果の低下や健康・情緒の安定への悪影響を招く可能性があるため、規則正しい生活習慣や食育の推進が重要となっています。
- いじめや不登校などの問題が深刻化しているなか、こどもたちは、大人からの理解と支持を求めており、こどもたちが抱える悩みや不安を受け止めるため、気軽に相談できる体制の整備が重要となっています。
- こどもの非行防止には、問題行動を早期発見して適切な支援につなげることが重要ですが、非行の兆候を発見することが難しく、対応が遅れてしまうことが課題となっています。また、非行防止のために、正しい情報を発信していくことも重要です。

重点施策・指標

◆ いじめ防止対策を推進し、不登校児童生徒を支援します。

いじめを防止するために、全小中学校に対するいじめ防止対策に係る指導助言を行います。また、保護者・学校・関係機関と連携して、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導支援を行います。

【主な取組】

- ・ ルームさくら設置事業
- ・ いじめ防止対策推進事業

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 健康維持・体力向上を目指すとともに食育と規則正しい生活習慣を推進します。

体力向上と健康増進を図るため、各種行事を開催するとともに、教職員の指導力と資質の向上を図るための実技研修を実施します。また規則正しい生活習慣や食育の推進を目的として、早寝・早起き・朝ごはん運動や、地元農家と連携した学校給食の充実を図ります。

【主な取組】

- ・教職員のスポーツ実技研修
- ・佐倉市文化祭小学校体育大会の開催
- ・
- ・体力テストの実施
- ・競技大会への参加費用の助成
- ・学校開放
- ・早寝・早起き・朝ごはん運動の推進
- ・各種スポーツイベントの開催
- ・学校給食応援事業

基本施策Ⅱ 非行・犯罪を抑止し、安全な環境づくりを推進します。

インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発をするとともに、警察や交通安全関係団体と協力し、正しい交通ルールの啓発を行います。また、思春期のたばこ・お酒・薬物乱用の弊害についての周知・啓発を通して、犯罪の起こらない環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・未成年者喫煙の防止啓発事業
- ・地域防犯活動推進事業
- ・交通安全移動教室
- ・インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発
- ・薬物乱用防止等の啓発
- ・学校通学路安全確保事業
- ・交通安全啓発事業
- ・アイアイプロジェクト活動の推進
- ・飲酒や喫煙の健康被害についての啓発
- ・

基本目標3 こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

青年期

(1) 社会参加・更生活動への支援

現状と課題

- 外出しなくなったきっかけについて、病気、就職活動の失敗、学校・職場になじめないなどの割合が高くなっています。学校や職場での適応支援や、就職活動におけるサポートの強化などの支援が重要となっています。
- 外出しなくなる傾向が、15歳から24歳の若年層に集中しているため、若年層に向けた早期の支援を充実していくことが必要です。
- 若者の立ち直りへの支援には、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感が重要であり、こども・若者のボランティア活動や社会貢献を促す取組が求められています。

重点施策

◆ ひきこもりの方を支援します。

ひきこもりの状態にある者やその家族に対する相談・訪問支援を実施するとともに、ハローワークと共同で運営する佐倉市地域職業相談室でひきこもりの方への就職相談を行うなどして、ひきこもりの方への支援を充実させます。

【主な取組】

- ・ひきこもり訪問サポーター派遣事業
- ・ちば地域若者サポートステーションとの連携

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 若者の社会参加の促進や、立ち直りへの支援を推進します。

犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取り組みや、若者の社会参加を推進します。

【 主な取組 】

- | | | |
|--------------|----------|---|
| ・ 保護司会等の活動支援 | ・ 成人の日事業 | ・ |
| と「社会を明るくする運 | ・ | ・ |
| 動」の実施 | ・ | ・ |

現状と課題

- 少子化が進むことにより若年層の労働人口が減少すること、本市においても不安定な生活を送っている若者が少なからずいることなどから、ひとりひとりに合わせた就労支援や職業訓練の取組が求められています。
- 結婚や妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであるため、多様な価値観を尊重しながら、結婚生活やこどものいる生活の情報交換ができる機会の提供や、出会いの機会として婚活支援の推進が重要となっています。

重点施策

◆ 出会いや結婚に向けた支援を推進します

出会いの少ない若者に対する婚活事業や結婚相談を実施することで出会いや結婚に向けた支援を推進します。また、経済的理由で結婚に踏み出せないかたを対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、引っ越し費用・住宅費用を補助します。

【 主な取組 】

- ・ 婚活事業
- ・ 結婚相談
- ・ 結婚新生活支援事業

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 若者の就労支援を推進します。

ニートなどの若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、円滑な就職支援を行い、若者の雇用安定化を推進します。

【主な取組】

- | | | |
|--------------------------------|------------------|------------------------------|
| ・ちば地域若者サポート
ステーションとの連携
・ | ・ハローワークとの連携
・ | ・佐倉市地域職業相談室
における就業相談
・ |
|--------------------------------|------------------|------------------------------|

基本目標4 子育てを温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち

ライフステージを通じたもの

(1) 困難な状況を有するこども・若者やその家族への支援

現状と課題

- 児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的などの要因が複雑に絡み合って起こるとされており、地域のつながりの希薄化や家庭の養育力の低下、子育てにおける孤立感などが児童虐待につながらないように、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような体制が必要となっています。
- こども・若者の心の問題を背景とした問題が深刻化しており、ひとりで悩みを抱え込まずに誰かに助けを求めることができるように、適切なSOSの出し方について、啓発をしていくことが重要となっています。また、自ら外に支援を求めることが困難な家庭に対し、訪問等を通じた各種支援が重要となっています。

重点施策

◆ 関係機関と連携し、児童虐待を防止します。

養育状況に困難を抱える家庭への支援や、家庭における児童の養育・虐待等に関する相談、支援等を行うとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

【 主な取組 】

- ・こども家庭センターによる相談支援
- ・家庭児童相談事業
- ・入園支援事業
- ・虐待防止関係機関との情報共有・連携

指標・目標

事業名	R6	R7	R8	R9	R10	R11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 障害のある子ども・若者への支援を推進します。

障害のあるこどもの早期発見や、年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、関係機関の連携を強化し、障害等のために支援を必要とするこどもの療育環境の充実を図ります。また、障害のある無しに関わらず、共に育つ取組を進めるため、障害に対する理解の促進を図ります。

【主な取組】

- ・障害児相談支援事業の充実
- ・障害児の就学支援
- ・障害児就学相談の実施
- ・ライフサポートファイルの作成

基本施策Ⅱ 自殺対策を推進します。

こころの健康に関する正しい知識や、適切なSOSの出し方、各種相談先などの周知・啓発を通して自殺対策を推進します。

【主な取組】

- ・自殺対策事業
- ・
- ・

基本施策Ⅲ こどもの養育について支援が必要な家庭への援助を行います。

こどもの養育について支援が必要でありながら、自ら外に支援を求めることが困難な家庭などに対する支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・養育支援訪問事業
- ・家庭支援事業の実施についての調査・検討
- ・子育て世帯訪問支援事業

(2) 家庭・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大

現状と課題

- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域全体で子どもたちの成長を支える地域社会の教育力も低下しています。家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭・学校・地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育てていくことが求められています。
- 子ども・若者が社会の一員として、主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割や責任を自覚し、積極的に行動できる力が重要となっています。

重点施策

◆ 地域教育力の向上をはかります。

自治会や民生児童委員・児童委員、青少年育成活動団体の活動を支援することにより地域社会の形成、維持、および発展を図るとともに、地域全体で子どもを育てる取組を推進します。

【 主な取組 】

- ・自治会等活動支援
- ・民生児童委員・児童委員活動支援
- ・青少年育成活動団体支援事業
- ・開かれた学校づくりの推進
- ・教育課題研究事業
- ・公民館活動事業

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 地域における子育て支援の拠点の充実や地域のボランティア団体との交流を推進します。

子育て支援の拠点として、親子の交流の場を提供するとともに、地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定し、地域全体で子どもを育てていく環境を整備します。

【主な取組】

- ・地域における子育て支援の拠点の充実
- ・地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定

基本施策Ⅱ 青少年育成活動の充実を図ります。

青少年育成団体と連携や情報交換を通し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、子どもたちの自主性や社会性を育み、地域の方々と交流できる機会や子どもを取り巻く課題解決のための機会の充実を図ります。

【主な取組】

- ・青少年育成活動団体支援事業
- ・青少年健全育成推進事業
- ・団体間の意見交換会の開催

基本施策Ⅲ 地域の防犯力の向上をはかります。

地域における団体等と連携し、夜間パトロールや巡回警備等の実施により地域の防犯力の向上を推進します。

【主な取組】

- ・青少年育成活動団体支援事業
- ・地域防犯活動推進事業

(3) すべての子ども・若者が広く活躍できる機会づくり

現状と課題

- 本市においても外国にルーツをもつ子どもがいることから、国籍、言語、文化、習慣などの違いにかかわらず、佐倉市の一員として安心して暮らすことができるために、相互理解をしながら日本の文化や生活習慣、日本語学習への支援を充実していくことが必要です。
- 子どもの権利や人権に対する理解の促進や、社会の変化に対応するための男女平等参画への意識の醸成など、様々な多様性を相互に尊重しながら、誰もが自分らしく生きていくための周知・啓発が重要となっています。

重点施策

◆ 人権や男女平等参画への意識を醸成します。

子どもの権利や男女平等参画への意識を醸成し、正しい理解に向けた周知・啓発を推進します。

【 主な取組 】

- ・ 人権施策推進事業
- ・ 人権について学ぶ機会の提供
- ・ 子どもの権利についての啓発
- ・ 共働き・共育ての推進と普及啓発

指標・目標

事業名	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
***** ***** **	***	***	***	***	***	***

関連計画

- ・*****
- ・*****

基本施策

基本施策Ⅰ 外国人の子ども・若者の支援を推進します。

生まれた環境に関わらず、こどもの可能性を広げられるように、日本語学習の充実や文化、生活習慣を身に着けるために外国人の子ども・若者の支援を推進します。

【 主な取組 】

- | | | |
|-------------|------------|---|
| ・外国人のための日本語 | ・日本語適応指導事業 | ・ |
| 講座及び生活相談事業の | ・ | ・ |
| 実施 | ・ | ・ |

●教育の支援

困難な状況にある子どもに対する学校教育の充実や教育の機会均等に関する支援

- ・学校における教育の充実
- ・学力向上支援
- ・就学支援
- ・学習支援の充実
- ・幼保小連携の推進
- ・教育の機会均等
- ・幼児教育、保育の推進、質の向上
- ・教育費負担の軽減
- ・食育の推進
- ・多様な体験の機会の創出
- ・社会性の向上



●保護者の就労・経済的支援

困難な状況にある子どもの保護者に対する就労の支援や経済的な支援

- ・就労支援
- ・職業訓練への支援
- ・ひとり親に対する支援
- ・仕事と家庭の両立支援
- ・各種補助等の経済的支援
- ・教育費負担の軽減
- ・児童手当等の着実な実施
- ・多様な保育の充実

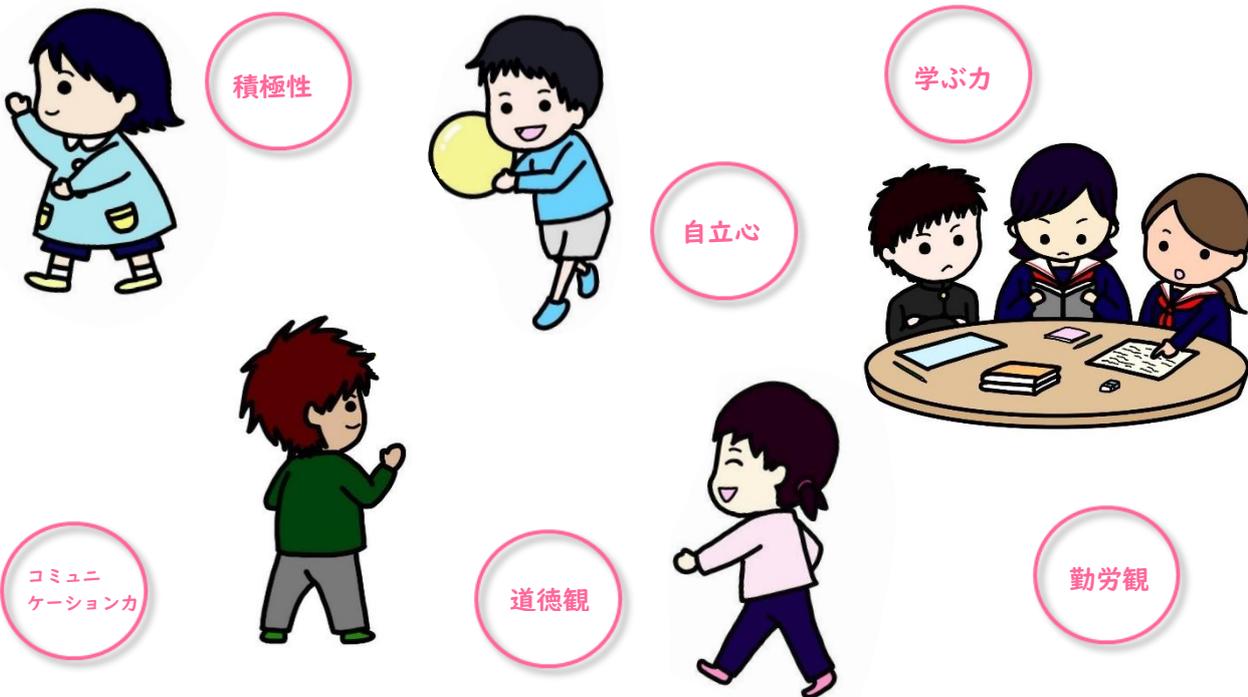
詳細は・・・

第6章 佐倉市子どもの貧困対策計画へ

●生活の支援

困難な状況にある子どもや保護者に対する生活の安定に関する支援

- ・ 保護者、子どもへの生活支援
- ・ 社会との交流の機会の提供
- ・ 子育て支援のワンストップ化の推進
- ・ 保育等の確保
- ・ 社会的養育の充実
- ・ 子どもの居場所作り
- ・ 保護者の育児負担の軽減
- ・ 親育ての支援
- ・ 多様な体験の機会の創出
- ・ 食育の推進
- ・ 家庭環境改善への支援



●支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備

- ・ 「気づき」の機会の充実
- ・ 早期の状況把握、対応
- ・ 関係機関との連携体制の構築
- ・ 相談先の充実
- ・ 支援人材の育成
- ・ 子どもの貧困に関する情報収集
- ・ 相談方法の充実
- ・ 気軽に相談できる体制整備

第5章

こども・子育て支援施策

1 子ども・子育て支援制度の事業体系

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育の提供、地域における子育て支援の施策が位置づけられています。令和4年の児童福祉法の改正や、令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、新たな事業も定められました。

(1) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援法の適用を受ける幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業等を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。利用者への給付は、施設が代理受領し、施設の利用に充てられる仕組みとなっています。

また、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児クラス以上の保育料が無償化されました。(1号認定については、満3歳児クラス以上)

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育のみの就学前のこども 〔保育の必要性なし〕	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就 学前のこども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園 (保育園部分)
3号認定	3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就 学前のこども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園(保育園部分) 地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付同様、子ども・子育て支援法の適用を受けない幼稚園の満3歳児クラス以上の保育料が無償化されました。

また、次の事業の利用料についても無償化の対象として施設等利用費が支払われています。

- ・子ども・子育て支援法の適用を受けない幼稚園、子ども・子育て支援法の適用を受ける幼稚園及び認定こども園の預かり保育
- ・特別支援学校
- ・認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法や児童福祉法で19の事業が定められています。

- ・延長保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・一時預かり事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ・児童育成支援拠点事業（R4改正）
- ・妊婦等包括相談支援事業（R6改正）
- ・産後ケア事業（R6改正）
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・病児保育事業
- ・利用者支援事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・子育て世帯訪問支援事業（R4改正）
- ・親子関係形成支援事業（R4改正）
- ・乳児等通園支援事業（R6改正）

※R4 改正

令和4年児童福祉法改正による新事業。令和6年4月1日施行。

※R6 改正

令和6年子ども・子育て支援法改正による新事業。令和7年4月1日施行。

(4) 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立を支援するため、従業員のための保育園を作る企業に対して、設置や運営に要する費用を国が補助する事業です。（企業主導型保育事業）

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）は、こども・子育て支援に係るニーズ調査の結果を参考に、地域の特徴や利用実績等を検証しながら、補正を加え推計値としました。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに市内全域を区域とする1区域、市全域と身近な区域との中間となる2区域、身近な地域で保育サービスを楽しむ範囲を考慮した5区域、小学校区を区域とする23区域の4種類の区域を設定しています。

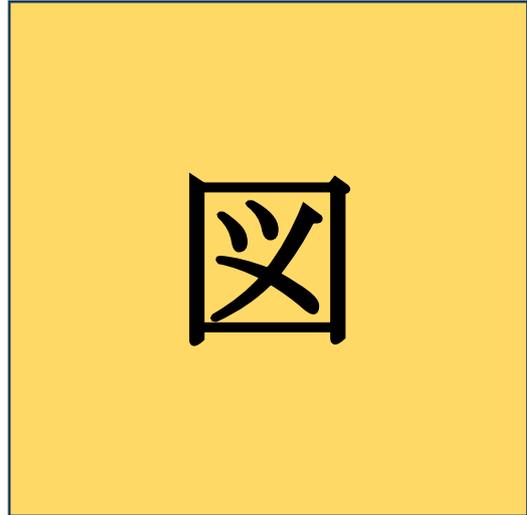
< 1 区域（市内全域）の対象事業 >

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業

< 1 区域（市内全域）の主な特徴 >

市内全域で見ると、西側の志津北部区域、志津南部区域に人口が多く、住宅地、マンション、商業施設が集中しており、このため教育・保育施設も多く設置されています。

一方、東側は佐倉区域、根郷・和田・弥富区域のうち和田・弥富では人口減少が進んでいます。志津北部では、マンションの開発など、根郷では、区画整理事業により住宅地や商業施設の設置が進みましたが、市内全域としては人口減少が進んでいます。



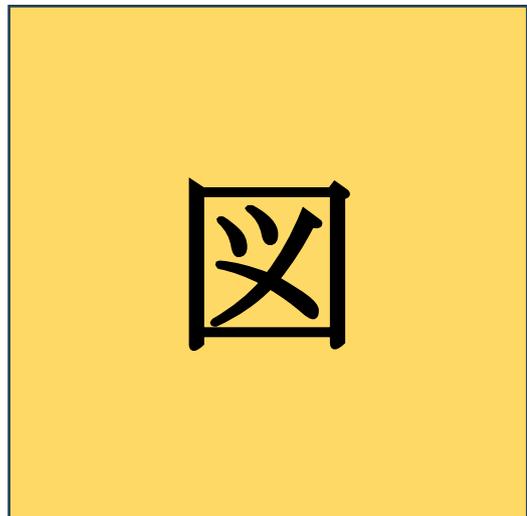
< 2 区域の対象事業 >

地域子育て支援拠点事業

< 2 区域の主な特徴 >

市全域と身近な区域の間として、東西に分けた区域となります。

地域子育て支援拠点事業は、比較的身近な地域で保育サービスを受けるため、2区域としました。



< 5 区域の対象事業 >

教育・保育の提供、延長保育事業、一時預かり事業

* 5 区域（佐倉区域、根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域、志津北部区域、志津南部区域）

< 5 区域の主な特徴 >

◆ 佐倉区域

市の北東に位置する佐倉区域は、佐倉城跡を中心とする旧城下町の雰囲気を残しており、市役所、国立歴史民俗博物館が設置されています。中心部には京成佐倉駅があり、駅南側にかけて人口が多いことから、教育・保育施設も多く整備されています。

◆ 根郷・和田・弥富区域

市の南東に位置する根郷・和田・弥富区域は、区域北部にJR佐倉駅があり、近年、駅北側の寺崎地区において大規模な区画整理事業が進められました。これに伴い行われた宅地開発により、地区内の一部で人口の増加があり、これに対応する教育・保育施設が整備されています。

◆ 臼井・千代田区域

市の中西部に位置する臼井・千代田区域は、区域北部に京成臼井（うすい）駅があり、駅を中心とする住宅街、商業施設が多い地区と、印旛沼に代表される、自然環境が豊かな地区が混在しています。区域全体に住宅街が点在していることから、教育・保育施設も区域全体にバランスよく整備されています。

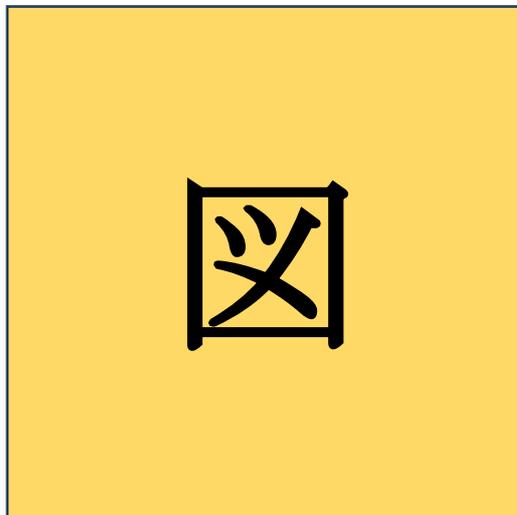
◆ 志津北部区域

市の北西部に位置する志津北部区域は、区域南部にユーカリが丘駅があり、ユーカリが丘駅を基点とする山万ユーカリが丘線が駅北側にラケット状に展開しています。

沿線には大規模マンション、住宅街が点在し、これまでも人口が多い区域でしたが、駅西側に大規模な区画整理事業が進められ、駅前にマンションが建設されるなど、今後も人口増加が見込まれています。

◆ 志津南部区域

市の南西部に位置する志津南部区域は、区域北部に志津駅があり、駅を中心とする広大な住宅街が広がっており、教育・保育施設も人口が多い地区を中心に整備されています。

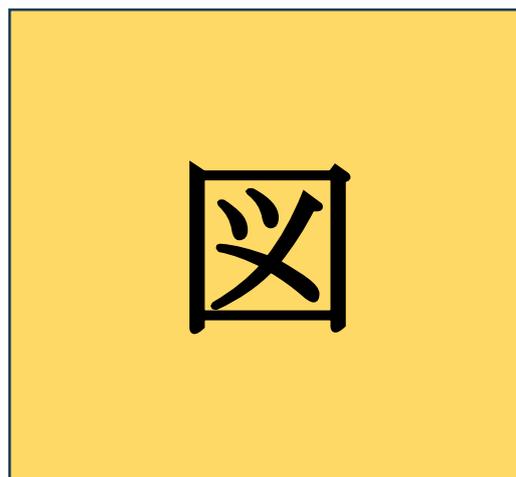


<23 区域（小学校区域）の対象事業>

放課後児童健全育成事業

<23 区域（小学校区域）の主な特徴>

学童保育所は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区を区域としました。



【本市における量の見込みの区域設定】

区分	区域	区域設定の理由	
①教育・保育の提供	5区域	身近な地域で保育サービスを楽しむことができる範囲を考慮し、佐倉市高齢者福祉・介護計画で用いられている日常生活圏域と同様の5区域としました。 ^{※1}	
地域子ども・子育て支援事業	②延長保育事業	5区域	※1と同じ。
	③放課後児童健全育成事業	23区域	放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域としました。
	④子育て短期支援事業	1区域	市内全域のこどもを対象として事業を実施するため1区域としました。 ^{※2}
	④地域子育て支援拠点事業	2区域	市内を東西に分け、2区域としました。
	⑤一時預かり事業	5区域	※1と同じ。
	⑥病児保育事業	1区域	※2と同じ。
	⑦ファミリーサポートセンター事業	1区域	※2と同じ。
	⑧利用者支援事業	1区域	※2と同じ。
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	1区域	訪問事業であるため1区域としました。 ^{※3}
	⑩妊婦健康診査	1区域	県内外の医療機関等を利用することを妊婦自身が選択できる事業であるため1区域としました。
	⑪養育支援訪問事業	1区域	※3と同じ。
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域	対象世帯への給付事業であり、地域性はないことから1区域としました。
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域	主に対象世帯への給付事業であり、地域性はないことから1区域としました。
	⑭子育て世帯訪問支援事業	1区域	※3と同じ。
	⑮児童育成支援拠点事業	1区域	区域を分ける性質のものではないため1区域としました。 ^{※4}
	⑯親子関係形成支援事業	1区域	※4と同じ。
	⑰妊婦等包括相談支援事業	1区域	※4と同じ。
	⑱乳児等通園支援事業	1区域	※2と同じ。
	⑲産後ケア事業	1区域	※4と同じ。

4 教育・保育の提供

(1) 区域別量の見込みと確保量〈市全体〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	1号認定こども	**					
	教育利用希望の強い 2号	**	**	**	**	**	**
	合計（A）	**	**	**	**	**	**
確保 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	**	**	**	**	**	**
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	**	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込みの 量	2号認定こども（A）	**					
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込みの 量	3号認定こども（A）	**					
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	地域型保育事業	**	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み	3号認定こども（A）	**					
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	地域型保育事業		**	**	**	**	**
	合計（B）		**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み	3号認定こども（A）	**					
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	地域型保育事業		**	**	**	**	**
	合計（B）		**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	**	**	**	**	**	**
	保育園	**	**	**	**	**	**
	認定こども園	**	**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	**
一時預かり（幼稚園型Ⅱ）		**	**	**	**	**	**
幼稚園		**	**	**	**	**	**

<確保の内容>

- ◆ 令和7年度 【新規開園】 7月 保育園1園
- ◆ 令和11年度 【民間保育園へ移行】 保育園1園

【 施設類型ごとの箇所数・定員数のまとめ 】（4月1日時点）

施設類型	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員
幼稚園	5	1,590	5	1,590	4	1,380	4	1,380	4	1,380	4	1,380
佐倉区域	1	210	1	210	0	0		0		0		0
根郷・和田・ 弥富区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臼井・ 千代田区域	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770
志津北部区域	2	610	2	610	2	610	2	610	2	610	2	610
志津南部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園	32	2,063	32	2,064	33	2,124	33	2,124	33	2,124	33	2,124
佐倉区域	4	310	4	310	4	310	4	310	4	310	4	310
根郷・和田・ 弥富区域	5	288	5	288	5	288	5	288	5	288	5	288
臼井・ 千代田区域	8	486	8	486	8	486	8	486	8	486	8	486
志津北部区域	8	524	8	525	9	585	9	585	9	585	9	585
志津南部区域	7	455	7	455	7	455	7	455	7	455	7	455
認定こども園	8	1,396	8	1,351	8	1,351	8	1,351	8	1,351	8	1,351
佐倉区域	3	681 (465+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)
根郷・和田・ 弥富区域	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)
臼井・ 千代田区域	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)
志津北部区域	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)
志津南部区域	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)
地域型保育 (小規模保育事業等)	3	37	3	37	3	37	3	37	3	37	3	37
佐倉区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根郷・和田・ 弥富区域	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19
臼井・ 千代田区域	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
志津北部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志津南部区域	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16

※認定こども園の（ ）の数字は、（教育＋保育）の人数内訳です。

(2) 区域別の量の見込みと確保量〈佐倉区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども	**					
	教育利用希望の強い 2号	**	**	**	**	**	**
	合計（A）	**	**	**	**	**	**
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	**	**	**	**	**	**
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	**	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）	**					
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	他区域への充当						
	合計（B）		**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	**	**	**	**	**	**
	保育園	**	**	**	**	**	**
	認定こども園	**	**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	**
幼稚園		**	**	**	**	**	**

<確保の内容>

◆ 確保済み

(3) 区域別の量の見込みと確保量〈根郷・和田・弥富区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども	**					
	教育利用希望の強い 2号	**	**	**	**	**	**
	合計（A）	**	**	**	**	**	**
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	**	**	**	**	**	**
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	**	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）	**	8				
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	地域型保育事業	**	**	**	**	**	
	他区域への充当						
	合計（B）	**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込みの 量	3号認定こども（A）	**					
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	地域型保育事業	**	**	**	**	**	**
	他区域からの充当						
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込みの 量	3号認定こども（A）	**					
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	地域型保育事業	**	**	**	**	**	**
	他区域への充当						
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	**	**	**	**	**	**
	保育園	**	**	**	**	**	**
	認定こども園	**	**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	**
幼稚園		**	**	**	**	**	**

<確保の内容>

◆ 令和11年度 【民間保育園へ移行】 保育園1園

(4) 区域別の量の見込みと確保量〈臼井・千代田区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども	**					
	教育利用希望の強い 2号	**	**	**	**	**	**
	合計（A）	**	**	**	**	**	**
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	**	**	**	**	**	**
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	**	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）	**					
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	他区域からの充当						
	他区域への充当						
	合計（B）		**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
合計（B）							
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	**	**	**	**	**	**
	保育園	**	**	**	**	**	**
	認定こども園	**	**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
一時預かり（幼稚園型Ⅱ）		**	**	**	**	**	
幼稚園		**	**	**	**	**	

<確保の内容>

◆ 確保済み

(5) 区域別の量の見込みと確保量〈志津北部区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども	**					
	教育利用希望の強い 2号	**	**	**	**	**	**
	合計（A）	**	**	**	**	**	**
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	**	**	**	**	**	**
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	**	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

※ 志津南部区域へ充当

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 み の 量	2号認定こども（A）	**					
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	他区域からの充当						
	他区域への充当						
	合計（B）		**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域からの充当							
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）	**					
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	**	**	**	**	**
保育園		**	**	**	**	**	**
認定 こども園		**	**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	**
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	**	**	**	**	**	**
	保育園	**	**	**	**	**	**
	認定こども園	**	**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	**
幼稚園		**	**	**	**	**	**

<確保の内容>

◆ 令和7年度 【新規開園】 7月 保育園1園

(6) 区域別の量の見込みと確保量〈志津南部区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども	**					
	教育利用希望の強い 2号	**	**	**	**	**	**
	合計（A）	**	**	**	**	**	**
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	**	**	**	**	**	**
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	**	**	**	**	**	**
	合計（B）	**	**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

※ 志津北部区域から充当

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 み の 量	2号認定こども（A）	**					
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**	**
		認定 こども園	**	**	**	**	**
	他区域からの充当						
	合計（B）		**	**	**	**	**
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み の 見込み	3号認定こども（A）	**					
	確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み の 見込み	3号認定こども（A）	**					
	確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
他区域への充当							
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み の 見込み	3号認定こども（A）	**					
	確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	**	**	**	**
認定 こども園			**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	
合計（B）		**	**	**	**	**	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A		**	**	**	**	**	**

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	**	**	**	**	**	**
	保育園	**	**	**	**	**	**
	認定こども園	**	**	**	**	**	**
地域型保育事業		**	**	**	**	**	**
幼稚園		**	**	**	**	**	**

<確保の内容>

◆ 確保済み

5 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもを大将とし、通常保育時間以外の時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

<提供区域> 5区域

<現状> (令和6年度時点)

◆ 延長時間は、下記のとおりとなります。

- 18時30分まで 保育園1園、認定こども園1園
- 19時まで 保育園19園、認定こども園2園、小規模保育事業所1か所
- 19時30分まで 小規模保育事業所1か所
- 20時まで 保育園12園

※開園時間も園により異なります。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		891	879	865	840	828
B 確保量	2,274	2,265	2,325	2,325	2,325	2,325
(施設数)	37	37	38	38	38	38
B-A		1,374	1,446	1,460	1,485	1,497

<確保の内容>

- ◆ 延長保育を実施する施設では、事業を継続します。
- ◆ 令和7年度以降に開園する保育園についても、延長保育事業を実施するよう促します。
- ◆ 延長保育事業の時間拡大について検討します。

<区域別の量の見込みと確保量>

【佐倉区域】

単位：人

佐倉	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		117	114	110	103	100
B 確保量	310	310	310	310	310	310
(施設数)	4	4	4	4	4	4
B-A		193	196	200	207	210

【根郷・和田・弥富区域】

単位：人

根郷・和田 ・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		138	136	135	134	135
B 確保量	343	343	343	343	343	343
(施設数)	7	7	7	7	7	7
B-A		205	207	208	209	208

【臼井・千代田区域】

単位：人

臼井・千代田	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		188	187	183	181	177
B 確保量	536	536	536	536	536	536
(施設数)	9	9	9	9	9	9
B-A		348	349	353	355	359

【志津北部区域】

単位：人

志津北部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		248	247	247	240	237
B 確保量	614	605	665	665	665	665
(施設数)	9	9	10	10	10	10
B-A		357	418	418	425	428

【志津南部区域】

単位：人

志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		200	195	190	182	179
B 確保量	471	471	471	471	471	471
(施設数)	8	8	8	8	8	8
B-A		271	276	281	289	292

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

<提供区域> 23 区域（小学校区域）

<現状> （令和6年度時点）

- ◆ 高学年の受け入れができていない区域があるため、既存施設の拡張をするなど、定員を増加させる必要があります。
- ◆ 小学校の余裕教室や専用施設等を利用して37か所で実施し、1,886人の児童が在籍しています。（令和6年4月1日現在）
- ◆ 開所時間：月～金は放課後～19時、土曜日は7時～18時、長期休業期間は7時～19時です。
- ◆ 月額利用料は7,000円、ただし、8月は10,000円です。
- ◆ 運営は委託しています。

<放課後子ども教室との一体整備について>

親の就労に関係なく参加でき、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる場の整備（放課後子ども教室の整備）を検討します。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
（施設数）	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

※*****

<確保の内容>

- ◆ 高学年の受入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。
- ◆ 定員を超過し過密状態になっている施設については、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。
- ◆ 令和●年度 【拡張】○○区域 ●か所
- ◆ 令和●年度 【拡張】○○区域 ●か所
- ◆ 令和●年度 【拡張】○○区域 ●か所

<区域別の量の見込みと確保量>

【佐倉小学校区域】

単位：人

佐倉小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【内郷小学校区域】

単位：人

内郷小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【臼井小学校区域】

単位：人

臼井小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【印南小学校区域】

単位：人

印南小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【千代田小学校区域】

単位：人

千代田小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【上志津小学校区域】

単位：人

上志津小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【志津小学校区域】

単位：人

志津小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【下志津小学校区域】

単位：人

下志津小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【南志津小学校区域】

単位：人

南志津小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【根郷小学校区域】

単位：人

根郷小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【和田小学校区域】

単位：人

和田小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【弥富小学校区域】

単位：人

弥富小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【井野小学校区域】

単位：人

井野小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【佐倉東小学校区域】

単位：人

佐倉東小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【西志津小学校区域】

単位：人

西志津小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【小竹小学校区域】

単位：人

小竹小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【間野台小学校区域】

単位：人

間野台小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【王子台小学校区域】

単位：人

王子台小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【青菅小学校区域】

単位：人

青菅小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【寺崎小学校区域】

単位：人

寺崎小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【山王小学校区域】

単位：人

山王小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【染井野小学校区域】

単位：人

染井野小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【白銀小学校区域】

単位：人

白銀小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**	**	**	**	**	**
1年生	**	**	**	**	**	**
2年生	**	**	**	**	**	**
3年生	**	**	**	**	**	**
4年生	**	**	**	**	**	**
5年生	**	**	**	**	**	**
6年生	**	**	**	**	**	**
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行う事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> （令和6年度時点）

- ◆ 平成28年度から、乳児院に委託して実施しています。
※3歳未満の子を対象に7日間を限度に預かり
- ◆ 令和5年度は、延べ4人の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		56	56	56	56	56
B 確保量	718	718	718	718	718	718
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		662	662	662	662	662

<確保の内容>

- ◆令和7年度～11年度 増減なし

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受ける事業です。

<提供区域> 2区域

<現状> (令和6年度時点)

◆ 佐倉市子育て交流センター1か所、佐倉市子育て支援センター1か所、公立保育園6園、私立保育園6園、私立認定こども園2園、私立事業所内保育所1園、商業ビル1か所において本事業を実施しています。(令和6年4月1日時点)

◆ 令和5年度は、14,279組の利用がありました。

◆ 令和7年度から、事業内容に託児事業を追加します。

<量の見込みと確保量>

単位：組

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

<確保の内容>



(5) 一時預かり事業

病気やけが、冠婚葬祭、仕事など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった時に、幼稚園及び保育園でこどもを一時的に預かる事業です。

<提供区域> 5区域

<現状> (令和6年度時点)

- ◆ (幼稚園型) すべての幼稚園・認定こども園で、在園児を対象に実施しています。
- ◆ (一般型) 公立保育園全園(6園)、私立保育園6園、小規模保育事業所1園で実施しています。(令和6年5月1日時点)
- ◆ 令和5年度は、幼稚園型で延べ30,241人、一般型で延べ7,787人の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

【幼稚園・認定こども園】

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		30,241	30,241	30,241	30,241	30,241
B 確保量	100,073	95,035	94,577	93,203	91,142	91,142
(施設数)	13	13	13	12	12	12
B-A		64,794	64,336	62,962	60,901	60,901

<確保の内容>

- ◆ 量の見込み分の確保はできています。

<量の見込みと確保量>

【一般型^{※1}】

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

※1 一般型……主に保育園等において、在園児以外の乳幼児を一時的に預かる事業

※表中の「量の見込み」は年間の延べ利用人数(見込数)を表します。一方、「確保量」はどの年齢のこどもが利用するか特定できないという事業の特性から、施設毎の1日当たりの確保枠数に開所日数を乗じた値として表記しています。

<確保の内容>

◆ 志津南部区域の確保量が不足しているため、隣接する志津北部区域から充当することで確保することとしました。

◆ 令和7年度 【施設増】 7月 2施設

◆ 令和8年度 【施設増】 2施設

◆ 令和9年度 【施設増】 4施設

<区域別の量の見込みと確保量>

【幼稚園型・佐倉区域】

単位：人

佐倉	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		6,328				
B 確保量	28,396	24,961	25,190	25,190	24,274	24,503
(施設数)	4	4	3	3	3	3
B-A		18,633	18,862	18,862	17,496	18,175

【幼稚園型・根郷・和田・弥富区域】

単位：人

根郷・和田 ・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		550	550	550	550	550
B 確保量	1,145	1,145	1,145	916	916	916
(施設数)	1	1	1	1	1	0
B-A		595	595	366	366	366

【幼稚園型・臼井・千代田区域】

単位：人

臼井・千代田	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		11,021	11,021	11,021	11,021	11,021
B 確保量	28,167	26,793	26,106	25,648	25,190	24,732
(施設数)	3	3	3	3	3	0
B-A		15,772	15,085	14,627	14,169	13,711

【幼稚園型・志津北部区域】

単位：人

志津北部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		6,455	6,455	6,455	6,455	6,455
B 確保量	24,503	24,274	24,961	25,419	25,877	26,335
(施設数)	3	3	3	3	3	0
B-A		17,819	18,506	18,964	19,422	19,880

【幼稚園型・志津南部区域】

単位：人

志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		5,887	5,887	5,887	5,887	5,887
B 確保量	17,862	17,862	17,175	16,030	14,885	14,656
(施設数)	2	2	2	2	2	0
B-A		11,975	11,288	10,143	8,998	8,769

<区域別の量の見込みと確保量>

【一般型・佐倉区域】

単位：人

佐倉	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【一般型・根郷・和田・弥富区域】

単位：人

根郷・和田 ・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【一般型・臼井・千代田区域】

単位：人

臼井・千代田	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【一般型・志津北部区域】

単位：人

志津北部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【一般型・志津南部区域】

単位：人

志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量	**	**	**	**	**	**
(施設数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

(6) 病児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に、一時的に預かる事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> （令和6年度時点）

- ◆ 病後児保育は佐倉地区1か所（平成25年8月～）、志津地区1か所（平成24年12月～）で実施しています。
- ◆ 平成29年6月から志津地区で「病児保育事業」を開始しました。
- ◆ 令和5年度は、延べ205人の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		250	380	400	400	400
B 確保量	2,430	2,430	3,240	3,240	3,240	3,240
(施設数)	3	3	4	4	4	4
B-A		2,180	2,860	2,840	2,840	2,840

<確保の内容>

- ◆ 利用者の利便性向上のため、施設数の増加を図ります。
- ◆ 確保量は、施設ごとの定員に年間開所日数を乗じて算出しました。

(7) ファミリーサポートセンター事業

こどもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> （令和6年度時点）

- ◆ 佐倉市ファミリーサポートセンター1か所（委託）
- ◆ 令和5年度は、延べ4,116人の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		5,642	5,697	5,728	5,721	5,743
B 確保量	6,372	6,372	6,372	6,372	6,372	6,372
（施設数）	1	1	1	1	1	1
B-A		730	675	644	651	629

<確保の内容>

- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。
- ◆ 提供会員1人当たりの活動を月3回と見込み、確保量を算出しました。

(8) 利用者支援事業

(子育てコンシェルジュ、子育て世代包括支援センター)

◆ 「子育てコンシェルジュ（基本型）」

こどもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。

◆ こども家庭センター型

保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築する事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 「子育てコンシェルジュ（基本型）」

平成26年10月より市内3か所（佐倉市子育て交流センター、市役所こども保育課の窓口及び民間事業者）で実施しています。

◆ 令和5年度の基本型の相談件数は、延べ2,519件でした。

◆ こども家庭センター型

令和6年4月1日、こども家庭課内に開設しました。

<量の見込みと確保量>

【子育てコンシェルジュ（基本型）】

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量 (相談可能人数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

【こども家庭センター型】

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	**					
B 確保量 (相談可能人数)	**	**	**	**	**	**
B-A	**	**	**	**	**	**

<確保の内容>

- ◆ 基本型は、志津北部または志津南部に1か所増設する予定です。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業
(新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問事業を実施することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する事業です。

<提供区域> 1区域(市内全域)

<現状> 令和6年度時点

- ◆ 対象者から、出生通知書(ハガキ)や電話、メール等で訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師等が約束した日に訪問しています。
- ◆ 通知書の返送がない場合は、電話による勧奨のほか直接訪問を行う等により、育児状況の確認を行っています。
- ◆ 令和5年度は出生した子ども715人に対し、訪問人数714人、実施率は99.9%でした。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		727	710	692	676	661
B 確保量	718	727	710	692	676	661
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

- ◆ 佐倉市人口推計の0歳児人口の推計値から、量の見込みを算出しています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

- ◆ 県内外の医療機関、助産所に委託して実施しています。
- ◆ 令和5年度は733人の妊婦に対して、妊婦健康診査受診券を10,262枚発券し、利用されたのは8,731枚、利用率（受診率）は85.1%でした。

<量の見込みと確保量>

単位：枚

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		8,604	8,400	8,184	7,992	7,812
B 確保量	9,449	8,604	8,400	8,184	7,992	7,812
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。
- ◆ 母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

(11) 養育支援訪問事業

児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ こんにちは赤ちゃん訪問事業や関係機関からの連絡等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師や育児支援ヘルパー等が訪問し、相談や支援を行っています。

◆ 令和5年度の延べ訪問件数は288件です。

なお、令和5年度まで行っていた育児家事援助は、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業で行うこととなります。

<量の見込みと確保量>

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		294	294	294	294	294
B 確保量	294	294	294	294	294	294
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

◆ 関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ◆ 「教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助」
低所得で生計維持が困難である教育・保育認定保護者のこどもが、特定教育・保育を受けた際に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（実費徴収額）を助成する事業です。
- ◆ 「施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助」
幼稚園を利用する年収360万円未満世帯相当のこども、または第3子以降のこどもの保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）に係る実費徴収額に対して、一部を補助する事業です。
なお、本市では、主食費分も含めて給食費の補助を実施します。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ◆ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、子どもを守る地域ネットワークの要保護児童対策調整機関の職員や子どもを守る地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆ 「新規参入施設等への巡回支援」

保育園などの特定教育・保育施設等を新設する際に、運営や実施に関する相談・助言、手続きに関する支援等を行うことで、民間事業者の新規参入を支援する事業です。

◆ 「認定こども園特別支援教育・保育経費」

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

◆ 「地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」

地域等のニーズに応えるため、就学前のこどもを対象とした野外保育等の多様な集団活動について、利用する幼児の保護者の負担軽減のため、利用料を一部補助する事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 「地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」について、令和5年度は、1つの集団活動に在籍する児童3人の利用料の一部補助を行っています。

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止する事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 令和6年度に開始した事業であるため、実績等はありません。

<量の見込みと確保量>

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		73	73	73	73	73
B 確保量	73	73	73	73	73	73
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

◆ 家庭が抱える不安や悩みを丁寧に聞き取り、支援につなげていきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じてサポートを行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 令和6年度時点では、事業を実施していませんが、今後、市の方針について検討します。

<量の見込みと確保量>

本事業は、今後、市の方針について検討していくため、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(17) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図るため、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 令和6年度時点では、事業を実施していませんが、今後、市の方針について検討します。

<量の見込みと確保量>

本事業は、今後、市の方針について検討していくため、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 令和6年度に開始した事業であるため、実績等はありません。

<量の見込みと確保量>

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		1,721	1,680	1,637	1,598	1,562
B 確保量	1,699	1,721	1,680	1,637	1,598	1,562
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

◆ ****

(19) 乳児等通園支援事業

満3歳未満のこどもに適切な遊びや生活の場を提供し、保護者の心身や養育環境を支援する事業です。この制度は、就労要件を問わず、月一定時間までの利用が可能です。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 令和8年度から開始となる事業であるため、実績等はありません。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み			73	71	69	68
B 確保量			24	76	76	76
B-A			▲49	5	7	8

<確保の内容>

◆ 令和8年度 公立保育園6園で開始予定

◆ 令和9年度 民間保育園12園で開始予定

(20) 産後ケア事業

出産後の母親と赤ちゃんの健康と生活を支援するための事業で、出産後の母親が心身ともに健康を保ち、育児に専念できるようにサポートをします。

<提供区域> 1区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 令和5年度は、●●人の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		344	336	327	320	312
B 確保量	375	344	336	327	320	312
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

◆ ****

第6章

佐倉市こどもの貧困対策計画

1 こどもの貧困と日本のこどもの状況

(1) こどもの貧困について

こどもの貧困とは、こどもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうことをいいます。

こどもの貧困は、主に以下の3つの特徴をもってあります。こどもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで、こどもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になってしまうことや、進学や就職における選択肢を狭めるなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失につながってしまうことがあります。

●見えにくく捉えづらい

貧困の自覚がなく、あっても表に出さないため、実態がわかりにくい

●社会的に孤立

社会的に孤立し、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう

●困難・ニーズは多様

世帯ごと、こどもごとに直面する困難やニーズは異なる

参考：内閣府資料H29「国における子供の貧困対策の取組について」

(2) こどもの貧困対策に関する国の動き

国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、こどもの貧困対策について推進してきました。

近年、社会状況の変化からも、こどもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。平成30年度の調査では、こどもの貧困率は13.5%となっており、およそ7人に1人が貧困状態にある現状となっています。こういった状況や社会情勢の変化に対応するため、国は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、各施策についてこどもの状況に応じ、包括的かつ早期に対策を講じることとされました。

法律の改正に伴い、令和元年11月には、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を行うことを目的として、「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されました。大綱では、こどもの将来はその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届きにくいこどもや家庭への支援などが明記されております。

そして、これらの対策を総合的に推進していくために、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱を重点施策として、様々な施策を推進することとされております。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立・公布され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたとともに、目的に「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」から「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明確に盛り込まれました。

(3) こどもの貧困対策に関する千葉県の動き

千葉県では、すべてのこどもが、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進するため、平成27年度に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、県内のこどもの貧困の現状を把握し、こどもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るため、4つの重点的支援施策として整理しています。

令和元年度に計画期間が満了を迎えたことから、国による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し等を踏まえ、次期計画となる「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

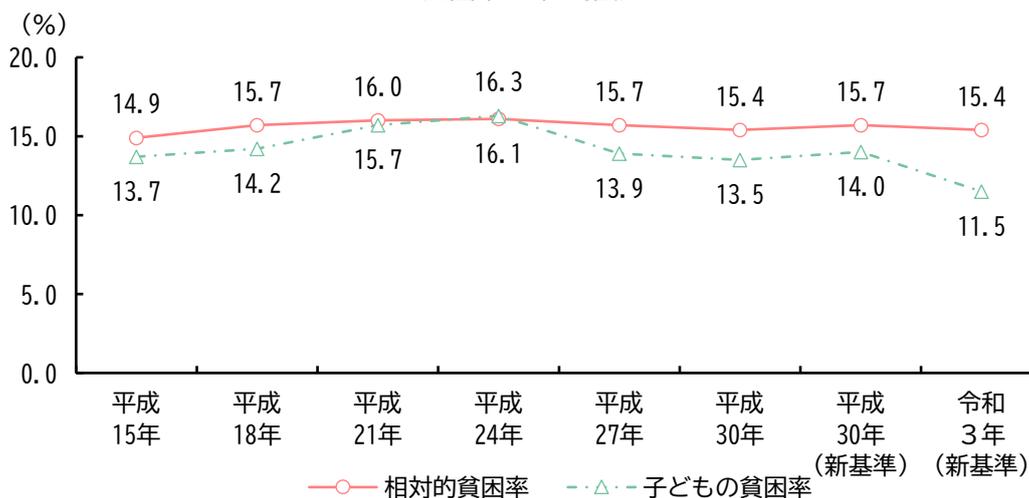
この計画では、新たに施策横断的な方針として、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」など、3つの基本方針を定めるとともに、重点的支援施策として、現計画にある「教育の支援」「生活の支援」などに加えて、新たに「支援につなぐ体制整備」を定め、こどもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

(4) 全国の貧困の状況

厚生労働省が示す令和4年「国民生活基礎調査」によると、「こどもの貧困率※」は、令和3年には11.5%となっています。

「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、高校などへの進学率は父子世帯の方が高く、大学への進学率は、母子世帯の方が高くなっています。

貧困率の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

貧困線の推移

単位：万円

項目	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	平成30年(新基準)	令和3年(新基準)
貧困線	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

ひとり親家庭のこどもの進学率

単位：%

項目	母子世帯	父子世帯	全世帯
高校などへの進学率	94.5	96.2	98.9
大学への進学率	66.5	57.9	57.4

※こどもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下のこどもの割合

資料：令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」、令和3年度「学校基本調査」

■ 貧困率について

こどもの貧困にはいくつかの定義がありますが、代表的なものに「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示し、発展途上国に集中しています。

その一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉え、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示しています。厚生労働省においては、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない状態を「相対的貧困」としています。

また、こどもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況」のことをいいます。厚生労働省が発表した令和3年の日本の相対的貧困率は、全体で15.4%、「こども貧困率（17歳以下）」で11.5%となり、特に、「こどもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%に比べて非常に高い水準にあります。

なお、本市では、貧困線を下回る所得の方を「生活困窮層」、貧困線以上かつ中央値未満の所得の方を「周辺層」とし、両者をあわせた方を「生活困難層」としています（中央値以上の所得の方は「非生活困難層」としています）。

【参考】 こどもの貧困率の状況

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
							旧基準	新基準	
こどもの貧困率（%）	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
相対的貧困率（%）	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもがいる現役世帯（%）	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人（%）	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上（%）	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
貧困線（万円）	137	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「2021年国民生活基礎調査の概況」

（注1）大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

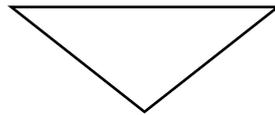
（注2）平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）

2 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題

令和3年度に実施した「佐倉市子どもの生活状況調査及び資源量調査」等に基づき、佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題を整理すると、次のとおりとなります。(経済状況によらない特徴等も含む)

【子どもたちへの支援に向けて】

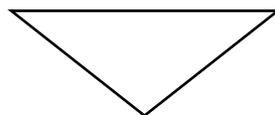
●現状
<ul style="list-style-type: none">・経済的な理由などから子どもの進路について、妥協してしまうことがある・保護者の生活習慣が、子どもに影響し、不規則な習慣が定着してしまうことがある・子どもと接する時間や子どもに関する行事への参加が少なくなる傾向にある・子どもの進学を希望する一方、早く家計を支えてほしいこともあり、理想と現実のギャップが発生している・新型コロナウイルスの影響により、収入などの金銭面への不安を感じている・虐待などが見られる場合、保護者自身の生活能力が乏しい、不安定な就労状況にあることが多い・経済的な状況にかかわらず、子育てに対して、周りから学ぶ機会が少なく不安を感じている・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安定的な収入が得られない、子どもとの時間が取れない



●課題
<ul style="list-style-type: none">・家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図っていくことが必要・就労支援により、継続的に収入が得られるようライフステージやライフサイクルに応じた支援が必要・保護者に親としての力を付けていくような支援が必要・保護者の経済的、精神的な安定に向けた支援が必要・さまざまなニーズに合わせた教育、保育の確保が必要

【関係機関との連携体制の構築に向けて】

●現状
<ul style="list-style-type: none">・学校以外での学習の場や、交流の機会が不足している・子どもに関する相談機関や団体へ相談する人が少ない・関係機関や各種団体間での連携が、個人情報保護の観点から困難な部分がある・問題を発見してもどのように接し、どこにつなげればよいかわからない場合が多い

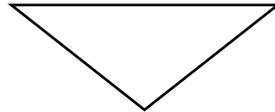


●課題
<ul style="list-style-type: none">・子どもと常に接している関係機関や団体、さまざまな福祉や医療に関する関係機関において、子どもの貧困等に関する知識の普及や人材の確保が必要・問題を発見した場合の明確な連携ネットワークの構築が必要・学校以外での子どもの安全、安心な居場所作りを進めていくことが必要・各機関が連携を取りやすいような環境や体制づくりが必要

【気兼ねなく問題を打ち明けられる相談支援に向けて】

●現状

- ・親や友人など誰にも相談できない、したくない、自分の課題を相談してもよいのかとためらう
- ・こどもの相談相手としては、親の割合が高くなっている
- ・家庭や本人が行動を起こして、支援が始まるという流れがほとんどとなっている
- ・困難に直面している家庭やこどもについて、その全ての窓口を学校が担うのには限界がある
- ・長時間、親やきょうだいの世話をしている子が少なからずいる
- ・保護者もこどもも、厳しい困窮状況に置かれた場合、他の人に相談したり、助けを求めたりできないことが多くある
- ・支援する側として、家庭の事情やプライバシーに介入する困難さがある



●課題

- ・「構えた」場所だけでなく、こどもが気兼ねなく利用できる場所や保護者が普段からよく利用している場所における相談窓口や、SNS等を活用した相談環境の整備、周知が必要
- ・ヤングケアラーや生理の問題など、周りが気づきにくい問題を抱えている子について、SOSを察知し適切などころにつなげられる人材や仕組みが必要
- ・こどもの相談に対して、親や周囲の大人が適切に対応できるような体制の整備が必要
- ・学校以外での相談窓口の充実や、支援につなげる人材の確保が必要
- ・いろいろな人が気軽に利用でき、たくさんの大人の目があるような居場所作りが必要

上記現状と課題に対して、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、こどもの貧困対策について4つの類型に分類し、こどもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。

3 こどもの貧困対策の全体像

(1) 教育の支援

困難な状況にあるこどもに対する学校教育の充実や教育の機会均等に関する支援

(2) 保護者の就労・経済的支援

困難な状況にあるこどもの保護者に対する就労の支援や経済的な支援

(3) 生活の支援

困難な状況にあるこどもや保護者に対する生活の安定に関する支援

(4) 支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要なこどもをつなぐ体制の整備

4 こどもの貧困対策に関する施策の展開

(1) 教育の支援

教育の機会均等が図られるよう、学校教育の充実や就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講じていきます。

① 学校を中心とした教育支援

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、こどもの学力が保障され、こどもたちが将来望んでいる進路を自ら選択できるように、学校教育の充実を図ります。また、こどもたちの支援につなげていくために、学校関係者やこどもを取り巻く関係者に、支援に関する情報や相談先について、認識の共有を図るとともに、千葉県が任用するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、個々の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。

重点：生活困窮者自立支援事業、家庭教育事業

② 教育や学習の機会均等の推進

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、こどもたちに対する教育、学習の機会均等を進め、こどもの可能性を拓けられるように、幼児教育、保育の推進・質の向上を図ります。

また、学校以外での学習支援体制の整備、こどもの成長を支える多様な体験の機会の創出など、教育・学習環境の充実を図ります。

重点：こどもの学習・生活支援事業、学校外における学習支援の充実に向けた検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		H29	H30	R 1	R 2	R 3	方向性
1	千葉県スクールソーシャルワーカーの対応件数(千葉県による事業)	15件	12件	62件	128件	158件	増加
2	学習支援施設(か所数)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	維持・増加

(2) 生活の支援

貧困の状況にあるこども及びその保護者に対する生活の相談、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流機会の提供、その他貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し、必要な施策を講じていきます。

① 保護者の生活支援

こどもが社会から孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまわないように、こどもの成長過程における原点である家庭教育の充実や、こどもの相談に対して、保護者が適切に対応できるよう「親育て」への支援を行います。また、保護者等の安定した生活や自立、健康の確保に向けて、支援体制を整備します。

重点：生活困窮者自立支援事業、家庭教育事業

② こどもの生活支援

さまざまな困難を抱えるこどもたちが健全に成長し、深刻な状況に陥ることのないように、社会的養育が必要なこどもへの支援や生活習慣及び食習慣の改善に向けた相談支援を推進します。また、こどもが安心して利用できるような居場所作りや、適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会の提供などを通して、こどもが自らSOSを出す力や生活力を養えるような体制整備を推進します。

重点：自然を活かした親子の居場所づくり事業、子ども食堂等との連携事業

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		H29	H30	R 1	R 2	R 3	方向性
1	生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数	121件	117件	133件	154件	149件	維持
2	市内子ども食堂の数	3団体	6団体	8団体	8団体	11団体	増加

(3) 保護者の就労・経済的支援

貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施や、所得の安定と向上に資するための就労の支援のほか、各種手当の支給、資金の貸付け等、貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

① 保護者に対する就労支援

世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心してこどもを育てる環境作りを進めるため、ひとり親家庭に加え、生活が困難な状態にある世帯に対するきめ細やかな就労支援を進めるなど、職業生活の安定と向上に資する支援の充実を図ります。

重点：ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、仕事と生活の両立を支援する研修

② 経済的な支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活を安定させるため、各種手当を支給するほか、子育てをしていくうえでのさまざまな経済的負担を軽減することにより、困難な状況にあるこどもや家庭において、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなる支援を行います。

重点：児童扶養手当の適切な支給、子ども医療費助成

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		H29	H30	R 1	R 2	R 3	方向性
1	ひとり親に対する就業・スキルアップ支援数	17件	9件	9件	7件	9件	維持
2	児童扶養手当の受給率（受給資格世帯）	86%	84%	83%	82%	82%	維持

支援者より寄せられた意見やケース（資源量調査より）

不登校の背景に経済的に困難な状況が伺えるケースがあり、経済的な支援制度を紹介し、関係機関とつながったことで、保護者の負担が軽減し、本人も学校に足が向くようになりました。

(4) 支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制を整備していきます。

① 相談窓口の充実

虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために既存相談窓口の充実を図ります。また、SNSなどさまざまなプラットフォームを活用した情報発信や相談窓口の連携促進を図り、気軽に相談できるような体制整備を図ります。

重点：児童虐待、DV等に関する相談・対応、ひとり親家庭における相談の充実

② 支援人材の育成

子どもを取り巻く環境に直接かかわる保育士、幼稚園教諭、学校の教職員などをはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困やヤングケアラーに関する理解を深め、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような人材の育成を推進します。

重点：幼稚園教諭、保育士等の資質の向上、教職員の資質向上

③ 社会全体でのこどもの支援と連携体制の構築

困難な状況にあるこどもの早期発見や、支援が届きにくい子どもや家庭に対してもアプローチできるように、常に子どもと接している機関や団体、福祉、教育、医療に関する関係機関の連携体制を構築し、社会全体で子どもを支援していく体制を推進します。また、このような取組や既存の制度及び施策等について積極的に情報収集、発信を行います。

重点：支援につなぐガイドブック等の作成の検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		H29	H30	R1	R2	R3	方向性
1	家庭児童相談件数	718件	725件	890件	761件	785件	質の向上

5 こどもの貧困対策に関する各種取組

(1) 教育の支援

① 学校を中心とした教育の支援

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	学校における教育相談の充実 (スクールカウンセラー・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー)	市内の全小中学校に心の教育相談員や県が任用するスクールカウンセラーを配置し、様々な教育相談に対応します。また、必要に応じて県が配置するスクールソーシャルワーカーとも連携し、子どもや保護者への支援を充実します。	指導課 教育センター
2	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
3	確かな学力の向上に向けた人材の配置事業 (英語指導助手・小学校理科実験支援員・特別支援教育支援員)	幼稚園及び全小中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語に触れる機会の充実と国際理解教育を推進します。 また、小学校理科実験支援員を小学校に派遣し、授業の充実と科学への関心・意欲の向上につなげます。 さらに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のいる幼小中学校に特別支援教育支援員を配置し、1人1人の教育的ニーズに応じた学習や生活支援の充実を図ります。	指導課 教育センター
4	少人数指導支援推進事業	多人数の学級を抱える学校に学校支援補助教員を配置し、きめ細かな少人数指導を実施し、個々の習熟度に応じた学習支援を行います。	学務課
5	学校支援アドバイザー	教職経験及び生徒指導の経験を有する学校支援アドバイザーを市内の学校に配置し、巡回指導を行うことで、学校で発生するいじめ問題やトラブル等への適切な助言や指導の業務を行います。また、学校支援アドバイザー会議を毎月開催し、教育委員会と情報を共有していきます。	指導課
6	学校におけるアンケート調査などの実施	各学校において児童生徒向けアンケートを実施し、いじめ、虐待などの早期発見につなげます。	指導課
7	インクルーシブ教育システム推進事業	「言語やきこえ」に課題がある子どもたちをことばの教室(通級指導教室)の中で、指導、支援します。また、インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ(スクールクラスター)を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
8	ルームさくらの運営	学校に行けない小・中学生を対象に、学習面のサポート、集団生活への適応を促し、社会的自立に向けて支援します。	教育センター

② 教育や学習の機会均等の推進

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	生活困窮者自立支援事業 (こどもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課
2	学校外における学習支援の充実に向けた検討	経済的な事情により学習塾、スポーツ教室、教養を身に付けるための各種教室に通うことが難しい世帯のこどもたちに対する支援策について検討を進めます。	こども政策課
3	就学援助事業	生活保護を必要とする世帯、または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、入学準備費や学用品費、修学旅行費など就学に必要な費用を援助します。	学務課
4	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するために、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課
5	生活保護(教育扶助・生業扶助)	<生活保護費等給付事業> (教育扶助)小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給します。 (生業扶助)高等学校等就学費として、高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給します。	社会福祉課
6	佐倉市高等学校等奨学金	経済的な理由によって高等学校等で修学することが困難な修学意欲のある方に対して、一定の条件のもとに授業料以外にかかる学資の一部を支援します。	教育総務課
7	定時制高校への支援	市内に在住する千葉県立佐倉南高等学校三部制定時制課程の生徒の学習、クラブ活動等を支援するため、佐倉南高等学校定時制教育振興会に補助金を支給します。	教育総務課
8	好学チャレンジ事業	市内の全小中学校において夏季休業日に好学チャレンジ教室を実施し、補習的な学習機会を確保し、学習の支援を行います。また、佐倉市での使用教科用図書の内容に即した問題やテストを好学チャレンジプリントとして作成し、基礎・基本の確実な習得に活用する他、HP上でも公開します。	指導課 教育センター
9	夏季期間中の図書館・公民館の自習スペース開放	夏季休業期間中に、市内図書館及び公民館施設の一部を開放し、こどもたちの自習スペースを提供します。	社会教育課

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
10	公民館等主催子育て事業	幼児期のこどもやその保護者を対象とした各種教室等を開催し、運動や絵本の読み聞かせ、語りなどを通して、親子のコミュニケーションの促進を図ります。	各公民館
11	学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課

(2) 生活の支援

① 保護者の生活支援

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	生活困窮者自立支援事業	佐倉市在住で、働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
2	家庭教育事業	子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決を図ることができるよう各種講座や講演会を開催します。また、家庭の教育力向上のため、市立幼稚園及び小中学校に家庭教育学級を開設します。また、様々な人権への理解を深めていただくため、毎年、人権教育についての講演会を実施します。	社会教育課
3	民生委員・児童委員制度	無報酬のボランティアとして、区域に住む高齢者や障がい者、児童の見守りを行います。また、区域の人からの生活上の相談に応じて、必要があれば現況の報告や相談を適切な機関に行い、その人にとって快適に暮らせるよう援助します。	社会福祉課
4	保育園・認定こども園・幼稚園	保護者が就労、病気、看護、介護、出産など何らかの事情でこどもの教育・保育をすることができない場合において、児童福祉法に基づき保護者に代わり、教育・保育を実施します。 ・利用料金：3歳以上は無料（給食費等の実費除く）	こども保育課
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、こどもを家庭で養育できない場合に、こどもを一時的に預かります。	こども保育課
6	病児・病後児保育事業	こどもが病気にかかり、家庭での保育や集団生活が困難な場合に、専用の施設でこどもを一時的に預かる事業を行います。 ・病児保育…病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められないこどもが対象 ・病後児保育…病気の回復期にあるこどもが対象	こども保育課

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
7	子育て支援センター事業	事前申し込みの必要なく、開放的な雰囲気、気軽に立ち寄り、親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたりできる場所・機会を提供します。 ・レイクピアウスイ3階 ・保育園等の子育て支援センター	こども保育課
8	佐倉市ファミリーサポートセンター事業	地域において、「子育てのお手伝いをしたい」提供会員と、「子育ての手助けをしてほしい」依頼会員とを紹介し、子育てが大変なときに地域で支え合う相互援助活動をサポートする事業を行います。また、ひとり親等の方がファミリーサポートセンターを利用した場合はその一部を助成します。	こども保育課
9	養育支援ヘルパーの派遣	こどもの養育について支援を必要とする家庭に、養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の整備を図ります。	こども家庭課
10	ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課
11	障害者団体活動支援事業補助金	障害者の日常生活の充実を図るため、障害者や家族が自らの権利や自立のために社会に働きかける等の活動をしている団体を支援します。	障害福祉課
12	外国人に向けた生活支援	市内在住の外国人に向けた行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。	広報課

② こどもの生活支援

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	自然を活かした親子の居場所づくり事業	市内の公園を活用し、プレーパーク等の子育て世代応援イベントの開催を支援し、親子の居場所づくりを進めます。	公園緑地課 こども政策課
2	子ども食堂等との連携事業	子ども食堂や地域食堂などといった市民の自発的な活動についての市民への周知を進め、こどもの居場所づくりを進めます。	こども政策課 社会福祉課
3	【再掲】生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業）	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課
4	学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ります。	こども保育課

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
5	児童センター・老幼の館	乳幼児から18歳までの児童及び児童の保護者がいつでも自由に来て過ごすことができる児童センター・老幼の館を運営し、遊びを通してこどもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、楽しい子育て・子育てをサポートします。	こども保育課
6	ヤングプラザの運営	学校が終わった後や休みの日に、友達とちょっと寄って好きなことができる学校でもない、家庭でもない、小・中・高校生の居場所としてヤングプラザを運営します。	こども政策課
7	【再掲】 学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課
8	青少年育成事業	青少年育成団体と連携し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、こどもたちの自主性や社会性などを育み地域の方々と交流できる機会を提供します。	こども政策課
9	障害児等への療育支援	生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練や療育を行います。(児童発達支援、放課後等デイサービス等)	障害福祉課
10	巡回相談事業の実施	臨床心理士や障害の言語聴覚士等の専門職が保育園等を訪問し、保護者へ専門的な助言を行います。	こども保育課
11	チャレンジドフィットネスクラブ	遊びながら、楽しく身体を動かし、こどもの健康づくりをサポートしていくことを目的として、こどもに応じた運動教室を市と、佐倉市手をつなぐ育成会、順天堂大学学生の協力のもと開催します。	障害福祉課
12	ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とするこどもについて、保護者が成育歴や支援内容等を記録し、医療・保健・福祉・教育等の機関へ情報共有を行うライフサポートファイルの利用を促進し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援等に繋がります。	障害福祉課
13	児童発達支援センター機能の強化	児童発達支援センターにおいて、通所利用の未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。また、通所支援のほか、身近な障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。	障害福祉課

(3) 保護者の就労・経済的支援

① 保護者に対する就労支援

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就労に必要な技能資格を取得するために教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
2	仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等の実施	男女平等参画推進センターミウズにおいて、男女が共に助け合い、家事・育児に関わることの重要性について理解を深め、共に働き続けられるよう、仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等を実施します。	自治人権推進課
3	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の親で、1年以上の養成機関で修業し、資格取得（看護師、保育士、調理師など）が見込まれる方を対象に訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭課
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験の対策講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭、寡婦の方が、技能習得のための通学、就職活動など自立のために必要な活動をするときや、疾病、看護、学校等の公的行事のために一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して、食事の世話、乳幼児の保育等、日常生活の支援をします。	こども家庭課
6	再就職支援セミナー (女性向け・全年齢向け)	千葉県ジョブサポートセンターとの共催により、佐倉市及び周辺市町で再就職支援セミナーを開催します。	商工振興課
7	地域職業相談室	求職者に雇用・就業に関する情報提供や知識習得の機会の提供を行い、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。また、企業の人手不足解消を図るため、女性・高齢者・障害者等の就労促進及び定着支援を行います。	商工振興課

② 経済的な支援

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	児童扶養手当	離婚等の理由で、ひとり親世帯となった家庭や父または母に重度の障害がある家庭等の児童を養育している人に対して、生活の安定と自立支援などを目的に手当を支給します。	こども家庭課
2	子ども医療費助成	0歳から中学3年生までの子ども医療費を助成し、入院1日・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
3	児童手当	中学生以下の児童を養育しているかたに、児童手当を支給します。	こども家庭課

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
4	特別児童扶養手当	一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている保護者（現に養育している者）に対して、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
5	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の重度障害児に対して、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
6	佐倉市中心身障害児福祉年金	20歳未満の障害児の保護者に対して、佐倉市中心身障害児福祉年金を支給します。	障害福祉課
7	ひとり親家庭等医療費等助成	18歳に達する日以後の年度末までの児童（児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日まで）を養育している母子家庭・父子家庭等のかたが保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども家庭課
8	ひとり親家庭等児童の入学及び就職祝い金	ひとり親家庭等で、小・中・高等学校に入学する児童や中学校を卒業して就職する児童を養育している方に祝い金を支給します。	こども家庭課
9	JR定期券の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JR東日本の通勤定期券を購入する場合、3割引きを受けられる証明書を発行します。	こども家庭課
10	母子、父子、寡婦への資金貸付	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立を応援するため、各種資金を無利子又は低利子で貸付します。	こども家庭課
11	未熟児養育医療費給付	身体の発育が未熟な状態で生まれ、NICU（新生児集中治療室）等に入院を必要とするお子さんに対して、指定医療機関での医療費を公費助成します。健康保険法で対象としている医療費が給付の対象となり、入院治療における診療・医学的処置・治療等が受けられます。	母子保健課
12	予防接種事業	健康を保持するための経済的な負担を軽減し、感染症の予防と公衆衛生の向上を図るため、公費負担による定期予防接種を実施します。また、任意予防接種（おたふくかぜワクチン等）の費用の一部を助成し、こどもの健康保持と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課
13	健康診査の公費助成	妊婦健診14回分と乳児健診2回分の公費助成により、病気の早期発見と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課
14	佐倉市認可外保育施設利用者助成金	認可外保育施設に通園しているこどもの保育料を一部助成します。	こども保育課
15	幼稚園給食費給付金	所得が一定以下の施設等利用給付認定を受けたこどもの保護者に対して、幼稚園に係る給食費の負担軽減を目的として、給付金を支給します。	こども政策課
16	施設等利用給付事業 幼稚園利用費等給付事業	経済的負担の軽減を目的として、幼稚園の利用料や預かり保育料、認可外保育施設等の利用料について助成します。	こども政策課

(4) 支援につなぐ体制整備

① 相談窓口の充実

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	児童虐待、DV等に関する相談・対応	18歳未満の子どもとその家庭（妊産婦も含む）を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとに対し、専門の相談員が相談、対応します。きめ細やかな相談や支援を継続的に行い、児童虐待の未然防止、再発防止のため関係機関と連携した支援体制を構築し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。	こども家庭課
2	ひとり親家庭の相談の充実	離婚の際など養育費、住宅、就労、子育てにおいて新しい環境に慣れるまで様々な問題を解決していかなければならない方に対し、経済的な負担や精神的な不安を少しでも軽くするために相談の充実を図ります。	こども家庭課
3	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレット配付	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレットを窓口等で配付し、相談機関の周知を行います。	こども家庭課
4	教育相談・発達相談の実施	学校教育相談員を教育センター及びルームさくらに配置し、家庭でのしつけや、不登校、発達相談、就学相談など、学校生活における様々な不安や悩みなど、幅広く相談に対応します。	教育センター
5	子育て世代包括支援センター	子育てに不安や悩みを抱えている保護者が安心して子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に応じます。	母子保健課
6	子育てコンシェルジュの配置	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内するなど、様々な子育ての相談に応じる支援を行います。	こども保育課
7	くらしサポートセンター佐倉（生活困窮者自立支援）	生活保護を受けていない方で、何らかの生活上の困りごとを抱えている方（年齢に制限はありません）が気軽に相談できるよう無料の相談窓口を開設し、様々な事情で生活に困窮する方への包括的な支援を実施します。	社会福祉課
8	健康相談事業	家庭における健康管理に資することを目的とし、専門職による、こころとからだの相談事業を実施しています。相談の中で、貧困の内容があれば、こどもも含めて必要な時は、くらしサポートセンター佐倉などの関係機関に繋がります。	健康推進課
9	障害者相談支援事業所（療育支援コーディネーター）	市内指定相談支援事業所9ヶ所において、障害者本人や、障害児の保護者または介護を行っている人から日常生活や社会生活を営むにあたっての相談を受け、必要な情報の提供や援助を行います。また、障害者相談支援事業所のうち1ヶ所に療育支援コーディネーターを配置し、障害児の保護者等が困った時に、医療機関・学校・福祉機関等と連携し適切なコーディネートを行います。	障害福祉課
10	女性のための相談事業	こどもとの問題やDV、離婚などの相談に応じるため男女平等参画推進センターミウズにおいて、カウンセラーによる「女性のための相談」を週1回実施します。	自治人権推進課

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
11	こども家庭センターの設置に向けた検討	児童福祉法の改正に伴いこども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に運用することも家庭センターの設置に向けた検討を進めます。	母子保健課 こども家庭課

② 支援人材の育成

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	幼稚園教諭、保育士等の資質の向上 (こどもの貧困に関する理解促進)	幼稚園、保育園、認定こども園学童保育所等に従事する職員を対象とした研修を実施し、こどもの育ちにかかわる幅広い分野の研修を、施設の種別を超えて行うことにより、総合的な教育・保育の質の向上を図ります。	こども保育課
2	教職員の資質向上 (こどもの貧困に関する理解促進)	学校で勤務する教育職員に対し、こどもの貧困・ヤングケアラーなど課題に対する気づきと対応等についての研修を行います。	指導課
3	人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施するなど、こどもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課
4	子育てに関する講座・研修の実施	子育て講座や研修の開催により、こどもとうまくコミュニケーションをとる方法を学ぶことで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	こども保育課

③ 社会全体でのこどもの支援と連携体制の構築

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	支援につなぐガイドブック等の作成の検討	支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、ツールの検討を行います。	こども政策課
2	地域と学校等の連携体制の充実	学校等と民生委員などの地域福祉との連携により、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の充実に向けて検討を行います。	指導課 学務課
3	健康診査	産婦健診の実施により、産後うつや早期発見と虐待防止を図ります。また、幼児健診の実施により、病気や発育・発達の遅れの早期発見、虐待防止を図ります。また、健康診査での相談業務を通じて、心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
4	母子保健推進事業	新生児が生まれた家庭への全戸訪問の実施やマタニティクラス・パパママクラス事業の開催を通じて、こどもや保護者の心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
5	障害児巡回相談支援の実施	障害のあるこどもの成長に伴った指導、訓練を進めるため、言語聴覚士等の専門職が保育園等を巡回し、専門的な支援を行います。	こども保育課

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
6	いじめ防止対策連絡協議会	いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するための協議会を開催します。	指導課
7	佐倉市児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童虐待防止活動を実施します。	こども家庭課
8	青少年問題協議会	青少年問題協議会を開催し、青少年関連団体や教育・福祉などの行政関係機関相互の連絡調整を行い各団体の取組からみえる青少年を取り巻く課題について協議します。	こども政策課
9	【再掲】 インクルーシブ教育システム推進事業	インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
10	市民活動団体の支援	市民公益活動サポートセンターにおいて、こども・子育てに関する団体などの市民公益活動団体に対して、情報提供や交流・活動の場の提供等を行っています。また、市民公益活動団体が行う市民協働事業に対する支援として、助成金の交付や専門家等の技術的な支援等を実施します。	自治人権推進課
11	こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及びこどもの権利について、講演会の開催や子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課
12	人権擁護委員活動の支援	こどもが抱える様々な悩み・問題に対応する「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。	自治人権推進課

(5) その他関連する取組

① 佐倉市社会福祉協議会による取組

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
1	生活福祉資金貸付事業 (教育支援費・就学支度費)	<p>●教育支援費 就学するのに必要な経費について、高等学校：月3.5万円、短大・専門学校・高等専門学校：月6万円、大学：月6.5万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は随時。返済期間：原則10年以内</p> <p>●就学支度費 高等学校、大学、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校への入学に際し必要な経費について、50万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は入学時のみ。返済期間：原則10年以内</p>	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援
2	菊地久治勉学奨励金奨学生募集事業	佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に対し、給付型の奨学金を支給します。(年間150万円を限度)	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援

No.	取組みの名称	取組みの内容	主な所属
3	生活困窮世帯子ども支援事業	生活困窮になった世帯に属する子どもを対象に学校等へ通うために必要な資金やその他、佐倉市社会福祉協議会会長が必要と認める返済不要の資金について、世帯当たり年間10万円を上限に給付します。	保護者の就労・経済的支援
4	さくらあったか食堂ネットワーク	社会福祉協議会が事務局となり、佐倉市内の子ども食堂、地域食堂で構成され、創意工夫をしながら「食を通じて、子どもたちが、子どもをよく見ってくれる地域の大人たちと出会える場づくり」を行っています。	生活の支援

第7章

計画の実現のために

1 計画の推移体制

本計画では、4つの基本目標を達成するための●の重点事業を定め、その他の取組を含めて施策を展開することとしました（第4章）。また、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを決めました（第5章）。また、こどもの貧困対策に関する施策も展開していきます（第6章）。

計画の推進にあたっては、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等、地域子ども・子育て支援事業の事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。

なお、計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、PDCAサイクルによる効率的な進捗管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ

